



平成30年度
中国の新時代の新矛盾に対処する
国内外における経済・社会統治のあり方

2019年2月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

平成30年度 (一財) 貿易・産業協力振興財団 助成事業

はじめに

2017年10月、習近平政権は第19期党大会を経て二期目に入ったが、注目すべきは、同大会決議で、「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」が党規約に盛り込まれたことであった。この、習近平の新時代の思想は毛沢東思想、鄧小平理論に並ぶ中国共産党の指導理念となったとされる。新時代思想は、中国が習政権二期以降の新時代に中華民族復興の夢を実現しようとするものであり、内外の大きな注目と関心を集めている。

その実現には、本報告書が平成26年度以来テーマとしてきた一帯一路戦略の行方が大きく関係している。

2018年は、中国経済の国際化に大きく貢献してきた改革開放40周年であったが、同年3月に本格化した米中貿易摩擦は、貿易戦争とまで形容されているように、中国経済はいうにおよばず、世界経済の発展に大きく影響を及ぼしつつあり、1998年のアジア通貨危機、2008年の米国を震源とする世界的金融危機にも匹敵する世界経済危機を招来しかねないとする識者が少なくない。

今、世界経済は大きな変化の過程にあり、これに中国経済はますます深く関わりつつある。この点、公正で客観的なグローバルガバナンスの改革を提起する中国が、これにどう対応し、どんな次の一手を打とうとしているのか、世界における中国のプレゼンス、ポジションをみる重要な視点となろう。

そんな中、本報告書は、“一帯一路”構想の進捗と課題、新たなグローバルガバナンス・新型国際関係形成への中国と関係国・国際組織との対応、中国の金融システム、人民元の国際化、さらに、中国経済内部の矛盾と可能性や産業構造調整（供給サイド改革、国有企業改革など）や国際産能合作などを網羅しており、実にタイムリーな内容となっている。

本報告書は平成30年度の「中国：新時代の新矛盾に対処する国内外における経済・社会統治のあり方に関する研究」をテーマとした中国研究会事業の報告書として作成されたものである。同研究会の構成メンバーは、以下のとおりである。

平成30年度中国研究会メンバー

| | | |
|----|--------|-----------------------------|
| 主査 | 梶田 幸雄 | 麗澤大学 外国学部 教授 |
| 委員 | 露口 洋介 | 帝京大学 経済学部 教授 |
| 委員 | 青山 周 | アジア・ユーラシア総合研究所 客員研究員 |
| 委員 | 高田 智之 | ジャーナリスト |
| 委員 | 佐野 淳也 | 株式会社 日本総合研究所 調査部 主任研究員 |
| 委員 | 岡崎 久実子 | 一般財団法人 キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 |
| 委員 | 柳田 健介 | 公益財団法人 研究員 日本国際問題研究所 |
| 委員 | 原島 哲雄 | 日本商工会議所 国際部 主任調査役 |
| 委員 | 江原 規由 | 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) 研究主幹 |

2019年2月
一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 約

第 1 章 新経済発展モデルおよび中国型グローバリズム展開の新矛盾と法

麗澤大学 外国部学部
教授 梶田 幸雄

中国型の国内経済発展モデル及びグローバリズムにおける新矛盾が顕在化してきている。こうした中で、(1) 中国の新常態下の経済発展モデルから生じた格差拡大の現状と課題について整理し、(2) 中国型グローバリズムにおける新矛盾（中国投資受け入れ国からの新植民地主義との批判の存在）の現状と課題を概観し、(3) これら問題に関する中国政府の対策を示し、(4) 諸外国への影響について検討した。中国政府は、国内の新矛盾に対処して民衆の満足感、幸福感、安全感を高める施策を講じる必要がある。また、対外政策面で新植民地批判に応えるには“一帯一路”構想実施における規範を示す必要がある。この場合、国内・対外における法治（法の支配）ということが重要になるだろう。

第 2 章 人民元国際化の最近の動向と政策方針

帝京大学 経済学部
教授 露口 洋介

人民元の国際化に関連して、2018年6月に中国所在銀行やクリアリング銀行の人民元売買業務の範囲拡大という重要な施策が実施された。一方で取引の真実性等に対する監督管理は強化する方針が打ち出されている。本措置により、人民元国際化を促進する効果が期待できる。他方、それに伴う国内金融政策に対する海外からの影響の拡大の恐れに対して、中国当局は監督管理の強化によって対応できると判断したと思われる。

一方、人民元の対ドル基準為替レートの動きをみると、2015年8月以降、上下双方への変動の弾力性を増しつつ、人民元安方向へ変動していたが、2018年8月に当局は過度の人民元安の動きを抑制する措置を導入した。

このような人民元関連の政策方針の背後にみられるのは、市場経済のメリットをできるだけ享受し、マクロ経済の効率性を高める努力は行いつつも、経済の大きな変動を回避するための監督管理は維持・強化しようという考え方である。中国の政策当局は、今後も両者のバランスを図る高難度の政策運営の継続を迫られることとなるだろう。

第3章 中国の環境問題 – 浮上してきた廃棄物問題 –

アジア・ユーラシア総合研究所
客員研究員 青山 周

中国は大気、水、土壌における汚染対策を「三大戦役」と位置づけて重点的な取り組みを行っているが、昨年、適正な処理をされないまま長江に捨てられる廃棄物の問題が取り上げられ、社会の関心を集めたことから廃棄物対策が第4の戦役として浮上しつつある。

習近平政権は「督察制度」を導入して行政や企業に対してより直接的な方法で環境汚染の取締りを強化しているが、こうした政策手法では市場におけるプレーヤーの自発的な取り組みを引き出すことは難しく、政策の有効性を長期的に維持させることは容易ではない。ましてや廃棄物の不法投棄を防止する決め手にはなりえない。中国において環境改善を進めるには、健全な市場の確立と外部不経済を内部化するメカニズムの構築が必須である。

他方、IT化の進んだ中国では、廃棄物の排出、処理、輸送、処分などに関する情報をビッグデータとして蓄積して環境ガバナンスに活用しようという考えがあることは注視する必要がある。社会インフラとしての中国の廃棄物処理システムで中国が日本に追いつくには相応の時間がかかるが、データの蓄積とその活用において将来日本の先を行く可能性がある。

第4章 『一帯一路』と沖縄

ジャーナリスト 高田 智之

中国の巨大経済圏構想「一帯一路」が打ち出されて以降、日本国内で初めてこの構想に呼応する具体的動きが報じられたのは、2017年12月で、それは沖縄であった。日本政府は、「一帯一路」という名称は用いず、中国との「第三国協力」という表現を使い、同構想に応じる方針が明らかになっている。沖縄の場合は、「第三国協力」ではない。同構想を政策というよりも、むしろ「スローガン」「枠組み」といった色合いでとらえており、それを沖縄としてどう取り込むかが焦点になっている。沖縄で企業を運営している中国人経営者がその中心である点の特徴である。尖閣諸島を抱える沖縄県としては、日中関係の政治的安定が中国との経済交流の強化には不可欠となっている。

第5章 2018年中に公表されなかった経済改革プラン ～未公表の背景と内容展望～

株式会社 日本総合研究所 調査部
主任研究員 佐野 淳也

習近平政権は、国家主席の任期撤廃を柱とする憲法改正、指導部人事や中央省庁の再編を通じて権力基盤を盤石のものにした。これにより、困難な改革を断行するための体制が整い、経済改革プランへの期待は内外で高まった。ところが、プランを承認するための中央委員会全体会議が2018年内に開催されず、プランの公表は2019年以降に持ち越された。

遅れの主な理由として、①米中対立の激化、②景気対策と構造改革推進のバランス、③民間企業の懸念払しょく対応、の3点が挙げられる。90日間の対米交渉などを織り込み、習政権の2期目の経済改革プランは2019年中に公表の見込みである。

改革開放40周年記念演説や中央経済工作会議から、この改革プランには、消費主導の持続的な経済発展、産業高度化に向けた措置等が盛り込まれると予想される。プランが推測通りの内容であれば、課題の設定や改革の方向性については総じて妥当と評価できる。むしろ、プランの進め方が課題といえる。習氏への権力集中は、改革推進の原動力として期待される半面、改革の執行および軌道修正を遅らせるリスク要因にもなり得ることに注意を払う必要がある。

第6章 金融システムの安定と対外市場開放のバランス

一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所
研究主幹 岡崎 久実子

中国は経済制度改革全般を漸進的に進める中で、金融制度改革も相応の時間をかけて進めてきた。もっとも、WTO加盟直後の銀行制度改革にみられるように、危機感を伴う重要局面においては、思い切った集中的な改革を遂行し、経済成長に必要な資金を潤沢に供給してきた。ところが、最近は改革のペースが大きく鈍化している。2009年以降急拡大した企業及び地方政府の債務を持続可能な水準まで調整する過程において、既存の金融機関は成長資金の供給に慎重になっているケースが多い。また、インターネットを活用した新たな金融サービスはルール整備が間に合っていないなどの事情のために、金融当局によってやや抑制された状況となっている。

2018年4月、習近平国家主席は金融業について更なる対外市場開放を推進すると宣言した。これを受け、外国の証券会社や生命保険会社などが出資比率の引上げや新規参入のプロセスをスタートさせている。ただし、経済・社会の安定を重視する中国政府は、金融の自由化には慎重なスタンスを維持している。対外開放の効果を真に確保するためには、外資金融機関がルールの下で自由に活動できる環境を整備することが重要であろう。

第7章 雁行型経済発展は続くのか？

中国の「一帯一路」構想と「インド太平洋」戦略のインパクトのモデル推計

公益財団法人日本国際問題研究所
研究員 柳田 健介

本稿では、まず「産業連関分析」を行い、「一帯一路」構想や「インド太平洋」戦略に含まれる国・地域間でのサプライチェーン等を通じた実体経済の繋がりを確認した。「産業連関分析」からは、域内、さらに地域間を超えたサプライチェーンが拡がり始めていることが確認できた。コネクティビティが強化されれば、さらにサプライチェーンが発展することが期待される。次に、応用一般均衡モデル（Computable General Equilibrium (CGE)) を用いて、インフラ投資、貿易・投資の拡大が「一帯一路」構想および「インド太平洋」戦略の新興経済にもたらす経済インパクトの推計を行った。推計結果から、①「一帯一路」構想および「インド太平洋」の新興経済はインフラの未発展が解消されれば大きく経済成長をするポテンシャルを有している、②日本は、新興経済の発展による波及効果を通じて、9.3パーセントの実質 GDP の押し上げ効果が得られる、③「一路（インド太平洋）地域」の発展の方が、地域へのより大きな波及効果が期待できる、④中国自身の生産性が上がらないと新興国のキャッチアップによりマイナスの経済効果を被る可能性もある、ことなどがわかった。最後に、「雁行型経済発展論」は、次世代の「雁行型経済発展」のパターンは何か、とりわけ中国の役割は何か、を考える上で数多くの重要な論点を提示してくれている。中国による「雁行型経済発展」は当然ながら緊張を孕むものの、上手くいけば、沿線国のポテンシャルを実現する経済発展と新しいパターンの「雁行型経済発展」の可能性を提示することができるだろう。

第8章 改革開放の国際化としての一帯一路

～人類運命共同体の構築とグローバルガバナンスの形成との視点から～

一般財団法人 国際貿易投資研究所
研究主幹 江原 規由

2013年に習近平国家主席が一帯一路を提唱してから5年余り、今や、世界100余か国の参加・支持を得ており、世紀のプロジェクトとなったといえよう。さらに、中国は一帯一路を公正で客観的なグローバルガバナンス改革（人類運命共同体の構築）のプラットフォームとしている。一帯一路の行方は、中国経済の命運を握りつつあるといっても過言ではないであろう。

本稿では、一帯一路の成果と歴史的意義につき、① グローバルガバナンス改革と一帯一路、② 第4次産業革命と一帯一路、③ 一帯一路と改革開放との関係、④ 5年来の実績につき論じ、その具体的視点として、2018年11月初旬から12月初旬の1ヵ月の間に国内外で開催された、1) 国際輸入博覧会（11月開催、上海）、2) APEC サミット（パプアニューギニア）、3) G20 サミット（アルゼンチン）に焦点を当てている。

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 新経済発展モデルおよび中国型グローバリズム展開の新矛盾と法..... | 1 |
| はじめに..... | 1 |
| 第1節 新たな成長戦略を模索する中国～国内外政策の概観..... | 2 |
| 第2節 新常态下の国内経済発展モデル..... | 3 |
| 1. 「中国製造 2025」..... | 3 |
| 2. 企業行動と環境問題..... | 5 |
| 3. 農村の経済問題..... | 6 |
| 4. 貧困家庭..... | 7 |
| 5. 個人情報保護..... | 8 |
| 第3節 中国型グローバリズムの展開と新矛盾..... | 10 |
| 1. 先進的製造業発展の方途..... | 11 |
| 2. パートナーシップ外交の問題点..... | 11 |
| 3. “一帯一路”と国際私法..... | 12 |
| まとめ..... | 15 |
| 第2章 人民元国際化の最近の動向と政策方針..... | 17 |
| 第1節 人民元の売買業務範囲の拡大..... | 17 |
| 1. 送金決済と売買..... | 17 |
| 2. クリアリング銀行との間で為替売買可能な取引と国内金融政策..... | 19 |
| 3. クリアリング銀行との間で為替売買可能な取引以外の取引と国内金融政策..... | 22 |
| 4. 為替売買と送金決済が中国国内の金融政策に与える影響..... | 25 |
| 第2節 売買制限の緩和とその影響..... | 26 |
| 第3節 人民元為替レートの動向..... | 26 |
| 1. 人民元安抑制策の導入..... | 26 |
| 2. 人民元為替レートの動向..... | 27 |
| 第4節 今後の展望..... | 29 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 第3章 中国の環境問題 –浮上してきた廃棄物問題– | 31 |
| 第1節 はじめに | 31 |
| 第2節 習近平政権の環境政策 | 31 |
| 第3節 ゴミ戦争 | 33 |
| 第4節 中国の資源政策 | 35 |
| 第5節 日本にとっての環境ビジネス | 36 |
| 第4章 『一帯一路』と沖縄 | 40 |
| はじめに | 40 |
| 第1節 沖縄が素早く反応した背景 | 40 |
| 1. 「国民ブランド一帯一路 in 沖縄フォーラム」 | 40 |
| 2. 企業提携 | 41 |
| 第2節 流れを日本に取り込む | 41 |
| 第3節 脆弱な地場産業 | 42 |
| 第4節 沖縄企業の中国との関係 | 42 |
| 第5節 沖縄県アジア経済戦略構想推進計画 | 43 |
| 1. 構想の概観 | 43 |
| 2. 現状と課題の例 | 44 |
| 第6節 日中関係の影（おわりにかえて） | 44 |

| | |
|---|----|
| 第5章 2018年中に公表されなかった経済改革プラン～未公表の背景と内容展望～ | 46 |
| はじめに | 46 |
| 第1節 2018年の中国政治は異例の展開続き | 46 |
| 1. 一強体制は盤石なものに | 46 |
| 2. 四中全会を開けないまま越年 | 48 |
| 第2節 経済改革プランの公表を遅らせた三つの要因 | 49 |
| 1. 米中対立の激化 | 49 |
| 2. 景気対策と構造改革推進のバランス | 51 |
| 3. 民営企業の懸念への対応 | 52 |
| 第3節 習近平政権はどのような経済改革プランを示すのか | 53 |
| 1. 二つの演説・会議から想起される内容 | 53 |
| 2. 今後の展開と課題 | 55 |
| おわりに | 56 |
| 第6章 金融システムの安定と対外市場開放のバランス | 58 |
| はじめに | 58 |
| 第1節 中国金融制度改革の概要 | 58 |
| 1. 漸進的経済制度改革が直面する課題 | 58 |
| 2. 「商業性融資」と「政策性融資」の切り分け | 60 |
| 3. WTO加盟後の抜本的改革 | 61 |
| 第2節 デレバレッジの推進と実体経済への影響 | 62 |
| 1. グローバル金融危機への対応と過剰融資問題 | 62 |
| 2. デレバレッジに向けた本格的取組み | 63 |
| 3. 政策の効果と負の影響 | 64 |
| 第3節 金融部門における対外市場開放の新たな展開 | 66 |
| 1. 国際金融市場における中国の金融機関 | 66 |
| 2. 自由貿易試験区の開設 | 67 |
| 3. 号令が下された新たな対外市場開放 | 68 |
| 4. 対外市場開放の意義と留意点 | 69 |
| まとめにかえて | 70 |

| | |
|---|----|
| 第7章 雁行型経済発展は続くのか？ | |
| 中国の「一帯一路」構想と「インド太平洋」戦略のインパクトのモデル推計72 | |
| はじめに..... | 72 |
| 第1節 中国の「一帯一路」構想と新興経済..... | 72 |
| 第2節 国際産業連関表による分析..... | 74 |
| 1. 国際分業体制への参加度合い..... | 74 |
| 2. 中間財取引を通じたサプライチェーン..... | 75 |
| 3. 最終需要を通じた相互依存関係..... | 79 |
| 第3節 CGEモデルによるシミュレーション..... | 80 |
| 1. 分析フレームとシナリオ..... | 80 |
| 2. シミュレーション結果のまとめ..... | 82 |
| 第4節 中国による雁行型経済発展の可能性について..... | 86 |
| 1. 雁行型経済発展論..... | 86 |
| 2. 中国による雁行型経済発展の可能性..... | 87 |
| おわりに..... | 88 |
| 第8章 改革開放の国際化としての一帯一路 | |
| ～人類運命共同体の構築とグローバルガバナンスの形成との視点から～..... | 91 |
| 第1節 一帯一路の歴史的意義～グローバルガバナンス改革と一帯一路～..... | 91 |
| 1. 第4次産業革命と一帯一路..... | 92 |
| 第2節 一帯一路は改革開放の国際化..... | 94 |
| 第3節 2018年の一帯一路の進捗をみる視点..... | 97 |
| 1. 世界初の輸入に特化した国家級博覧会..... | 97 |
| 2. G20首脳会議で大きくアピールされた一帯一路..... | 98 |
| 3. 一帯一路への言及がなかった「G20サミット」での習談話..... | 99 |
| 4. 世界展開を見せる一帯一路..... | 99 |

第1章 新経済発展モデルおよび中国型グローバリズム展開の新矛盾と法

麗澤大学 外国学部
教授 梶田 幸雄

はじめに

中国型の国内経済発展モデル及びグローバリズムにおける新矛盾が顕在化してきている。

2018年の新年の辞において習近平国家主席は、改革開放40周年は農村改革から始まり、都市改革、企業改革、市場改革、政府改革、および社会改革、文化改革、生態文明改革、党改革を行い、成果を収めてきたと述べた¹。また、2019年の新年の辞では、経済の高度発展を達成し、「一带一路」の共同建設を積極的に推し進め、人類運命共同体の構築を推進してきたと成果を誇っている²。しかし、現時点において中国国内では、(1) 低所得層と富裕層の所得格差の拡大、(2) 都市と農村の格差拡大、(3) 生産者と消費者の間の矛盾拡大、(4) 工業発展と環境保護の矛盾拡大などの面で衝突が見られる。

また、2018年12月18日の改革開放40周年記念大会における習近平総書記³の重要講話では、国際関係について、対外開放の推進により、WTOに加盟し、“一带一路”をともに建設するまでになったと述べている⁴。しかし、国際的には、中国が“一带一路”構想の推進により新植民地化を進めているのではないかとの批判も強まってきている⁵。

これらの国内外の矛盾や衝突については、習近平政権も認識していることであり、新矛盾への対処法を模索しているところである。

¹ China Daily 2018年1月4日

² 新華社 2019年1月3日

³ 習近平は、中華人民共和国主席、中国共産党中央委員会総書記、中央軍事委員会主席を兼務している。この講話は、中国共産党中央委員会総書記として行ったものである。

⁴ 経済日報 2018年12月19日

⁵ 梶田幸雄「“一带一路”構想推進のための国内外通商法整備」『中国型グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響～一带一路構想と法整備の視点からの分析～』（国際貿易投資研究所、ITI調査シリーズ No.64、2018年2月）。ほかに、例えば、日本経済新聞は、「アジア新興国で、中国の広域経済圏構想「一带一路」の関連事業を縮小する動きが相次いでいる。パキスタンは鉄道刷新の事業費を20億ドル（約2300億円）削減し、ミャンマーは港湾への投資額を5分の1に減らす。一带一路は中国の投融資を呼び込み、迅速なインフラ整備につながる一方で対外債務を急増させかねず、各国が警戒を強めている。」（2018年10月12日）と報じ、また、「中国による「一带一路」沿線64か国向けの直接投資が、2017年に前年比32%増の201億ドル（2兆2千億円）と過去最高になった。このうち米シンクタンクが「過剰な借り入れ」を指摘したパキスタンやラオスなど8か国向けは前年比43%増の22億ドルに急増、投資残高も200億ドルに迫った。小国に貸し込んで借金漬けにする“債務のワナ”との批判が強まる可能性がある。」とも報道している（2018年10月4日）。さらに、「西アフリカのガーナは、中国により金など鉱物資源が不当に採取され、2017年の正式な輸出額の統計との差は50億ドルに達し、違法採掘した金がアラブ首長国連邦（UAE）に不当に輸出されている可能性がある。」との報道（日本経済新聞 2018年12月28日）などがある。

本稿では、第一に、(1) 今日の中国が、どのような新成長戦略を描こうとしているのかを概説し、第二に、(2) 新常态下の経済発展モデルから生じた格差拡大の現状と課題（習近平政権が最も重要視している順番に、①製造業発展、これに関連して②企業行動・環境問題、③農村の経済問題、④貧困問題、⑤情報化社会と個人情報保護について簡単に叙述する。）を整理し、第三に、(3) 中国型グローバリズムにおける新矛盾の現状と課題を概観し、併せてこれら問題に関する中国政府の対策を明らかにし、諸外国への影響および諸外国の今後の対応のあり方について検討する（個々の問題については、第2章以下で詳しく取り上げられるので、第1章の役割として、諸課題について総説をする。ただ、他の章では言及しない個人情報保護の問題及び“一带一路”と国際私法の問題については若干叙述を加える。）。新時代の新矛盾について、分析・検討することにより、日本政府・企業にとってのリスクとチャンスが見えてくるのではないかと考える。

第1節 新たな成長戦略を模索する中国～国内外政策の概観

習近平国家主席は、「中国の夢」を見る。「中国の夢」は、2015年9月の国務院が発表した「開放型経済の新しい体制の構築に関する若干の意見」に見られる。この序文で、開放を以って改革、発展、イノベーションを促し、開放型の経済強国を建設し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するための確実な基礎を築くと述べている。

しかし、この夢の実現は、これまでのように順風満帆とはいかない要因がある。

国内経済に関しては、超高度成長から新常态といわれる中高度成長期に移行し、GDPの伸び率が落ちてきているという問題がある。経済成長速度を維持することはもちろんであるが、量から質へと経済成長のあり方を転換したいというのが現政権の思惑である。このために、「中国製造2025」など新たな成長戦略を描いている。「中国製造2025」とは、2015年5月に国務院が正式に発布した製造業の発展目標である。具体的には、(1) 第1段階として、2025年に製造強国に仲間入りし、(2) 第2段階として2035年に製造業全体を世界の製造業先進国の中レベルに引き上げ、(3) 第3段階として、2049年に世界の製造強国の前列に位置する、というもので“三步走”の製造強国戦略目標と言われている。中国は、とりわけ、(1) 新素材、バイオ医薬、電子情報、5G、省エネなどの新興産業の発展、(2) インターネット、ビッグデータ、AI および製造業の融合、(3) 製造業の重要技術レベルアップなどの分野を強化したいとしている。

対外関係では、中国は、新しい中国式のグローバリゼーション構想を持ち、中華民族の復興を夢見る。これを実現する重要な方策の一つに習近平政権が打ち出した“一带一路”構想がある。中国は、現時点でこの構想は、“一带一路”沿線国との貿易・投資を増やし、インフラ建設などの面で順調に進展していると評価している。これを補完する国内法整備も進んでいる。国際法整備に関しては、沿線国との間では二国間投資保護条約を締結し、米国およびEUとそれぞれ投資保護条約を締結しようとしている⁶。

⁶ 前掲注(4)

第2節 新常态下の国内経済発展モデル

この節では、新常态下の経済発展モデルから生じた格差拡大の現状と課題として、(1) 製造業発展、これに関連して(2) 企業行動・環境問題、(3) 農村の経済問題、(4) 貧困問題、(5) 情報化社会と個人情報保護について簡単に叙述する。

1. 「中国製造 2025」

魏礼群＝林兆木＝張占斌は、「中国は正しく政府と市場との関係を処理しなければならない。中国経済のグレードアップも必ず行われなければならない。中国は経済大国から経済強国に邁進する道を選択した。イノベーションにより経済強国になるように牽引する。産業強国戦略により中国が経済強国に邁進できるように推進する。」と言う⁷。

今日の中国経済においては、さまざまな成長リスクを予防しつつ、いかにバランスのとれた発展を図るかが重要な論点となりつつある。

「中国製造 2025」については、上述した通り、いかに量から質への転換を図ることができかが、深刻な問題となっている。

日本経済新聞とオランダ学術情報大手エルゼビアが共同で、各国の研究開発力を探るため、世界の研究者が最も注目する先端技術の研究テーマ、例えば、次世代の電気自動車(EV)やロボットなど新産業の要となる電池や新材料などの分野別ランキングをまとめた結果によると、論文数を国別でみると上位30テーマのうち中国が23でトップであった⁸。

国家発展改革委員会および工業情報部は、戦略的新興産業およびハイエンド製造業が産業全体の競争力を決定する重要な要素であると認識し、当面の重点にしたいとしている。この分野には、航空宇宙、大型航空機、高速鉄道、CNC 工作機械、新エネルギー車がある。すでに一定の進歩を遂げ、国際的シェアも増やしている。さらに、5G、スーパーコンピュータ、ドローンなどの新しい産業分野でも世界をリードしつつある。中国は、今後、これらの産業分野をさらに積極的に発展させようとしている⁹。2019年12月には中国版全地球測位システム(GPS)「北斗衛星導航系統」が完成し、世界全域でサービスの提供を始めた。また、中国が打ち上げた無人探査機「嫦娥四号」が2019年1月3日に月の裏側へ軟着陸し、地球との送信にも成功したことが伝えられた。

それでもまだ、多くの中核的産業技術面では、先進資本主義国に比べて相当弱いというのが中国政府の考え方である。

⁷ 魏礼群＝林兆木＝張占斌『從經濟大国邁向經濟強国』人民出版社、2015年。筆者は、同書を所持していないので、中国証券報(2015年12月21日)の書評によった。

⁸ 日本経済新聞 2018年12月31日

⁹ 経済参考報 2018年4月4日

中国の対外貿易（輸出）は増えているが、問題は、労働集約型産業の製品輸出（例えば、傘、アパレル、靴、玩具、家具など）がまだまだ主役であることである。技術・知識集約型の製品である自動車、半導体、コンピュータ、携帯電話、航空機などは、なお劣っている。アップルの iPhone は中国で製造されているが、部品の大半は先進資本主義国から輸入されるもので、真の中国製造とはなかなか言い難い。

台湾の聯華電子（UMC）が、米中貿易摩擦の影響を受けて、中国半導体メーカーの福建省晋華集成電路（JHICC）への技術協力を実質的に停止することが伝えられた¹⁰。JHICC の事業は、中国の半導体メモリーの 3 大プロジェクトの一つであり、台湾メーカーの技術に依存しているところ、大きな打撃となることが予想される。なお中国には技術面の遅れが存在する分野が少なくないということである。

中国産業のグレードアップが不可欠である。このために中国政府は、企業に対して強いプレッシャーをかけているようである。少なからぬ中国企業が、日本企業を追い抜いたと自慢していたところ、最近になって再び日本企業に学びたいという発言が出てきたのは、こうした中国政府の意識の変化によるものである¹¹。

「中国製造 2025」を実現しようとする場合、先進技術を外国から学ぶということのほか、現時点の課題は、金融問題、供給サイド改革、市場改革をうまく成長軌道に乗せられるかであろう。

2018 年 11 月 9 日に人民銀行は、「2018 年第 3 四半期の中国通貨政策執行報告」を発表した。この中で、マネーサプライ（通貨供給量）M2 は 8%以上伸び、人民元の貸付残高は 13.2%増で 2017 年同期比 8,782 億元も増えていると報告された。しかし、同時に民営企業、零細企業が融資を受けられずに経営難に陥っていることから、活力を強めるための対策が必要であるとの認識も示されている。そして、供給サイド改革を推進する必要性も併せて言及されている。民営企業の活力を強化しなければならないのだが、必ずしもうまくいっていないと言えそう¹²。むしろ、習近平政権は、企業における党の指導を強化しようとしており、市場経済からは離れつつあるように見える。国が強力に支援する国有企業を中心として、製造業の発展を図ろうとしている。

2015 年 12 月 8 日に国務院は、「新しい情勢下で知的財産権の強国建設を加速することに関する若干の意見」（国発〔2015〕71 号）を發布した。これはこれからの中国の知財戦略を知る手がかりになるだろうか。

¹⁰ 日本経済新聞 2019 年 1 月 5 日

¹¹ 詳しくは、例えば、梶田幸雄「中国の対外直接投資戦略の課題と展望」『新常态下における中国の対内・対外発展戦略の行方～一帯一路、都市化との関係を中心に』国際貿易投資研究所、ITI 調査研究シリーズ No.20、2016 年 2 月

¹² 市場改革については、中国の経済学者からも法の支配、民主化を併せて行わなければならないという主張がなされているが、このことを現時点において中国政府・共産党は考慮する余地を有さないようである。このことは、外資の中国投資や技術供与を促し、中国の持続的成長を図る上での障害になるかも知れない。

米国トランプ政権は、2018年4月に中国の知的財産の侵害に対して、「中国製造 2025」をターゲットにして約 1300 品目に 25%の関税を課す制裁関税発動の原案を発表した。米国が、対中国制裁関税を発動するかも知れないところ、中国は、米国に対する対抗措置とは別として、「中国製造 2025」発展の青写真をどのように描くのだろうか。中国の最高人民法院は、2019年1月から知的財産権を巡る紛争を専門に解決する専門部門「知的財産権法廷」の運営を始めると発表した。これも対米対策の1つであろう¹³。

2. 企業行動と環境問題

2017年3月15日に改正され、同年10月1日から施行されている民法総則第9条は、民事主体が民事活動をする場合には、資源の節約及び生態環境の保護に有利な活動でなければならぬと規定している。旧民法総則にはなかった条項で、改正により新たに加筆されたものである。

これは、民法の基本原則の一つであると位置付けられており、環境問題に対する中国の意識の高まりを示す証左であると考えられる。資源の節約及び生態環境の保護は、中国の持続的経済成長及び世代間の公平にとって不可欠な問題であるとの認識が強まっている。

中国は、この第9条を一般に「グリーン原則」（緑の原則）と言っている。民法でこの「グリーン原則」を定めたことは、(1) 企業による生態環境に対する不法行為を取り締まる効果をもたらし、(2) 公益訴訟・損害賠償、環境破壊の修復責任の根拠となるだけでなく、(3) 「グリーン開発」という新時代、新ビジネスのチャンスにもなるものと考えられる。

江蘇省と浙江省の境界に位置する太湖は、中国の著名な観光地である。ところが、この太湖が、藻類の増殖、悪臭、水質の悪化などの問題を抱え、無錫など周辺の都市に深刻な打撃を与えている。

この問題を解決しようと「無錫康明斯渦輪増圧技術有限公司」（無錫カミンズ・ターボ・テクノロジー有限公司。米国のディーゼルエンジン・メーカー）は、同社の技術を使って、多くの利害関係者を巻き込んだ太湖の水質改善プロジェクトを始めた¹⁴。

このプロジェクトは、同社が単独で実施するのではなく、環境慈善団体「グリーン太湖」とともに立ち上げられ、さらに無錫新区環境保護局、無錫市水利局、無錫新区の新鳳・荘・梁西呂の各社区（コミュニティ）、無錫市外商投資企業協会などの協力も得て進められている。

こうした取組みにより、地域住民の環境意識も高まり、市民・企業従業員延べ 673 人が、1,767 時間以上、ボランティア活動に参加したという。このプロジェクトにより、太湖の年間 9000 トンの水質が大幅に改善され、受益者の数は無錫市民 50 万人に達した。

¹³ 知財紛争に関しては、すでに主要 16 都市の地方人民法院に「知的財産権法廷」が設置されて、さらに北京、上海、広州には知財専門裁判所がある。それでもなお対策が不十分であるとの先進資本主義国からの指摘を受けて、最高人民法院に「知的財産権法廷」が設置されたということである。

¹⁴ <https://www.csr-china.net/a/zixun/shijian/zrjzll/2018/0330/4224.html>

グリーン活動は、企業のブランドイメージも強化する。同社は、無錫新区生態文明の 2015 年の年間公共サービス賞、無錫市の優秀外商投資企業 CSR 賞（2015 年）、無錫新区の「和諧社会賞」（2015 年）を受賞している。

民法総則の改正は、企業活動の広範な分野にも影響を与える。民法典の起草も進んでおり、2018 年 8 月 27 日に草案が全国人民代表大会常務委員会に提出されている。今後の動向が注目される。

3. 農村の経済問題

中国共産党中央と国務院は、2018 年 1 月 2 日に「農村振興を実施する戦略に関する意見」（以下、「意見」という。）を制定し、これを 2 月 4 日に 2018 年の中央 1 号文献として発布した。農村に関する問題が 15 年続けて中国共産党中央の第 1 号文献となった。

意見は、以下の全 12 章からなる。(1) 新時代の農村振興を実施する戦略の重大な意義、(2) 農村振興を実施する戦略の全体的要件、(3) 農業発展の質を向上し、農村発展の新しいエネルギーを育成する、(4) 農村のグリーン発展を推進し、人と自然の調和のとれた共生発展の新たな局面を形成する、(5) 農村文化を繁栄させ、農村文明に新たな風を吹き込む、(6) 農村基層の基礎業務を強化し、農村統治の新しい体系を構築する、(7) 農村の民生保障水準を高め、美しい農村の新たな様相を形成する、(8) 脱貧困に精進し、貧困層の満足感を増強する、(9) 体制メカニズムの創新を進め、農村振興制度の供給を強化する、(10) 全社会の力を集め、農村振興人材の支援を強化する、(11) 投融資のルートを開拓し、農村振興の投入保障を強化する、(12) 党の「三農」（農村、農業、農民）業務の指導を堅持し、整える。

この意見において、以下の戦略目標が示された。(1) 2020 年までに戦略の制度的枠組みと政策体系を確立し、貧困ライン以下の農民をなくし、農村の生産性や農産物供給を大幅に改善する。(2) 2035 年までに農業と農村の基本的な近代化を進め、「決定的な」進歩をもたらす。都市や農村部のすべての中国人が基本的な公共サービスに平等にアクセスできるようにし、都市と農村の統合を改善する。(3) 2050 年までに農村部に強い農業、美しい農村地帯、豊かな農民がいるようにする。

この戦略目標を実現する上で、中国は、新型職業農民を育てようとしている（農業部は、2013 年に「新型職業農民育成試点工作方案」を発布している。）。

新型職業農民とは何か。新型職業農民は、かつての農民が身分で縛られていたものと異なり、「職業」として農業を選択する農民をいう。具体的には、(1) 生産経営型の職業農民、(2) 專業技能型職業農民、(3) 社会サービス型職業農民、の 3 つに分類される。

(1) 生産経営型の職業農民は、個別農家を生産経営の基本単位として、生産の規模化、集約化、專業化及び組織化を図るものをいう。

(2) 專業技能型職業農民は、農業企業、專業合作社、家庭農場、專業大農家などの背経営主体のうち、特定の生産経営に專業化した農業労働力をいう。

(3) 社会サービス型職業農民は、農業に関わるサービス業務を行う営利サービス機関または個人をいう。

中国共産党及び政府の活動において、農業問題が経済格差の是正との関連においても最優先課題となる。とりわけ、貧困脱却が大きな課題である。

4. 貧困家庭

習近平国家主席は、2019年の新年の辞で、全国では、125の貧しい県が貧困脱却をし、1000万人に達する農村部の貧困人口が貧困から脱却したと述べた。人力資源社会保障部は、2018年9月6日に2020年までに100万人の貧困労働力の就業を実現し、300万人を貧困から脱出させるという行動指針を示した¹⁵。

しかし、なお多くの貧困者がいる。中国の貧困ラインは、2011年に定められたところでは一人あたりの年間所得が2,300元（不変価格）とされている。この貧困ラインに満たない貧困人口が、2017年時点で3,046万人いる。中国政府の定めた貧困ラインは、世界銀行の国際基準の約700ドル（2015年に2011年の購買力平価に基づき、1日1.9ドルと規定）のおよそ半分であり、この点を考慮すると貧困人口は中国政府発表の2倍はいると考えても良さそうである。

人力社会保障部は、行動指針の中で貧困脱出のために、貧困労働者が職業教育を受講できるようにし、全ての貧困労働者が基本養老保険へ加入できるようにするなど社会保険を手厚くし、農村に帰って就労できるように公共事業などを農村部で実施するなどの措置を講じるとしている。

国務院貧困者支援開発指導小組は、貧困脱出のためには、(1)教育問題、(2)基本医療の普及が重要であるという。例えば、「1人あたりの平均収入が5,000元であったとしても、子供1人が大学に通う場合、1年間で2~3万元を必要とするため、この収入ではとても無理だ。もし家族の1人が重病になった場合、その治療には3万から5万、深刻な場合は8万から10万元は必要となり、貧困脱出の基準に達していたとしても、決して貧困を脱却したとは言いきれない」からである¹⁶。

教育部の発表によると、この6年間に全国で延べ5.2億人に8,864億元の学費支援をしたという¹⁷。義務教育においては、教科書代など雑費を無料にし、貧困家庭には生活補助を支給し、一人の学生も家庭が貧困ゆえに教育が受けられないことのないようにするのが目標であるとしている。

しかし、現実はどうであろうか。多くの農民工が夫婦で子供を帯同して都市に出稼ぎに出ていることは周知の通りである。この子供が都市の小学校に入学できるかということ、都市戸

¹⁵ 北京日報 2018年9月7日

¹⁶ 人民日報日本語版 2017年3月10日

¹⁷ 北京日報、2018年9月7日

籍を持たないので入学が許可されない。そこで、やむなく農民工を受け入れる希望小学校（政府から公認されていない）に入学させている。この希望小学校は、政府からの補助金などもないので、農民工が少なくない学費を支払い、運営されている。貧困家庭は、義務教育も平等に受けられないという現状がありはしないだろうか。さらに、貧困家庭の子供が大学に進学するという事は、何ら支援がなく、機会の平等もないところで、現実的には考えられず、そうであると貧富の格差がさらに拡大するのではないかと懸念する。貧困家庭の子供でも大学教育を受けられるようにする改革が求められる¹⁸。

5. 個人情報保護

習近平国家主席は、「生活改善の確保に向けた各種取り組みが速やかに推進されており、人々の暮らし向きが改善されつつあります。」¹⁹と言うが、一方で、市民に対する監視を強化している。

第13期全国人民代表大会第1回会議は、2018年3月20日に「監察法」を制定して閉幕した。監察法は、同日から施行されている。

監察法は、全9章、69条からなる。その構成は、第1章「総則」、第2章「監察機関およびその職責」、第3章「監察範囲と管轄」、第4章「監察権限」、第5章「監察手続」、第6章「反腐敗国際協力」、第7章「監察機関及び監察員に対する監督」、第8章「法律責任」、第10章「附則」となっている。

監察法の目的は、全面的に依法治国（法により国を治めること）を推進し、国家の監察を全面的に広めることを実現し、反腐敗活動をさらに展開するために、この法律を制定することである（第1条）。監察活動を指導するのは、中国共産党であり（第2条）、監察機関が公職者に対する監察、調査を行う（第3条）。ここで監察機関とは、新しく設置された監察委員会のことをいう。監察委員会には、すでに最高人民検察院から150人が異動しているという。

監察の対象は、以下の6類の公職者である（第15条）。

- ① 中国共産党、全人代、行政、政治協商会議、監察、審判、検察、民主党派及び工商連合の各機関の公務員、並びに「公務員法」により管理される者である。
- ② 法律、法規により授権され、又は国家機関から法により公共事務管理を委託され、公務に従事する者
- ③ 国有企業管理者
- ④ 公的な教育、科研、文化、医療衛生、体育などの機関に従事する管理者
- ⑤ 基層大衆自治組織に従事する集団事務管理者
- ⑥ その他法により公務を行う者

¹⁸ 農民工に教育機会を与えるべきであろうが、中国政府は逆に希望小学校を強制的に取り壊す措置をとっていることが伝えられている。

¹⁹ 習近平国家主席の2019年の新年の辞における発言。

監察法の制定・施行により憂慮される点がある。監察法は、監察委員会に留置調査権を付与しているが、これは人身の自由を制限するものである。刑事訴訟法は、人権保障をしつつ、真実を明らかにしようとするものであるが、監察法は人権保障をなおざりにしている。このことから、手続きの正当性に対する懸念も生じる。また、刑事犯罪の被疑者に対しても、憲法及び刑事訴訟法により弁護を受ける権利があるが、監察法はこの権利を侵害する恐れもある。中国の反腐敗監督機関は共産党の一部門であるが、この機関が取り締まれるのはこれまでは8,900万人の共産党員だけであった。監察法は、その対象を大きく広げたのであるから、人権保障との調和が保たれるか憂慮される。監察法（草案）においては、同法が憲法に基づき制定されるとは書かれていなかった。憲法をしのぐ法律になるのではないかと懸念されていたが、この点は最終稿第1条で「憲法に基づき本法を制定する」規定された。

中国共産党は、警察などあらゆる組織や制度を通じて市民の信用情報（格付けシステム）を集めようとしていることが伝えられている。監察法の制定及び国家監察委員会の設置により、市民を監視（監察）する体制が強化される。監察法及び監察委員会について詳しく検討する必要がある²⁰。

中国は、今、個人情報保護法の制定に向けて法案を起草中である。中国は、各国の個人情報保護法の現状について比較研究し、中国固有の法整備を進めようとしている²¹。

中国において個人情報とは、個人のプライバシーを識別できる電子情報のことをいう。インターネット・サービス・プロバイダーは、その業務活動においてさまざまな個人情報を取得するが、これを随意に第三者に提供し、他の人の用に供する場合には犯罪と認定される。

「刑法改正法（九）」（第9回刑法改正、2015年8月）第17条は、個人情報侵害罪について、個人情報を取得する事業者が、事業において取得した情報を他人に売買または不法に提供した場合には重く処罰するという趣旨の改正を行った。これは、従来の個人情報取扱者が「国家機関または金融、電信、交通、教育、医療その他の分野に関する組織体の職員」であったのを広く個人情報取扱事業者全般に拡大したものである。

中国は、2017年6月に「インターネット安全法」を施行しているが、同法においても重要情報インフラ運営者の範囲が、ネット関連業者だけでなく、報道機関や医療、教育、保険、交通、エネルギーなど多くの業種、さらにその他の重要な業者と網羅的に捉えられているのと同様である。「刑法改正法（九）」第28条には、インターネット安全管理義務履行拒否罪という罪が新設されている。このインターネット安全法は、この刑法改正法（九）に対応するものである。

個人は、如何に自らの情報を管理し、コントロールする権利を守ることができるか。また、政府や事業者が個人情報を保護しつつ、如何に個人情報を経済活動に活用するか。今後、十分に検討されなければならない課題である。

²⁰ 梶田幸雄「監察法（草案）の問題点～監視社会化へ進む中国」『中国研究』第25号、麗澤大学外国語学部、2018年1月

²¹ 筆者は、5月3日および4日に蘭州大学法学院の招きで中国・蘭州市を訪問し、同大学において「日本の個人情報保護法の現状と課題」として講演を行った（<http://news.lzu.edu.cn/c/201805/48695.html>）。筆者のほかに田漢哲氏（大成法律事務所パートナー・弁護士）が韓国の個人情報保護法について紹介をした。

なお、アジア太平洋経済協力会議（APEC）には「越境プライバシールール（CBPR）」という枠組みがあり、日本、米国、カナダ、韓国などが参加し、参加国間で企業が情報をやり取りしようという場合に、認証団体の審査に通ることを求める。いずれの枠組みも、データを行き来させなければ、国内の個人情報保護制度が整備されていることを求める。中国は外国企業が中国国内での事業活動で得たデータの国外持ち出しを禁じる一方、日本と中国の間には双方の制度への信頼に基づいた枠組みはない。

今後、中国も APEC の CBPR 枠組みに加入し、日中間においても当該問題に関する協力枠組みを形成する必要もあるかも知れない。世界貿易機関（WTO）がデータ利用ビジネスに関して、中国のデータ管理の独占、在中国外資企業のデータ利用規制などを念頭に、国際的なルール作りに動き始めた²²。これにより、中国政府・企業は、何らかの制約を受けることになるかも知れない。中国は、こうした動きに対してどのような対外政策を講じるのだろうか。現時点において明確な施策を定められていない。

第3節 中国型グローバリズムの展開と新矛盾

中国は、2018年にボアオ・アジア・フォーラム年次総会、上海協力機構青島サミット、中国アフリカ協力フォーラム北京サミットなどを中国国内で開催するという外交を行い、中国の主張を世界に発信してきた。

中国の対外直接投資戦略の根源的目標にも「中国の夢」の実現ということがある。中国が“一帯一路”構想を打ち出した経済的背景には、「黄金の10年」の輝きを取り戻したいという思惑がある。今、中国は「新常态」に入っている。この新常态下でも産業構造を転換し、経済のグレードアップを図り、新たな成長メカニズムを創造しなければならないという要請が強くある。

具体的には、持続的経済成長を維持するために、(1) 必要な資源を確保し、(2) 輸出を維持するために海外市場を確保し、(3) 「中所得国の罠」に陥らないために、産業構造の転換が求められ、製造業部門ではハイエンドの高付加価値製品を生産できるようにし、これにより製造業の競争力強化、技術力、ブランド力の獲得をし、製造業の成長モデルの転換を図り、さらに、(4) 国際販売ネットワーク、市場の拡大、(5) グローバル経営力の向上することが差し迫った課題であると強く認識している。これへの対策として“走出去”戦略と“一帯一路”構想がある。

しかし、米国との貿易摩擦の問題、米国をはじめとする先進資本主義国との知的財産権保護をめぐる摩擦、“一帯一路”構想を推進する上での新植民地化を意図したような中国による発展途上国・後発国への投資のあり方に対する批判、パートナーシップ外交推進上の商事・投資紛争をめぐる問題などが存在する。

そこで、この節では、(1) 中国の先進的製造業発展の方途、(2) パートナーシップ外交、および (3) “一帯一路”構想推進と国際私法、とりわけ国際商事・投資紛争解決メカニズム形成における問題点を指摘する。

²² 日本経済新聞 2019年1月3日

1. 先進的製造業発展の方途

中国は、(1) 非理性的な投資を規制し、(2) “一帯一路”構想を促進する投資を奨励することで「中国製造 2025」を実現していこうとする。

非理性的な投資とは、国家発展改革委員会が 2018 年 1 月 31 日に発表した「外国投資に敏感な産業のリスト (2018 版)」に記載されるものである。これは、初めて単独で発表された敏感産業²³カタログである。このカタログには、兵器設備の生産・維持・補修、国境をまたがる水資源の開発・利用、メディアおよび「国務院の海外投資方向指導意見に関する通知」に基づき制限される産業（不動産、ホテル、スタジオ、エンターテインメント、スポーツクラブ、海外に設立された具体的事業を行っていない投資ファンドまたは投資プラットフォームなど）が含まれる。

奨励業種は、中国の有利な生産能力、高品質な設備、技術基準の生産を促進するための“一帯一路”建設に資するインフラ建設プロジェクト、ハイテク・先進的製造業、海外の研究開発センター、海外の石油・ガス、鉱物およびその他のエネルギー資源探査および開発プロジェクト、農林水産業、畜産業、漁業その他分野の事業、文化、物流およびその他サービス分野の投資プロジェクトである。また、資格を有する金融機関に対しては、海外に支店やサービスネットワークを開設し、法令に基づいて業務を遂行することも支援している。

では、中国は、“一帯一路”構想を具体的にどのように実現しようとするのか。中国国家が“一帯一路”沿線国に借款を供与するにしても、相手国に対する投資は、中国企業に委ねられることになる。中国政府は、中国企業の投資保護などについてどのように担保しようとするのか。この方策として実行されているのが以下に叙述するパートナーシップ外交と呼ばれるものである。

2. パートナーシップ外交の問題点

中国は、地域協力とはいうものの基本的には二国間の協力、すなわち「一国一策」によって“一帯一路”構想の実現を図ろうとしていることである²⁴。現時点においては、TPP のような多国間協力の枠組みを形成しようとは必ずしも考えていない。

習近平国家主席は、2016 年 9 月 5 日の G20 杭州サミット閉幕の辞において、「我々は緊密なパートナーシップ関係を築き、同舟相救うパートナーシップ関係及びパートナーシップ精神は 20 か国の最も貴い宝である。」と述べた。

パートナーシップ関係とは、王巧栄・当代中国研究所研究員によると、これには上下関係があるわけではなく、協力（中国語では、「合作」という。）の分野、程度及び方式により使い分けられているとのことである。日本との関係では、1998 年 11 月に江沢民国家主席

²³ 敏感産業とは、①中国と外交関係のない国、戦争ないしは内乱状態にある国や地域へ投資する産業、②リストに掲載された産業、また、③相手国が海外投資を制限している産業、をいう。

²⁴ 任力波編『対外投資新空間：“一帯一路”国別投資価値行榜』社会科学出版社、2015 年、28-29 頁

(当時)が訪日した際に「共同声明」で21世紀に向けて平和と発展のための友好合作パートナーシップ関係を築こうと述べている(現在では日本との間でパートナーシップ関係という言葉は使われなくなっている。)

中国が言うパートナーシップ関係は、WTOやTPPのようなグループを作るものではなく、あくまで二国間で形成する互恵平等な協力関係であり、共同で第三国に対抗しようとするものでもない。

パートナーシップ関係という概念が出てきた背景には、中国社会の不安定要因がある。例えば、東西の成長率格差及び所得格差、国有企業改革で生じた大量の失業者、貧富の格差などである。こうした問題を解決するためには国力をつけ、経済発展を図らなければならない。このときに国際的に安全なビジネス環境を作り、広範な協力関係を形成したいということがあった。「中国脅威論」がささやかれる中で、これを打ち消したいという思惑があるようである。中国は、建国以後、独立自主外交を行ってきた。いかなる大国の圧力にも屈することなく、依存することもないというものである。この延長線上に二国間のパートナーシップ関係ということがありそうでもある。このようなパートナーシップ外交で“一带一路”は築けるだろうか。

3. “一带一路”と国際私法

国際私法の側面においては、中国式グローバリゼーションのための新たな枠組み、とりわけ関係国が区域として一体化し、合意し得る共通の政策、法体系が必要になる。“一带一路”沿線国における政治体制、経済体制、経済の発展レベル、宗教、文化などが異なることから、共通のルールの形成が難しく、中国の投資受入れ国・企業・住民との間でさまざまなコンフリクトが生じていることは周知の通りである。さらに沿線国だけでなく、中国の海洋進出などに関して周辺の関係国・地域との矛盾も生じている。そうであるがゆえに新たな多国間ルール形成が必要である。

しかし、中国に多国間ルール形成を主導できるかという疑問である。そもそもこの点に関しては中国の意識外にあるようである。ただ、国際商事・投資紛争など国際商事法に関しては、中国は多国間ルールを形成しようとしている。そうであるならば、国際法を公正・公平に適用することが求められる。このルール形成過程に日本政府や企業、さらには国際私法関係者らが積極的に意見を発言していくことが求められるのではないか。

以下では、中国が国際商事・投資紛争を解決する上で、(1)なぜ新たなルールを策定しようとしているのか、(2)具体的にどのようなルールを形成しようとしているのか、(3)このルールは公平・公正なものとなるか、(4)新ルール形成に際して留意すべきことは何かについて検討する。

“一带一路”沿線国が60余か国²⁵に及ぶ。ここに6大経済回廊、すなわち、①新ユーラシ

²⁵ “一带一路”沿線国のリストは固定したものではない。姜巍は「“一带一路”沿線基礎施設投資建設と中国の策略選択」(国際貿易、2017年第12期、44頁)で中国を含めて66か国と述べている。

アランドブリッジ経済回廊、②中国・モンゴル・ロシア経済回廊、③中国・中央アジア・西アジア経済回廊、④中国・インドネシア半島経済回廊、⑤中国・パキスタン経済回廊、⑥バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー経済回廊、を形成し、中国のみならず諸外国の企業による投資を誘致し、ともに経済発展を図ろうとするものである。

このときに、どのような規律をもって投資を促進し、または紛争を解決しようとするのが問題となる。パートナーシップ外交を展開し、二国間の貿易・投資促進のための合意だけでは、中国以外の多国籍企業の投資も誘致しようとする場合に、対処できないからである。

山内惟介教授は、「現代の国際社会は主権国家から構成されているため、一国の法規制も必然的に領域的制限を伴う。そのため、国家法による規制は、国境を越えた有機体である多国籍企業の規律手段としてなお不十分なものである。それは、法的に見ると多国籍企業が多国間に渡るものではなく、各法律問題ごとに1つないし複数の法秩序に服するという意味で national なものだからである。そのことは各国家法秩序への関連付けを意味する。しかるに、他方で多国籍企業の構造および対象が多くの法分野に及んでいるのに、多国籍企業についておよそ一般に適用される法秩序も存在しない。それゆえ、抵触法的規制も個別的なものとならざるを得ない。」²⁶という指摘をしている。

そこで、多国籍企業を規律するような国際私法のあり方が問題となる。

国際私法とは、国境を越えて営まれる私人間の法律関係を対象とする。紛争解決に際しては、紛争解決条項、仲裁、裁判管轄、準拠法の選択、外国仲裁判断・外国判決の承認・執行などが問題となる。ところが、政治体制、経済発展レベル、文化、宗教などが全く異なるところ、統一された国際私法ルール形成は容易ではない。

世界共通のルールを定める動きはある。1926年に国際連盟の補助機関としてローマで設立私法統一国際協会（UNIDROIT、ユニドロワ）は、「国際動産売買統一法条約」、「国際動産売買契約の成立に関する統一法条約」、「国際商事契約原則（2010年改訂）などを定めた。1966年に設立された国連総会の補助機関である国連商取引法委員会（UNCITRAL）は、国際商取引法の漸進的調和と統一を目的として、日本を含む36か国が総会の選出により構成国となっており、国際動産売買、国際的支払い（国際為替手形など）、国際商事仲裁、国際海運立法など国際商取引法の立法化を進めている。

関係国にはそれぞれが固有の政策的価値観や異なる文化を有しており、経済発展レベルも異なるところ、あらゆる面において融合することは難しいことを意識しつつ形成されたのがWTO協定である²⁷。

²⁶ 山内惟介「多国籍企業」木棚照一編『演習ノート国際関係法[私法系]』法学書院、2010年、88頁

²⁷ WTO協定は、国際経済・通商活動を円滑にするための規範、法的枠組みである。WTO協定は、1995年1月に発効した「WTOを設立するためのマラケシュ協定」（いわゆるWTO設立協定）とその附属文書のことをいう。WTO協定の構造は、(1) 附属書1—A「物品の貿易に関する多角的協定」、B「サービス貿易に関する一般協定」（GATS）、C「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）、(2) 附属文書2「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」（DSU）、(3) 附属文書3「貿易政策検討制度」（TPRM）、(4) 附属文書4「複数国間貿易協定」からなる。ところが、米国は8月27日にWTOに対して、9月に任期切れとなる上級委員の再任を拒否すると伝えた。WTOの重要な柱である紛争解決処理が機能しなくなる恐れがある。

政治・経済・社会関係がグローバル化し、こうした国際私法統一の動きの中で一国主義は通用しない。渉外的法律関係から生じる紛争を円滑に解決する仕組みができることは、渉外的法律関係の予測可能性を高める。

では、中国の考え方はどうか。

2018年4月に開催された「一带一路貿易投資国際フォーラム」において採択された声明には、安定・公正・透明・公平な規則及び制度、積極的に紛争を予防・解決する制度、その他の法制度を構築することについて協力するという趣旨が盛り込まれている。そうであるならば、中国もWTO協定に反する枠組みを形成しようとしてはならないし、むしろWTO協定に習った規範を構築することが求められる。

しかし、中国は固有の枠組みを構築したいとの思いがある²⁸。

最近では、国際投資紛争予防について国際協力メカニズムを構築しようという動きが新興国および発展途上国の間で活発になってきている。これを中国が主導するかたちであると言えるかも知れない。

2017年9月に中国福建省廈門市で開催された第9回BRICS首脳会議は、「BRICS投資利便化合作綱要」（BRICS投資利便性協力綱要）を採択した。ここにおいて、国際投資紛争予防のために次のような措置を採るのが適当であるとしている。

- (1) 法律の制定や改正状況などに関して企業への政策情報提供・コンサルティングや各国の投資政策評価などを行い、投資政策の透明度を高める。
- (2) 投資関連行政の効率化を図り、投資許認可手続きを簡素化し、企業の投資に関わる行政コストの負担を軽減する。
- (3) 企業と行政の対話メカニズムを構築し、政府が企業の意見を傾聴するようにし、さらに各国の投資主管部門間の交流および政策的協調を促進する。

こうした主張は、WTOにおける国際投資利便性に関する改革にも反映されるものであり、国際投資紛争の未然防止策にもなり得るものと評価されるだろう。対立よりも対話、地球規模の利益衡量を考えることが肝要である²⁹。

しかし、現時点では中国に限らないことであるが、地球規模での利益衡量は考えられていない。

最高人民法院党組織は、2018年11月9日に会議を招集し、習近平党総書記の第1回国際輸入博覧会開幕式における基調講演および上海視察時の重要講和精神の学習会を開いた。

この会議において、周強・最高人民法院院長は、開放型グローバル経済のために司法サービスを提供すると述べている。このために、(1) 渉外法律体系を整備し、透明性を高め、(2) 外資企業の適法な権利・利益の平等を保護し、(3) 外国企業の適法な権利、特に知的財産権

²⁸ 廖麗「“一带一路”争端解決機制創新研究—国際法与比較法的視角」法学評論、2018年第2期、172頁

²⁹ こうした考え方の重要性について日本で説いているものに、例えば、山内惟介「伝統的法律学に未来はあるか—シェヴロン対エクアドル事件の教訓—」（法学新報、第124巻第9・10号）がある。

侵害を厳しく取り締まり、(4) 懲罰的賠償制度を適用し、違法行為のコストを著しく高くし、(5) 取引環境の国際化、法治化、利便性を追求する、としている。

さらに、渉外商事海事裁判業務を強化し、最高人民法院の国際商事法廷としての機能を十分に発揮しようとしている。

主な対象は、長江三角洲地域の一体化が、国家戦略の重大任務とされているところ、最高人民法院は、自由貿易試験区、自由貿易港の活用においてサービスを強化しようとする。また、“一带一路”建設に対するサービス強化も視野に入れている。

“一带一路”紛争の特徴として、①主体の多様性、②紛争内容の多様性、③紛争範囲の広範性（地域間紛争）が指摘できる。そこで、中国は、これに対応して、(1) 当事者間の友好的協議前置主義～国家と国家間の紛争、(2) “一带一路”調停センター、(3) “一带一路”仲裁センター～これには、①“一带一路”商事仲裁センターと②“一带一路”投資仲裁センターの2つがある～を設置しようとしている。

なぜ、中国主導の紛争解決メカニズムを構築したいのか。以下のような問題があるからかも知れない。国際商取引紛争の90%は仲裁により解決されており、中国企業の契約でも90%の契約で国際仲裁機関による仲裁が選択されており、ところがその90%で中国企業が敗訴している³⁰。そうであるから、中国政府および最高人民法院は、内向きであるという指摘もなされている³¹。

まとめ

21世紀は、対立から対話の世紀になるというのは幻想であろうか。企業行為から生じる国際商事紛争、国際投資紛争が増えているのに加えて、国家間の貿易摩擦に端を発した対立が激化している。

競争関係にあったのが、対立関係に発展し、さらに戦いへと向かっている。こうした紛争の発現原因は、ビジネス上では、個人の資質、文化の違いを言葉の壁がさらに際立たせることにある。紛争がエスカレートすると、当事者が互いにある程度まで譲歩することでwin-winの関係を維持しようとするよりも、互いが自己の権利ばかりを主張し、相手を打ち負かそうとするwin-loseの関係に入る。このときの思考法は、Zero-Sum Thinking になっている。今、国家間でも指導者の資質により、win-loseを目指すことが多くなりつつある。一部の国家指導者は、地域的な考えを持って、グローバルに行動している。これでは、地球規模の利益衡量は図れない。

中国共産党及び政府は、“一带一路”構想に邁進しており、中国企業も中国共産党と政府の

³⁰ 和佳「借力“一带一路”中国応提昇解決国際商事争端的話権利」21世紀世界経済導報、2016年9月19日

³¹ Poomintr Sooksripaisarnkit and Sai Ramani Garimella, *CHINA'S ONE BELT ONE ROAD INITIATIVE AND PRIVATE INTERNATIONAL LAW*, Routledge, 2018, p.253-255

意向を体現すべく“一带一路”構想関係プロジェクトを実行している。しかし、この実行過程において中国は、どのような“一带一路”構想に関わる規範を構築しようとしているのかは見えてこない。現時点では、単に中国の権益が強化されれば良いという姿にしか見えない。そうであるからさまざまなコンフリクトが生じている。

中国は、“一带一路”構想実施における規範を示す必要がある。では、どのような規範を示す必要があるのか。WTO 協定によるものとすれば良いのだが、中国は固有の枠組みを構築したいとの思いがある。この場合においても WTO 協定に倣った経済活動を規律するルールを構築する必要がある。

国内に目を転じると、民事事件および民衆の関心事として、就業、教育、医療、養老などについての矛盾が大きくなっているようで、これに対処して、民衆の満足感、幸福感、安全感を高めるようにしたいと言う。

以上を実現しようとするならば、司法サービスだけでなく、国内・対外における法治（法の支配）ということも重要になるだろう。

シュプリックマンは、人は、生来の権利として、人格、対外的自由と平等という権利を求めるとして、次のように述べている。「誰かと交流する権利、誰かに自分の考えを伝える権利（思想を持つ自由だけでなく、思想を伝える自由、すなわち、意見表明の自由）、そして、権利を保障するために市民的状態に入ることを誰かに強制する権利（見かけのうえでは、市民の基本的義務と五感関係に立つある種の国家基本権、一種の勧誘強制）、これらの権利は全て、生来の権利から派生したものである。」³²。

さらに、シュプリックマンは、「国家権力は、……権力に固有の私利私欲の手段または道具を用いて、人間の尊厳という制度をどこまで尊重するか決定権を濫用することができる。」と述べている³³。

中国が、国境という壁を克服しようとするならば、ベルンハルト・グロスフェルトの言葉を借りれば³⁴、「外国の制度、構造および秩序を理解しようとする努力」が必要であり、「市場のグローバル化を法的に捉える際の一つの手がかりとなる国際私法への関心」を高め、国際的融合を意識する必要がある。

【参考文献】

梶田幸雄・江原規由・露口洋介・江利紅『中国対外経済戦略のリアリティー』麗澤大学出版会、2018年

³² トーマス・ヘーレン編著、山内惟介編訳『ミュンスター法学者列伝』中央大学出版部、2018年、23-24頁

³³ 同前、24頁

³⁴ 同前、527頁

第2章 人民元国際化の最近の動向と政策方針

帝京大学 経済学部
教授 露口 洋介

人民元の国際化に関して、2018年には重要な進展が見られた。本稿では、人民元国際化の最近の動向と、人民元為替レートの動きを概観し、中国当局の通貨政策の現状と今後の展望を述べることにしたい。

第1節 人民元の売買業務範囲の拡大

2018年6月13日、中国人民銀行はクロスボーダー人民元売買業務の業務範囲を拡大することについて、「中国人民元売買業務管理整備に関する問題についての通知」¹を公布した。本通知の内容はかなり技術的なものであり、難解であったため、その後2018年9月7日に中国人民銀行は「中国人民銀行の関係責任者が人民元売買業務の整備の問題について記者の質問に答える」²と題された6月の通知の内容を説明する文章を公表した。今回の通知は、人民元を利用した対外決済に関連して、中国の銀行が人民元の売買業務を行うことが可能な取引の範囲を緩和するものである。その内容を検討するために、まず人民元の送金決済と、売買の関係について考えてみよう。

1. 送金決済と売買

クロスボーダー人民元決済は2009年7月に可能となった³。それまで、中国では、海外との取引について、人民元を海外送金することによって決済することはできなかった。貿易取引など經常取引についても海外との間の送金はドルなどの外貨で行い、中国国内で外貨と人民元の交換が行われていた。

2009年7月に、米ドルへの過度の依存から脱却するためにクロスボーダー人民元決済が認められた。当初は、人民元で決済できる取引は商品易取引に限られていたが、2010年6月にはサービス貿易や所得収支、經常移転収支など、經常収支全体まで対象範囲が拡大された。

ところが、香港において、人民元のクロスボーダー決済に参加している参加銀行がクリアリング銀行との間で外貨と人民元間の為替売買を行うことができる取引は2010年12月23日に香港金融管理局（HKMA）が公布した通知⁴により、2011年1月以降「輸出入企業が為替売買後3ヶ月以内に送金決済する商品貿易取引の場合、および商品貿易決済として送金受領後3ヶ月以内に為替売買する場合」に限ることとされた。クリアリング銀行とは中国本土において海外銀行の人民元決済を処理する代理銀行の機能を中国本土外において果たす銀行である。

次に、日本を含む海外地域においては、中国本土の代理銀行との間で人民元と外貨の為替売買が可能な取引は、人民銀行が2011年6月に行った規制によって輸出入企業が為替売買後3ヶ月以内に送金決済する商品貿易取引の場合のみに限られることとなった⁵。

この通達は、当時若干の混乱をもたらした。というのも、これに先立つ2011年1月に、中国人民銀行は対外直接投資を人民元建てで行うことを認め、中国の銀行が海外の直接投資先企業に人民元建てで貸出を行うことも認めていたからである。経常取引だけでなく資本取引の一部まで海外と人民元決済のできる範囲を拡大したわけであるが、これに対して2011年6月の通達は、こうした動きと逆行するものであるという見方が生じた。しかしこれは送金決済可能な取引の範囲と売買可能な取引の範囲を混同したものである。この規制は海外の銀行が中国本土内の銀行との間で人民元を売買できる取引の範囲についての規制であり、中国と海外の間で人民元を使って送金決済できる取引の範囲についてものではないからである。

通常、相手国通貨を使用して当該国に資金を送金して取引の決済を行う場合、送金側の企業は銀行から相手国通貨を購入し、銀行は相手国銀行からその通貨を購入して送金する。例えば、日本所在の企業がドルを使用してアメリカに送金し取引の決済を行う場合、日本の銀行は企業から円を購入してドルを売却するが、銀行自身は顧客との取引で生じた為替ポジションのリスクを調整するため、アメリカ所在の銀行や自行支店からドルを購入する。従って、アメリカとの間で送金決済可能な取引については、アメリカの銀行との間で為替売買できないと不便である。

2010年6月に、中国と海外との間で人民元を送金して決済することができる取引の範囲が経常収支全体の取引項目に拡大された時点では、香港や海外の参加銀行がクリアリング銀行や中国本土内の代理銀行との間で人民元を売買できる取引の範囲も経常収支全体の取引項目であり、両者は一致していた。この人民元売買可能な取引の範囲が香港では2010年12月以降、それ以外の海外では2011年6月以降3か月以内に決済される商品貿易取引に制限されたのである。

その後、2011年10月には人民元建ての対内直接投資や対外借り入れの手続きが定められ、人民元によって決済可能な取引範囲はさらに拡大した。こうした3か月以内に決済される商品貿易取引以外の経常収支取引や対内直接投資などの場合、中国と海外との間で送金決済を行うこと自体は可能であるが、海外で中国に送金するための人民元は、中国本土の銀行から買い入れるのではなく、香港など本土外にある銀行から買い入れて、送金に利用することとなる。その原資となる人民元は、中国が輸入代金の支払いや対外直接投資のために本土外に支払った人民元など、合法的に送金されて本土外に滞留していた人民元であり、このような人民元に限られることとなる。

この結果、人民元については、ドルをはじめとする国際的に広く取引される通貨とは異なり、中国本土と海外の間で送金決済できる取引の範囲と中国本土所在銀行やクリアリング銀行と海外の銀行の間で為替売買できる取引の範囲が異なるという状況が生じた。

2. クリアリング銀行との間で為替売買可能な取引と国内金融政策⁶

このように海外の銀行との間で人民元の売買可能な取引範囲が厳しく制約された理由は、海外における人民元売買が自由に行われることによって中国国内の経済状況に与える影響を抑制することにあると思われる。

この点を明らかにするために、まず香港のクリアリング銀行と海外参加銀行の間で為替売買をすることが可能な取引が行われて、中国本土に人民元が送金される場合の中国国内金融政策に与える影響をみてみよう。

(例 1) 香港所在の輸入企業 A が保有する香港ドルを参加銀行 B に依頼して人民元に両替し、その後 3 ヶ月以内に中国本土に輸入代金を送金する場合。以下簡単化のために為替レートは 1 香港ドル=1 人民元とする。また、バランスシート上の数字が無印の場合は残高を示し、+、▲はそれぞれ残高の増加と減少を示す。

- ① 当初の状態では、香港の参加銀行 B は、負債サイドに企業 A から 100 香港ドルの預金を受け入れ、資産サイドでは、香港の中央銀行である HKMA に対して 100 香港ドルの預金を有しているものとする。この時 B のバランスシートは以下のような状態となる。

| 香港参加銀行 B | | | |
|----------|-----|--------|-----|
| HKMA 預金 | | A 預金口座 | |
| 香港ドル | 100 | 香港ドル | 100 |

- ② 企業 A は参加銀行 B に香港ドルを売却、人民元を購入。A 預金口座から香港ドルが引き落とされ、人民元が入金される。

| 香港参加銀行 B | | | |
|----------|-----|--------|------|
| HKMA 預金 | | A 預金口座 | |
| 香港ドル | 100 | 香港ドル | ▲100 |
| | | 人民元 | +100 |

- ③ 参加銀行 B はポジションを調整するため、クリアリング銀行 C との間で香港ドルを売却し、人民元を購入。B の資産サイドでは HKMA に対する香港ドル預金が C に移され、一方、C に対する人民元預金が増加する。クリアリング銀行 C では、資産サイドの HKMA に対する香港ドル預金と負債サイドの参加銀行 B からの人民元預金が同時に増加する。

| 香港参加銀行 B | | 香港クリアリング銀行 C | |
|-----------|---------|--------------|----------|
| HKMA 預金 | A 預金口座 | HKMA 預金 | B 預金口座 |
| 香港ドル ▲100 | 人民元 100 | 香港ドル +100 | 人民元 +100 |
| C 預金 | | | |
| 人民元 +100 | | | |

- ④ クリアリング銀行はポジションを調整するため中国本土銀行間市場で香港ドルを売却。この時、輸入代金の支払いのため等の理由でこの香港ドルを購入する商業銀行がない場合は、人民元の為替レートの下落を防ぐために、中国人民銀行がこの香港ドルを購入し、人民元を売却する。クリアリング銀行 C の資産サイドでは HKMA に対する香港ドル預金が減少し、人民銀行に対する人民元預金が増加する。人民銀行は C から人民元預金を受け入れ、HKMA に対して香港ドル預金を保有することになる。この香港ドル預金は外貨準備に計上される。

| 香港参加銀行 B | | 香港クリアリング銀行 C | |
|---------------|----------|--------------|---------|
| C 預金 | A 預金口座 | HKMA 預金 | B 預金口座 |
| 人民元 100 | 人民元 100 | 香港ドル ▲100 | 人民元 100 |
| | | 人民銀行預金 | |
| | | 人民元 +100 | |
| 人民銀行 | | | |
| 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 | | |
| 香港ドル +100 | 人民元 +100 | | |

- ⑤ 香港の輸入企業 A が本土内の銀行 D に口座を有する輸出企業 E に輸入代金 100 人民元を送金。参加銀行 B の A 預金口座から人民元が引き落とされ、次に参加銀行 B がクリアリング銀行 C に保有する人民元が引き落とされ、C が人民銀行に保有する人民元口座から中国本土銀行 D が人民銀行に保有する口座に人民元が振り替えられる。本土銀行 D のバランスシートでは、人民銀行に保有する人民元預金と企業 E の預金口座の人民元残高が同時に増加する。

| 香港参加銀行 B | | 香港クリアリング銀行 C | |
|---------------|----------|--------------|----------|
| C 預金 | A 預金口座 | 人民銀行預金 | B 預金口座 |
| 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 |
| 人民銀行 | | | |
| 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 | 人民銀行預金 | E 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 人民元 ▲100 | 人民元 +100 | 人民元 +100 |
| | D 預金口座 | | |
| | 人民元 +100 | | |
| | | 本土銀行 D | |

- ⑥ 送金決済終了時の各銀行のバランスシートは以下の通りとなり、当初香港の参加銀行 B に香港の輸入企業 A が保有していた香港ドル預金が、人民元に両替された上で、本土の輸入企業 E が本土銀行 D に保有する人民元預金口座に振り込まれた。

| 香港参加銀行 B | | 香港クリアリング銀行 C | |
|----------|--------|--------------|--------|
| C 預金 | A 預金口座 | 人民銀行預金 | B 預金口座 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |

| 人民銀行 | | 本土銀行 D | |
|---------------|---------|---------|---------|
| 外貨準備(HKMA 預金) | D 預金口座 | 人民銀行預金 | E 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 人民元 100 | 人民元 100 | 人民元 100 |

以上の取引が行われた結果、中国の外貨準備が増加し、国内銀行の預金（マネーサプライ）が増加したこととなる。

（例 2）中国本土企業 E が香港企業 G から商品を輸入し、輸入代金を人民元で送金する場合。

- ① 当初の状態では、本土企業 E は、本土銀行 D に人民元預金を保有し、D は人民銀行に人民元預金を保有。人民銀行は外貨準備を香港ドルで保有しているものとする。人民銀行、本土銀行 D のバランスシートは以下の通りとなる。

| 人民銀行 | | 本土銀行 D | |
|---------------|---------|---------|---------|
| 外貨準備(HKMA 預金) | D 預金口座 | 人民銀行預金 | E 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 人民元 100 | 人民元 100 | 人民元 100 |

- ② 企業 E が本土銀行 D にクリアリング銀行 C を経由して香港の参加銀行 F に口座を保有する企業 G に送金することを依頼する。前述の（例 1）の⑤から⑥にいたる送金取引が逆に行われ、参加銀行 F の G 預金口座に人民元が振り込まれる。

| 人民銀行 | | 本土銀行 D | |
|---------------|----------|----------|----------|
| 外貨準備(HKMA 預金) | D 預金口座 | 人民銀行預金 | E 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 |
| | C 預金口座 | | |
| | 人民元 +100 | | |

| 香港クリアリング銀行 C | | 香港参加銀行 F | |
|--------------|----------|----------|----------|
| 人民銀行預金 | F 預金口座 | C 預金 | G 預金口座 |
| 人民元 +100 | 人民元 +100 | 人民元 +100 | 人民元 +100 |

- ③ 送金終了時の各銀行のバランスシートは以下のようになる。

| 人民銀行 | | 本土銀行 D | |
|---------------|---------|--------|--------|
| 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 | 人民銀行預金 | E 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 人民元 100 | 0 | 0 |

| 香港クリアリング銀行 C | | 香港参加銀行 F | |
|--------------|---------|----------|---------|
| 人民銀行預金 | F 預金口座 | C 預金 | G 預金口座 |
| 人民元 100 | 人民元 100 | 人民元 100 | 人民元 100 |

- ④ 香港企業 G は、香港での支払いに利用するため、輸入代金受け取りから 3 ヶ月以内に人民元を香港ドルに両替する。F はポジションを調整するためにクリアリング銀行 C との間で人民元を売却し香港ドルを購入する。

| 人民銀行 | | 本土銀行 D | |
|---------------|----------|--------|--------|
| 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 | 人民銀行預金 | E 預金口座 |
| 香港ドル ▲100 | 人民元 ▲100 | 0 | 0 |

| 香港クリアリング銀行 C | | 香港参加銀行 F | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 人民銀行預金 | F 預金口座 | C 預金 | G 預金口座 |
| 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 |
| HKMA 預金 | 香港ドル +100 | 香港ドル +100 | 香港ドル +100 |
| 香港ドル +100 | | | |

- ⑤ 取引終了後の各銀行のバランスシートは以下のようになり、中国国内で外貨準備が減少し、マネーサプライも減少する。

| 人民銀行 | | 本土銀行 D | |
|---------------|--------|--------|--------|
| 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 | 人民銀行預金 | E 預金口座 |
| 0 | 0 | 0 | 0 |

| 香港クリアリング銀行 C | | 香港参加銀行 F | |
|--------------|----------|----------|----------|
| HKMA 預金 | F 預金口座 | C 預金 | G 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 香港ドル 100 | 香港ドル 100 | 香港ドル 100 |

3. クリアリング銀行との間で為替売買可能な取引以外の取引と国内金融政策

為替売買後 3 ヶ月以内に決済されない商品貿易取引、決済後 3 ヶ月以内に為替売買の行われなかった商品貿易取引、サービス貿易などその他の経常取引、資本取引などについては、顧客企業との間で人民元為替売買取引を行った銀行は、クリアリング銀行との間でポジション調整のために為替売買をすることができない。この場合の取引の流れは以下の通りである。

(例 1) 香港企業 A が、参加銀行 A に依頼して、従来から保有していた香港ドル預金を人民元に両替し、人民元預金を保有する場合。

- ① 当初の状態は前述の 2. (例 1) の①当初の状態と同じく、香港企業 A が香港の参加銀行 B に香港ドルを保有している。

| 香港参加銀行 B | |
|----------|----------|
| HKMA 預金 | A 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 香港ドル 100 |

- ② 企業 A は参加銀行 B に依頼し、香港ドルを売却、人民元を購入する。

| 香港参加銀行 B | |
|----------|-----------|
| HKMA 預金 | A 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 香港ドル ▲100 |
| | 人民元 +100 |

- ③ B はポジションを調整する必要があるが、クリアリング銀行 C との間では為替売買ができない取引であるため、他の参加銀行 F との間で為替売買を行い、香港ドルを売却、人民元を購入して、ポジションを調整する。参加銀行 F では、前述の 2. (例 2) ③の状態のまま、顧客企業 G が本土から受け取り受領後 3 ヶ月経過した人民元を保有しており、同じタイミングで顧客 G が人民元を売却、香港ドルを購入したものとする。人民銀行は (例 2) ③と同様、当初の状態を外貨準備として香港ドルを保有し、これを見合いにクリアリング銀行の人民元預金を受け入れていたものとする。参加銀行 F はクリアリング銀行 C に保有する人民元を参加銀行 B に振替え、B から香港ドルを受け取る。参加銀行 B、F とともにクリアリング銀行 C との間で人民元の為替売買を行うわけではない。

| 香港参加銀行 B | |
|-----------|---------|
| HKMA 預金 | A 預金口座 |
| 香港ドル ▲100 | 人民元 100 |
| C 預金 | |
| 人民元 +100 | |

| 香港参加銀行 F | |
|-----------|-----------|
| HKMA 預金 | G 預金口座 |
| 香港ドル +100 | 香港ドル +100 |
| C 預金 | 人民元 ▲100 |
| 人民元 ▲100 | |

| 香港クリアリング銀行 C | |
|--------------|----------|
| 人民銀行預金 | B 預金口座 |
| 人民元 100 | 人民元 +100 |
| | F 預金口座 |
| | 人民元 ▲100 |

| 人民銀行 | |
|---------------|---------|
| 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 |
| 香港ドル 100 | 人民元 100 |

- ④ 取引終了後の各銀行のバランスシートは以下の通りとなる。中国国内には何ら変化は生じない。

| 香港参加銀行 B | | 香港参加銀行 F | |
|----------|---------|----------|----------|
| C 預金 | A 預金口座 | HKMA 預金 | G 預金口座 |
| 人民元 100 | 人民元 100 | 香港ドル 100 | 香港ドル 100 |

| 香港クリアリング銀行 C | | 人民銀行 | |
|--------------|---------|---------------|---------|
| 人民銀行預金 | B 預金口座 | 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 |
| 人民元 100 | 人民元 100 | 香港ドル 100 | 人民元 100 |

(例 2) 香港企業 A は、中国本土内に子会社 A'を有し、この子会社の増資についてすでに中国商務部から認可を得ている。この増資資金を人民元によって A'に送金する場合。

- ① 企業 A は参加銀行 B に香港ドルを売却し、人民元を購入する。B は他の参加銀行 F との間で為替売買を行う。結果は上記 (例 1) の④の状態となる。

| 香港参加銀行 B | | 香港参加銀行 F | |
|----------|---------|----------|----------|
| C 預金 | A 預金口座 | HKMA 預金 | G 預金口座 |
| 人民元 100 | 人民元 100 | 香港ドル 100 | 香港ドル 100 |

| 香港クリアリング銀行 C | | 人民銀行 | |
|--------------|---------|---------------|---------|
| 人民銀行預金 | B 預金口座 | 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 |
| 人民元 100 | 人民元 100 | 香港ドル 100 | 人民元 100 |

- ② A は参加銀行 B、クリアリング銀行 C、本土銀行 D を経由して子会社 A'に人民元を送金する。

| 香港参加銀行 B | | 香港参加銀行 F | |
|----------|----------|----------|----------|
| C 預金 | A 預金口座 | HKMA 預金 | G 預金口座 |
| 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 | 香港ドル 100 | 香港ドル 100 |

| 香港クリアリング銀行 C | | 人民銀行 | |
|--------------|----------|---------------|----------|
| 人民銀行預金 | B 預金口座 | 外貨準備(HKMA 預金) | C 預金口座 |
| 人民元 ▲100 | 人民元 ▲100 | 香港ドル 100 | 人民元 ▲100 |
| | | | D 預金 |
| | | | 人民元 +100 |

| 本土銀行 D | |
|----------|----------|
| 人民銀行預金 | A' 預金口座 |
| 人民元 +100 | 人民元 +100 |

- ③ 取引終了時のバランスシートは以下の通りとなる。参加銀行 B とクリアリング銀行 C、C と人民銀行との間では人民元と香港ドルの為替売買が生じないので、中国国内の外貨準備に変化は生じない。また、当初、2. (例 2) ①の状態ですべての預金口座に振り込まれていた人民元が、貿易取引の結果、香港参加銀行 F に存在する G 預金口座に振り込まれていたが、これが、本土銀行に存在する預金口座に還流したこととなり、当初の状態と比べて、国内のマネーサプライにも変化は生じない。

| 香港参加銀行 B | | 香港参加銀行 F | |
|--------------|---------|---------------|----------|
| C 預金 | A 預金口座 | HKMA 預金 | G 預金口座 |
| 0 | 0 | 香港ドル 100 | 香港ドル 100 |
| 香港クリアリング銀行 C | | 人民銀行 | |
| 人民銀行預金 | B 預金口座 | 外貨準備(HKMA 預金) | D 預金口座 |
| 0 | 0 | 香港ドル 100 | 人民元 100 |
| 本土銀行 D | | | |
| 人民銀行預金 | A' 預金口座 | | |
| 人民元 100 | 人民元 100 | | |

4. 為替売買と送金決済が中国国内の金融政策に与える影響

海外の銀行が、クリアリング銀行や中国本土の銀行との間で大規模な人民元買いを行い、中国本土に送金する場合を例にとると、クリアリング銀行や中国本土の銀行は米ドルなど外貨を購入することとなり、中国国内に米ドルが流入し、中国本土内銀行は為替リスクを回避するためにこの米ドルを銀行間市場で売却することになる。人民銀行は、人民元為替レートの安定を図るためにこれを購入することとなり、結果として、外貨準備とマネーサプライの増大をもたらす。すでに、輸入代金の支払い等で本土外に支払われた人民元を利用して国内送金が行われる場合は、このような影響は国内で生じない。そこで中国本土内に影響が出る取引は 3 か月以内に決済が行われる商品貿易取引という範囲に限定したわけである。

もちろん、このような貿易代金の支払いや直接投資のための送金を米ドルでおこない、中国国内で米ドルを人民元に交換した場合も中国国内経済には同様の影響が生じ得る。しかし、この場合は中国国内において、そのような交換の元になる取引が正当な取引かどうか当局がモニターすることによって管理することができる。そのような管理が及びにくい海外において自由に人民元と外貨の交換が行われ、それが国内に影響を及ぼすことを危惧したことがこのような規制の理由と思われる。

第2節 売買制限の緩和とその影響

2015年10月にクロスボーダー銀行間決済システム（CIPS）が稼働した。CIPSに参加することによって、海外の銀行は中国国内の銀行を通じて人民元建てのクロスボーダーの貿易決済、直接投資、融資、個人送金などの送金決済を行うことができる。このシステムの利便性を高める意味もあって、これに先立つ2015年8月に国内代理銀行とクリアリング銀行が海外参加銀行との間で人民元を売買できる取引の範囲は、3か月以内の商品貿易取引から商品貿易全体、サービス貿易、直接投資項目に拡大された。

今回の2018年6月の通達では、人民元売買が可能な取引の範囲は、商品貿易、サービス貿易に限らず所得移転などすべての経常収支項目に拡大された。また、資本取引については直接投資に加えて、認可された証券投資が加えられた。RQFIIによる人民元建ての証券投資や、香港・上海ストックコネクト、ボンドコネクトなどによる証券投資が含まれる。

2018年6月の通知や9月の公表文章を見ると、国内の銀行だけでなく、海外参加銀行に対しても取引の真実性に関して、十分な調査と資料の提出を求めている。人民元取引の利便性の向上とともに、監督管理の強化を行うこととしている。この結果、中国国内と海外との間の人民元売買がより活発となることが予想され、人民元国際化を促進する効果が期待できる。一方、それに伴う国内金融政策に対する海外からの影響の拡大の恐れに対して、中国当局は監督管理の強化によって対応できると判断したと思われる。

中国人民銀行の「2018年人民元国際化報告」によると、2017年の中国のクロスボーダー受払にしめる人民元の比率は22.3%となった。また、グローバルな送金メッセージシステムであるSWIFTによると、2018年11月の全世界のSWIFTを使用した送金において、人民元は2.09%を占め、ドル、ユーロ、英ポンド、円に次いで第5位となっている。クロスボーダー受払に占める人民元の比率のピークは、2015年の28.7%であり、SWIFTの人民元比率のピークは2015年8月の2.79%で円を抜いて第4位の通貨だった。これらの時点に比べるとそれぞれ若干低下しているが、これらの数字がほぼ0に等しかった2009年6月以前と比べると、大きな変化と言える。

第3節 人民元為替レートの動向

2018年8月に、中国では立て続けに人民元為替レートの減価を抑制する措置が打ち出された。その結果、それまでの急速な人民元安傾向の動きは収まったように見える。以下では、人民元レートの最近の動向について概観したい。

1. 人民元安抑制策の導入

2018年8月3日、中国人民銀行は銀行が顧客企業から見て外貨買い人民元売りの為替予約契約を締結した際、外貨リスク準備金を人民銀行に積み立てる制度の準備率を0%から

20%に引き上げ、8月6日から実施することを公表した⁷。銀行は契約金額の20%を無利息で人民銀行に積み立てる必要がある。本措置により、外貨買い、人民元売りの為替予約取引コストが上昇し、人民元安要因となる為替予約取引を抑制する効果がある。

本制度は2015年10月に導入され、20%の外貨リスク準備金の積み立てが義務付けられたが、2017年9月に準備率が0%に引き下げられ、事実上停止されていた。今回この準備率を0%から20%に引き上げ、制度を復活させたことになる。

また、2018年8月24日、人民銀行のホームページに外為市場自律機構の文書として、8月に入ってから人民元の対米ドル基準レート報告銀行が「カウンターシクリカル要素（中国語で逆周期因子）」の適用を再開した旨が公表された⁸。カウンターシクリカル要素は為替レートの一方向への動きを抑制するよう逆方向に作用する要素という意味である。この結果、人民元の対米ドル基準レートの報告形式は「前日終値+バスケット通貨レートの変動+カウンターシクリカル要素」によって行うこととなった。外為市場自立機構は銀行間の自主的な組織であるが、人民銀行の監督を受けることとされている。このカウンターシクリカル要素は、当初は2017年5月26日に外貨交易中心（CFETS）のホームページで公開された外為市場自律機構の文書で導入が公表された⁹。

カウンターシクリカル要素は、前日の対ドルレート終値の基準レートからの乖離幅からバスケット通貨の変動による部分を除いた数値にカウンターシクリカル係数を乗じて計算される。カウンターシクリカル係数は、各基準レート報告銀行がマクロ経済の基本面的変動や外為市場のプロシクリカルな動きの程度などを勘案して自ら設定することとされている。

その後、2018年1月19日に、このカウンターシクリカル要素を「中性化」した旨の同機構の文書がCFETSのホームページで公表された。制度自体は残したまま、カウンターシクリカル要素の適用は停止したということの意味する。2018年8月の措置は、この制度の適用についての再開を意味する。

2. 人民元為替レートの動向

人民元の対米ドル基準値の動きをみると（図1）、2018年4月末頃から人民元安傾向となり、特に6月中旬以降は減価のテンポが急速となっていたが、8月半ば以降人民元安のテンポは大幅に減速し、足許では若干人民元高方向となっている。また、人民元の名目実効為替レートでみると（図2）、CFETSが公表している3つの指数（CFETS指数、BIS指数、SDR指数）のどれを見ても、同じく6月半ば以降7月31日まで急速に低下していたが、それをボトムに横ばいに転じている。

このような為替レートの動きをみると、8月に入ってから人民元安抑制措置の導入が効果を表した形となっている。

もう少し長い期間で人民元為替レートの動きをみると、対米ドルレートでみても名目実効為替レートでみても、2015年8月の人民元大幅切り下げ以降、人民元の対ドル基準レートは上下双方向への変動の弾力性を増しつつ、低下傾向が続き、この間、2015年10月に外

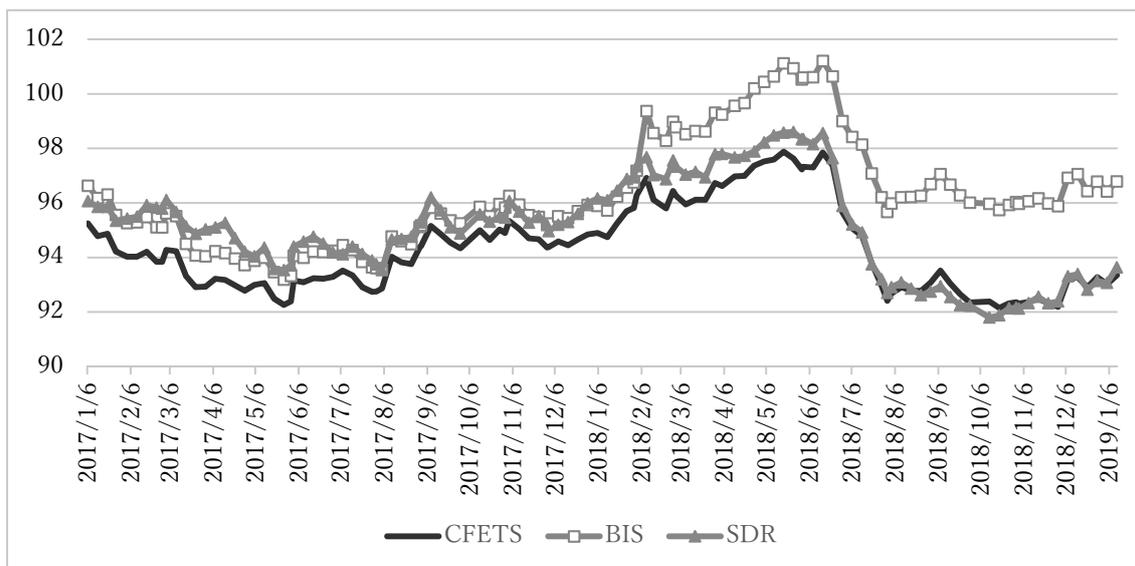
貸リスク準備金が導入され、2015年5月のカウンターシクリカル要素の導入とともに上昇に転じた。その後対米ドルレートでは2018年2月ころまで、名目実効為替レートでは2018年5月ころまで上昇が続き、2017年9月に外貨リスク準備金の適用が停止され、2018年1月にカウンターシクリカル要素も停止された。その後しばらく横ばいないしは若干の低下傾向を示した後、両レートとも6月半ばから急速に低下していた。

図1. 人民元対ドル基準レートの推移



出所：中国外貨交易中心

図2. 人民元名目実効為替レート



出所：中国外貨交易中心

人民元為替レートは「市場の需給を基礎に、バスケット通貨を参考に調整される、管理された変動相場制」に従って運営されているので、当局の意図は特に名目実効為替レートの動きに表れているとみるべきである。このバスケット通貨に緩やかに連動して為替レートを管理する手法は、シンガポールドルの為替レート管理手法に倣ったものである。従って、人民元の名目実効為替レートの動きは中国の金融政策とシステムティックに連動している可能性が高い。

そうした観点から見ると、2017年5月から2018年5月ころまでの名目実効為替レートの上昇は、「穏健中性の金融政策」という引き締め気味の金融政策を反映したものであり、2018年6月半ばからの低下は緩和気味の金融政策への転換を反映したものである可能性がある。

それでは、8月に入ってから人民元安抑制策の再導入と名目実効為替レートの上昇ないし横ばいへの転換はどのように評価すべきであろうか。8月10日に人民銀行が公表した2018年第2四半期金融政策執行報告では、「為替レートの弾力性を増加させていく一方で必要な場合はカウンターシクリカルな調節を行う」としたうえで、「マクロプルーデンス政策の調節作用を発揮して、人民元為替レートの合理的均衡水準での基本的安定を保持する」と述べている。対米ドルレートについては日中の変動幅が基準レートの上下2%という限度が設定されているが、名目実効為替レートについても明らかにされていないが変動許容バンドが設定されており、人民銀行としてはそのバンドの範囲内では弾力的な為替レートの変動を認めつつ、為替レートがそのバンドから逸脱しそうな急激な動きを見せた場合は、様々な措置をとって安定を図るということであろう。人民銀行は金融政策の緩和に伴い、名目実効為替レートの変動許容バンドを従来の上昇トレンドから横ばい方向に引き下げた可能性がある。8月の措置は、名目実効為替レートが6月半ばに低下に転じた後の動きが人民銀行の意図を超えた急激な動きとなったため、これをバンド内に押しとどめるためにとったものであると考えられる。人民銀行が名目実効為替レートについてどのような変動バンドを設定しているのかについては、しばらく様子を見てみなければ判断はむづかしいが、緩和気味の金融政策が続くのであれば、当面の間は名目実効為替レートが横ばいに近い方向で推移するように管理していく可能性がある。

第4節 今後の展望

中国政府は、海外との間の経常取引や取引可能な資本取引について、人民元と海外の相手通貨との間の取引をより便利にすることによって、米ドルなど第三国通貨の使用を減らし、人民元による決済比率を上げようとしている。

一方、中国では、依然として資本取引が厳しく規制されており、資本取引の規制緩和のテンポは今後もゆっくりとしたものとなる可能性が高い。中国政府は、世界で人民元が幅広く使われるという意味での人民元の国際化を進めるのではなく、当面、中国が他国との間で行うことが可能な取引について人民元建て比率を高めるという意味で人民元の国際化を進め

ようとしている。これはそもそもの人民元国際化の当初の目的である過度のドル依存からの脱却を果たすという目的に沿ったものである。

2018年3月の全人代政府活動報告でも、「着実に、漸進的に、資本項目の自由化を進めるが、なおいくらか規制が存在する」としている。そして人民銀行の2018年第一四半期金融政策執行報告においては「人民元のカロスボーダー貿易及び投資取引における使用を支持する。国際情勢の変化が資本の流動に与える影響を詳しくモニターし、クロスボーダーの資本の流動に対するマクロプルーデンス政策を整備する」と述べている。当面の間、中国政府は、資本取引については監督を強化し、その自由化についてはゆっくりと行い、人民元の国際化は、経常取引とすでに認められている資本取引についてのクロスボーダー決済における人民元の使用比率を上げていくという方向で進める方針と考えられる。

次に、人民元為替レートの管理手法をみると、今後も経常収支や内外のマクロ経済の状況に沿った形で為替レートが動くように、名目実効為替レートの変動バンドの拡大や変動バンド内での弾力性の増強など自由化方向の措置を実施する可能性が存在する。一方で、マクロ経済に過度のショックが生じないように、変動バンド自体からの大幅な離脱が起こらないようにするための監督・管理は強化するという方針とみられる。

以上のような人民元国際化に関連する政策方針の背後にみられるのは、市場経済のメリットをできるだけ享受し、マクロ経済の効率性を高める努力は行いつつも、経済の大きな変動を回避するための監督管理は維持・強化しようという考え方である。このような方向性の異なる政策方針の両立を図ることには、大きな困難が伴う。中国の政策当局は、今後も両者のバランスを図る難度の高い政策運営を迫られることとなろう。

【参考文献】

露口洋介：「クロスボーダー人民元決済と中国の金融政策への影響」『国際金融』1237号、2012年6月

露口洋介：「『一帯一路』と人民元の国際化」『中国グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響——一帯一路構想と不整備の視点からの分析——』国際貿易投資研究所、2018年2月

-
- 1 「关于完善人民币购售业务管理有关问题的通知」、中国人民銀行、2018年6月15日
 - 2 「中国人民银行有关负责人就完善人民币购售业务有关问题答记者问」、中国人民銀行、2018年9月7日
 - 3 人民元国際化の従来の進展状況については露口（2018）を参照。
 - 4 “Renminbi(RMB) cross-border trade settlement and net open position” HKMA, 23 December 2010.
 - 5 「关于明确跨境人民币业务相关问题的通知」中国人民銀行、2011年6月3日
 - 6 人民元の売買業務範囲の制限と中国の金融政策に対する影響の詳細については露口（2012）を参照。
 - 7 「中国人民银行决定将远期售汇业务的外汇风险准备金率调整为20%」中国人民銀行、2018年8月3日
 - 8 「人民币对美元中间价报价行重启“逆周期因子”」中国人民銀行、2018年8月24日
 - 9 「自律机制秘书处就中间价报价有关问题答记者问」中国外貨交易センター、2017年5月26日

第3章 中国の環境問題 –浮上してきた廃棄物問題–

アジア・ユーラシア総合研究所
客員研究員 青山 周

第1節 はじめに

2018年の早くから新興国経済の変調が伝えられた。日本国内においては、アベノミクスの成功で記録的な長期にわたり底堅い景気が続いているが、世界経済についてはすでにピークアウトして、景気後退の局面に入ったと世界のエコノミスト、アナリストが警鐘を鳴らしている。市場のプレーヤーは、直近の状況を延長して将来を予測して動きがちであり、俯瞰的に世界経済の動きを見ているエコノミストやアナリストの分析を正確に理解して、実際の行動を修正することは容易ではない。危機が予測されながら、その影響を最小限に抑えることはビジネスの現場においては難しい。

2018年の株式市場の動きは、世界経済において、また日本国内においても潮目が変わったことを示唆している。世界をめぐる政治、経済の流れは大きな変化を遂げようとしている。

中国は新興経済のなかでも比較的の高い成長を維持してきたが、その副作用として、大気、水、土壌などの環境汚染を増大させ続けた。不動産など資産の価値が膨大に増加した結果、今、バブル崩壊の危機に直面し、金融システムの維持が政策の最優先課題となった。

中国では高い経済成長の実現のために環境負荷を増大させてきたが、これまで汚染してきた環境を経済成長の果実によって統治しようと政策転換に努力してきた。国内総生産と国民所得を10年間に倍増させるという目標を掲げる中国にとって、国民の生活を守るために成長は不可欠である。環境汚染を改善するためにも経済成長による果実は政策や対策の重要な原資となるはずだった。

経済情勢が変化しつつある今、ほとんどすべての新興国にとり、経済成長なき状況下でどのようにして環境問題を解決していくかが新たな課題として浮上する。もちろんこれは世界第2位の経済規模になった中国にとっても初めての挑戦である。

第2節 習近平政権の環境政策

習近平が2012年に中国共産党のトップに就任して最初に打ち出したのが「美しい中国」の実現であり、現政権の当面の政策課題のひとつが環境問題である。

2015年7月1日に開催された中国共産党中央の全面改革深化指導小組第14回会議において「環境督察方案（試行）」が通過した。厳しい環境汚染のなかで重大な環境関連事件が頻発している状況に対して地方政府の責任を追及する「環境督察制度」の基本的な枠組みを提示した。この査察制度に基づき、2016年から査察が全国で始まった。¹

中国では社会的な関心が高まるなかで、共産党・政府の主導の下で環境汚染対策は査察という強硬手段により推進されているのである。今の中国においては、立入り検査で汚染を排出していると認定された企業は即刻操業を停止させられる。立入り検査を拒否した企業にはその関係者を含めて厳罰が科せられる。行政や企業に対する管理監督は習近平政権になって様変わりした。

督察制度は日本にはない制度である。単純に言えば、共産党の指導の下、役人が役人を取り締まることを主眼にした制度であるが、市場において外部不経済を行っているプレイヤーに経済的、社会的なしほりをかけて環境改善を促す環境経済の手法とは異なっている。

2018年初めに訪れた天津の南開大学で中国の環境問題と環境政策について報告をする機会があったが、その際に経済学を学ぶ研究者から「環境督察の有効性についてどう考えたらいいと思うか」という質問があった。質問した研究者はおそらく環境経済学の研究者であり、環境問題は経済学に基づいて解決しなければサステイナブルでないと考えていることは一目瞭然だった。役人の不作為を取り締まるため、モラル欠如を理由として役人が役人を取り締まるというのは中国のように広大な国土を持ち、中央の政策が地方の末端まで行き渡りにくいという現状において一定のニーズはあるかもしれないが、理屈としてもトートロジーであり、環境問題、とりわけ廃棄物のようにモノの動きと代金の動きが同じ方向を向いているような分野においては、やはり健全な市場とそれを構成する自発的な取り組みを行うプレイヤー、さらには外部不経済を内部化するハードとソフトのシステムの構築が不可欠である。地方の役人は放っておけば自分の利益のために不正を働くという前提に基づく環境督察を繰り返して実施するだけでは中国の環境、さらには廃棄物の不適正処理は改善できない。こうした考え方が中国の研究者にあることは留意しておくべきであろう。

生態環境省は省・直轄市・自治区への環境督察のフォローアップも行っている。「回頭看」と呼ばれる活動であり、過去の環境督察を踏まえて、どのような改善を行い、どのような成果を上げたかについて、生態環境省の査察チームが進駐してその成果を確認するフォローアップ調査である。環境督察を一過性のものに終わらせない手法である。査察チームは1か月ほど進駐し、電話やファクシミリなどを設置して告発を受け付けるとともに、過去の環境督察が実効ある成果を出しているかを確認する。習近平政権はこうした「振り返り」まで行っている。²

習近平政権において環境改善は最重要課題の一つに掲げられている。「美しい中国」の実現は政策の

柱であるが、経済・金融情勢が日増しに厳しさを増している中、環境政策の位置づけも近年微妙に変化してきている。

2017年12月に開催された経済工作会議において、翌年の経済運営の方向性を指し示す会議にもかかわらず、向こう3年間に取り組むべき課題として金融リスク対策、貧困対策とともに挙げられた三つの問題のひとつが環境汚染対策だった。³

2018年5月、全国生態環境保護大会が開催された。会議に出席した習近平は「生態文明建設は中華民族の永続的発展にかかわる根本大計」と述べ、改めて環境問題の解決に努力する姿勢を示した。習近平は市場化手段を十分に運用して資源環境の価格メカニズムを改善すると述べる一方、主体责任を明確にして環境督察を強化することなどを明らかにした。⁴

2018年12月の中央経済工作会議では、国内外の経済情勢の状況を反映して、経済の安定に資する施策に焦点が当てられ、環境問題に関する内容は控えめになった。今年初めから動きのあった廃棄物問題については、特記すべき具体的内容は盛り込まれていない。⁵中国の政策課題のプライオリティが変化していることには注意する必要がある。

第3節 ゴミ戦争

中国は大気、水、土壌における汚染対策を「三大戦役」と位置づけて重点的な取り組みを行っているが、最近になって廃棄物問題に対する関心は高まっており、第4の戦役として浮上しつつある。

2018年の中国の環境問題におけるニュースは、長江から始まった。長江沿岸各地で次々と発覚した省を跨いだ工業廃棄物の長江への不法投棄事件に対して習近平をはじめとする党中央の指導者は解決に向けて指示を出した。沿岸地方政府と関係部門に対して固体廃棄物の保有量、排出源、輸送、処理能力などについて徹底したローラー調査が命じられた。こうして集められたデータをもとにビッグデータ、AIなど情報技術を活用して環境管理システムを構築するよう党中央から指示が出ている。⁶

全国生態環境保護大会を受けて、2018年6月、中国共産党中央委員会と国務院は連名で「生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止作戦を断固として戦い抜くことに関する意見」を公表した。そのなかで、2020年に向けての環境改善に関する具体的な目標などを掲げた。廃棄物に関しては、生活廃棄物の処理施設の整備、資源化促進や廃棄物発電の推進を掲げる一方、廃棄物輸入を2020年末までに基本的にゼロにする方針が改めて示された。危険廃棄物に関しては、処理能力を向上させるとともに、すべてのプロセスにおける監督監視を実施するとともに、危険廃棄物の不法越境や不法投棄などの犯

罪行為を厳しく取り締まる姿勢を示した。さらに長江経済帯における固体廃棄物の不法投棄の監視活動を強化していく方針を明らかにした。⁷

今、世界的な問題になっている海洋プラスチック問題から見ても、中国の長江における廃棄物の投棄問題の統治は解決が急がれる問題である。

中国では危険廃棄物だけで年間 7000 万トンが適切な処理が施されないままに処分されていることが報じられている。2017 年 11 月に取りまとめられた全国人民代表会議常務委員会の「固体廃棄物汚染環境防止法法律執行検査報告」によると、2016 年における危険廃棄物の経営許可証を得ている企業などの各種機関の処理能力は 6471 万トンであるが、実際に能力を発揮している規模は 1629 万トンにとどまる。生態環境省固体化学品管理センターの何芸博士の推計では、中国の年間危険物排出量は 1 億トンを超えている。各省における処理能力の不足、地域間の不均衡も問題として指摘されている。その結果、能力不足の地域における危険廃棄物の不適正処理や処分、越境不法投棄の事案が後を絶たない。⁸

こうした状況から容易に理解できるように、海外においてプラスチック問題が叫ばれても、中国にとってこの問題は、これまで大量にプラスチックを生産し、消費し、廃棄し、さらには自分たちには不要となった使用済みプラスチックを中国や途上国に輸出した先進国によってもたらされた問題であり、責任の所在は先進国にある。実際に海外から輸入された廃プラスチックの不適正な再生や処理で重大な汚染が引き起こされたのは中国だ。中国は世界に先駆けてレジ袋の生産、消費、使用の制限を行った国であり、プラスチックのリサイクル率も欧州に匹敵するほど高い。関連法規により廃プラの海洋投棄などの行為を禁じるなど、海洋プラスチック対策についても政策対応を行っている。カナダとの首脳会議でプラスチック問題を取り上げるなど国際協力にも積極的に動いている。専門家による公的な見解と大半の中国人の認識はこうしたものと思われる。

そもそも中国にとって環境リスクから考えるならば、プラスチックより危険なものがあまりにも多い。

例えば前述の危険廃棄物である。危険廃棄物の不法投棄が全国各地で頻発している中国においてそのまま放置しては人々の生活や生態環境にただちに影響を及ぼす医療系や化学物質などの汚染リスクをどのようにして早急に解決すべきかという問題が優先されることはだれの間から見ても明らかである。実際に筆者が中国国内で活動する日本の環境専門家に中国のプラスチックの海洋投棄問題について 2018 年半ばに尋ねたところ、「中国においては危険物の処理や処分すらまともに行われていない。日本と同じようなレベルでプラスチックの適正な管理下での循環や適正な処理、処分などを政策として取り上げ、かつ実効性ある執行を行えるようになるのはかなり先のことだ。今は長江へのダンプ問題で国内の対策で手一杯だ」という答えが返ってきた。中国がプラスチック問題で実効あ

る政策、対策をとれる状況にないし、そもそも環境政策のステークホルダーや社会の関心が盛り上がっていないのである。

2018年6月19日、生態環境省の李乾傑大臣は第13期全国人民代表大会常務委員会第3回会議に出席して、固体廃棄物汚染防止法の執行状況について国務院の委託を受けて報告を行った。長江経済帯発展指導小組弁公室による長江沿岸地域における固体廃棄物の越境投棄・不法投棄に関するローラー調査、江蘇省・山西省・広東省など中国各地における工業危険廃棄物の不適正処理、不法投棄事件の経過について報告したあと、2018年5月に生態環境省が実施した廃棄物違法行為取締り活動について説明した。生態環境省は150の査察チームを立ち上げ、長江流域の11の省市に進駐させ、廃棄物のダンプ状況について徹底した調査を行った。同年5月15日までに廃棄物貯蔵地点2796件を調査した結果、1308件の問題を見つけ、そのなかで問題が重大な事案111件については中央機関である生態環境省自身が処理を行い、残りの問題については地方政府の環境保護部門が処理を行った。公安部門も摘発に乗り出し、長江の汚染事件として150件の事案を検挙した。⁹

第4節 中国の資源政策

2018年10月にOECDが発表した“*The Global Material Resource Outlook to 2060*”によると、世界全体の資源利用量は現在の90ギガトンから、2060年には167ギガトンに増加すると予測されている。¹⁰デジタル革新により産業構造が転換を遂げるにもかかわらず、世界全体の資源利用量の増加傾向に歯止めはかからないという厳しい見通しだ。金属、非金属鉱物、化石燃料などの資源の採掘と加工が増え、大気、水、土壌の汚染が悪化し、気候変動に深刻な影響を及ぼし、ひいては政府や経済界が推進しているSDGsの達成にも支障が生じかねないと警告している。政府はもちろんのこと、企業、自治体、生活者が廃棄物を資源として改めて捉えなおし、循環利用を強力に推進していくことは資源の乏しい日本の重要課題であるばかりでなく、今や地球規模の課題と言える。

中国では長期にわたり、経済や産業の高度化を進めることにより環境汚染の改善とともに資源の効率的利用に努めようとしてきたが、経済成長の減速、人々の生活レベルの向上などにより、いよいよ現実の問題として取り組む必要が出てきた。中国国内で大量に生産するために猛烈な勢いで資源開発を進めるという行動パターンを修正して資源の効率的利用を推進する一方で、使用済みの製品から資源を回収するシステムの構築を進めようとしている。「都市鉱山」はまさに日本から輸入した制度インフラとなっている。

2014年に王久良が制作したドキュメンタリー映画「Plastic Kingdom」は中国の内外で大きな反響を呼んだ。¹¹海外からの輸入廃プラの再生現場における悲惨な状況を映し出した、このドキュメンタリー映画を契機として中国社会の輸入廃棄物資源への目が厳しくなり、ついには「外国の廃棄物で中国を汚さない」政策がついに実行されることとなった。こうした政策が政権のトップだけでなく広範な社会からも強い支持を得ていることは留意すべきであろう。日本の廃プラの行き着く先や、中国の世論の変化などについて少しでも理解していたならば、中国の資源ゴミの輸入制限による価格下落に伴う、いわゆる「中国ショック」の衝撃を事前に察知し、国内における循環体制の整備を前もって準備できたであろうことは間違いない。

中国は政策として「質の高い経済」、すなわち、これまで経済の π を拡大させることにもつばら注力してきた高成長路線から人々の生活の質を向上させることを主眼とした安定成長路線への転換を図ろうとしている。中国は世界の工場としてモノづくりを中心として高度成長を実現させてきたが、今後はなんでも中国で生産するのではなく、中国企業が世界に進出してモノづくりを行うことを目指そうとしている。世界が中国の工場という時代が変わろうとしているのである。こうした中国の政策転換の象徴が一带一路構想である。

一带一路構想には政策の柱の一つとして生産能力の国際協力が盛り込まれている。鉄鋼や化学といった伝統産業が国内の過剰施設を整理しつつ生産能力の高度化を進める一方で、海外に進出して生産を行って企業の成長を促進するという一挙両得の政策である。¹²

資源を大量に消費する産業が国内の生産能力を高度化させる一方で海外に進出するという動きの中で、中国の資源政策についても変化が現れることは必然の流れであろう。

「中国政府による資源ごみの輸入制限は一時的なものであり、日本のリサイクル企業が弱体化したすきを狙って、日本の静脈産業を乗っ取り、そのあとで資源ごみ輸入を再開する」と警戒する向きもあるが、実際の中国の政策の流れが不可逆であることは明らかである。

第5節 日本にとっての環境ビジネス

慶応義塾大学の細田衛士教授の研究チームが行った研究プロジェクトでは「現状では日系静脈企業のアジア新興国への進出可能性については容易ではない」と結論を出している。¹³

「日本の静脈産業の発展の背景には、一定の市場規模が存在したこと、ハードロー、ソフトロー、ガバナンスの三位一体による制度的インフラストラクチャーが存在したことがある。他方、新興国に

においては、今後の市場規模が拡大していく潜在性はあるものの、制度的インフラストラクチャーの整備が遅れている。日本としては新興国に対してハードロー、ソフトロー、ガバナンスのいずれかが不足しているかを見極め、環境協力による改善及び各国の自助努力を求めていくことが重要である」としている。¹⁴

ネガティブなビジネス環境については、政策対話や行政レベルにおける経験交流・研修などを進めることにより改善していくことができる。前述の研究チームも制度インフラの構築の重要性を指摘している。制度インフラさえ整えば、ビジネスはやりやすくなるが、制度インフラが出来上がるころには競合他社がすでに市場を占有している可能性があることは注意しておく必要がある。ニーズがあるところには必ずビジネスはある。制度インフラの構築をにらみながらビジネスの可能性を探り、自社にとって得意とする分野から他社に先駆けて着手することが重要である。

廃棄物を廃棄物として扱うルール作りは大切である。なかでも、しっかりしたバックストップが重要だ。日本が長年にわたり様々な学習を経て構築してきた資源循環も突き詰めるならば、しっかりした処理のシステムと最終的にきちんとした処分ができる基礎があったから実現できた。最後にきちんとして面倒を見てくれる施設や技術、政策、そして社会システムがなければ健全な資源循環を進めることはできないのである。適正な処理・処分ができたところで3Rを進めるという道筋が重要である。

適正処理・処分を行う施設といった社会インフラと適正処理・処分を行うというルール遵守の社会通念がない限り、廃棄物分野における中国の汚染には歯止めがかからないことは自明である。日本の廃棄物処理法は資源循環の時代が到来しているにもかかわらず、資源循環の観点がまったくないという意味で課題を有する法律であるが、中国の固定廃棄物防止法は資源循環の促進の観点が盛り込まれている。¹⁵現状の中国では資源循環に伴う汚染リスクが統治できる状況にないにもかかわらず、法律の目的に資源循環まで盛り込んでいる点で日本とは真逆の意味で課題を抱えた法律と言える。中国は現実の人々の行動や今の汚染状況をしっかり把握したうえで政策や対策、さらには制度作りに取り組むことが必要である。

ビジネスにつきものであるリスクについてどう考えるかは重要である。

問題は正念場を迎えつつある中国経済である。2019年、はたして中国経済は安定を維持できるだろうか。そして、成長が減速するなかであって、中国の環境政策やその実効性はどのように変化するであろうか。

中国の王毅外相は2018年12月11日に行った演説で「国際情勢の最も顕著な特徴は不確実性が充満していることだ」と述べ、中国はこの100年間なかった大きな変局に直面していると表明した。¹⁶12月19日から21日に開催された中央経済工作会議でも「我が国の発展は長期にわたり重要な戦略的チ

チャンス期にある。世界はこの100年になかったような大変局に直面しており、変局のなかに危機とチャンスが併存している」と指摘した。¹⁷100年といえば、中国共産党や新中国の成立よりもさらに遡る。日本や国民党との戦争を超えるほどの危機に直面しているという意識と評価できるだろう。

景気後退に突入した世界経済のなかで、好調さを持続させている米国や日本にも微妙な変化が現れ始めているが、中国経済に現れた変化には注意が必要である。国内情勢に加え、海外との通商問題という外部要因も加わることで、世界経済は中国発の危機の発生リスクが高まる。こうしたことは当然のことながら中国ビジネスの成否に直結する。

マクロ経済情勢の変化の兆しもミクロから現れるはずである。中国の企業、金融、消費の動きに対して、より敏感なアンテナを張りつつ慎重な分析が求められる。

経済規模が大きくなり、所得だけでなく、資産や資本といったストックの大きくなった中国では、とくにおカネの動きに注意をして見ていく必要がある。重要なのは、中国自身が今のような状況下での経済運営の経験を持っていないことである。米中が構造的競合の時代を迎えた中で、日本企業には顕在化する可能性のあるリスクに備えることも重要である。

中国はこれまで経済成長の果実によって環境問題を解決しようとしてきた。経済成長は環境政策のいわば前提条件であったのである。経済情勢が変化しつつある今、経済成長なき状況下でどのようにして環境問題を解決していくかというテーマに中国は取り組むことになるが、中国にとって初めての挑戦であり、こうした観点から中国の環境政策やその実行について注意深くウォッチしていく必要がある。

他方、中国のIT分野は世界トップクラスであり、環境、とりわけ廃棄物の適正処理のためにITがどのように活用されるかについて注視していくことは重要である。厳しい経済情勢を潜り抜けた産業や企業が次なる成長の時代の主役に躍り出るとは歴史の示すところである。石橋を叩いてばかりいては企業も経済も発展はしない。

なお、本章で披瀝した考えは筆者個人の見解であり、いかなる機関の公式見解を示すものでないことを改めて付記しておきたい。

-
- 1 拙稿「進化する中国の対外発展戦略ーグリーン化から SDGs へ」『中国型グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響ー一带一路構想と法整備の視点からの分析〜』（共著）、国際貿易投資研究所、2018年
 - 2 「中央环保督察组今年共对20个省份实施“回头看”」
http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/26/content_5352407.htm に2018年12月31日にアクセス。
 - 3 拙稿、前掲論文
 - 4 「习近平出席全国生态环境保护大会并发表重要讲话」
www.gov.cn/xinwen/2018-05/19/content_5292116.htm に2018年12月31日にアクセス。
 - 5 「中央经济工作会议在北京举行 习近平李克强作重要讲话」
<http://cpc.people.com.cn/n1/2018/12/21/c64094-30481648.html> に2019年1月1日にアクセス。
 - 6 「生态环境部召开部常务会议」
http://www.mee.gov.cn/gkml/sthjbgw/qt/201804/t20180410_434111.htm に2019年1月1日にアクセス。
 - 7 「中共中央 国务院 关于全面加强生态环境保护 坚决打好污染防治攻坚战的意见」
http://www.xinhuanet.com/politics/2018-06/24/c_1123028598.htm に2019年1月1日にアクセス。
 - 8 「无处安置的危险废物 吨梭」、2018年第17期、2018年7月23日、117-119頁。
 - 9 「国务院关于研究处理固体废物污染环境防治法执法检查报告及审议意见情况的报告——2018年6月19日在第十三届全国人民代表大会常务委员第三次会议上 生态环境部部长 李干杰」
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-06/19/content_2056153.htm に2018年12月31日にアクセス。
 - 10 OECD, “*Global Material Resources Outlook to 2060 Economic Drivers and Environmental Consequences*,” October 2018
<http://www.oecd.org/environment/waste/highlights-global-material-resources-outlook-to-2060.pdf> に2019年1月1日にアクセス。
 - 11 Plastic Kingdom については、2019年1月現在、動画サイトなどで紹介されている。
 - 12 拙稿、前掲論文
 - 13 細田衛士、「静脈産業の新興国展開に向けたリサイクルシステムの開発とその普及に係る総合的研究」
(平成26年度環境研究総合推進費補助金研究事業総合研究報告書)、2015年
https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai/syuryo_report/h26/pdf/3K123002.pdf#search=%27%E7%B4%B0%E8%A1%9B%E5%A3%AB%E3%80%81%E3%80%8C%E9%9D%99%E8%84%88%E7%94%A3%E6%A5%AD%E3%81%AE%E6%96%B0%E8%88%88%E5%9B%BD%E5%B1%95%E9%96%8B%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%9F%E3%83%AA%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%82%AF%E3%83%AB%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E3%81%AE%E9%96%8B%E7%99%BA%E3%81%A8%E3%81%9D%E3%81%AE%E6%99%AE%E5%8F%8A%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E7%B7%8F%E5%90%88%E7%9A%84%E7%A0%94%E7%A9%B6%E3%80%8D%27 に2019年1月9日にアクセス。
 - 14 同書、6頁。
 - 15 「中华人民共和国固体废物污染环境防治法」
http://www.mee.gov.cn/gzfw_13107/zcfg/fl/201805/t20180507_436541.shtml に2018年12月15日にアクセス。
 - 16 「在2018年国际形势与中国外交研讨会开幕式上的演讲」
<https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/t1620761.shtml> に2018年12月31日にアクセス。
 - 17 「中央经济工作会议在北京举行 习近平李克强作重要讲话」
<http://cpc.people.com.cn/n1/2018/12/21/c64094-30481648.html> に2019年1月1日にアクセス。

第4章 『一帯一路』と沖縄

ジャーナリスト 高田 智之

はじめに

中国の巨大経済圏構想「一帯一路」が打ち出されて以降、日本国内で初めてこの構想に呼応する具体的動きが報じられたのは、2017年12月で、それは沖縄であった。日本政府は、「一帯一路」という名称は用いず、中国との「第三国協力」という表現を使い、同構想に応じる方針が明らかになっている。しかし、日本の企業、研究者らが立ち上げた研究会や促進会は、組織名に「一帯一路」という名称を使用している。第三国協力にとどまらない、より広い意味での中国側の経済圏構想への経済協力とビジネスチャンスの模索を意味しているようだ。沖縄の場合は、「第三国協力」ではない。同構想を政策というよりも、むしろ「スローガン」「枠組み」といった色合いでとらえており、それを沖縄としてどう取り込むかが焦点になっている。しかも、沖縄で企業を運営している中国人経営者がその中心である点が特徴である。

第1節 沖縄が素早く反応した背景

沖縄は中国とは地理的にも近く、琉球王国時代、中国の明、清と朝貢貿易を通じて良好な関係を維持した歴史がある。現在は台湾と経済を含めた親密な関係が長期にわたって続く一方、友好県省関係にある中国南部の福建省との観光交流、さらには上海、北京などの主要都市を結ぶ航空路線の拡充など、大陸との関係も進展している。中国と地理的に優位にある沖縄が、中国の大市場としてのメリットに敏感にならざるを得ないのは当然と言える。

1. 「国民ブランド一帯一路 in 沖縄フォーラム」

2017年12月10日付の沖縄の地元紙「沖縄タイムス」は「一帯一路沖縄展開を模索」との見出しで、「中国と県内企業の経営者らが両地域でのビジネス展開の可能性を探る『国民ブランド一帯一路 in 沖縄フォーラム』を開いた」と報じた。これが、「はじめに」で述べた日本での中国の「一帯一路」構想を受けた民間レベルの検討会で、公になった限りでは第一号である。

同紙によると、主催は上海に拠点を持つ中国のベンチャー企業経営者ら100人で構成する資本奇跡同窓連合会（MCA）。MCAの沖縄でのフォーラム開催を導いたのは、日中の経済交流を支援する一般社団法人・琉球経済戦略研究会（琉経会、方徳輝理事長）で、那覇市

に事務所を置き、方氏は MCA の事務局長も兼ねる。方氏は沖縄における中国企業呼び込みのキーパーソンと言ってよい。自身は福建省出身で、1996 年、沖縄国際大学に留学。卒業後も沖縄に在住、2012 年 6 月、琉経会を立ち上げた。現在、会員企業は琉球銀行、沖縄ハム総合食品株式会社、DIRCT CHINA 株式会社など約 20 社。ちなみに、DIRCT CHINA は沖縄の中小企業を貿易やコンサルを通してビジネスチャンスを広げるためのサポートを中心とする方氏が運営する会社。中国を含めたアジア各国での沖縄県産品の販売や、新技術の導入について支援、建築資材や石材、介護用品なども扱っている。

2. 企業提携

フォーラムでは沖縄と中国の 11 社・団体が事業協力の覚書を締結した。沖縄の中国系企業が中心となり、中国企業との交流促進を確認した。沖縄タイムス、琉球新報によると、例えば、琉経会は投資会社の上海雅法資産管理と覚書を締結、沖縄の経済情勢などの情報を共有し、沖縄県内への投資を促す。方氏の経営する、投資業務が中心のもう一つの会社ピンコウ HD（那覇市）は上海茶葉行業協会と協定を結んだ。那覇市内に本格的中国茶館を開店予定。広告会社の日盛国際（那覇市、耿榕社長）は上海の PR 会社シルクロード国民ブランド管理有限公司と連携し、シルクロード側が展開する中国ブランド製品の日本国内での展開を広報活動面で支援する。また、ダイビングスポットの紹介や予約できるスマートフォン向けのアプリ「潜侶」（仮称）の開発を進めている。沖縄のダイビング会社と連携して中国人を受け入れたり、ライセンスを取得したりできる受け皿になるプラットフォーム（枠組み）も構築するという。日盛国際は中国で地下鉄の電子看板やインターネットで番組を配信している。旅行業の華成（那覇市）はシルクロード国民ブランド管理有限公司、上海の観光コンサルティング会社と中国人訪日客の拡大に取り組む。

第 2 節 流れを日本に取り込む

このフォーラムから分かることは「経済交流の促進確認」（沖縄タイムス）であり、「一帯一路」を追い風にしたいっそうの経済交流の推進といった意味合いである。同紙によると、フォーラムのパネルディスカッションでは中国に比べ、日本での起業が少ないことが指摘され、中国の経営者から「一帯一路といった大きな変化の流れを日本の若者と共に捉えていきたい」との意見もあったという。フォーラムで福井県立大学名誉教授の凌星光氏は一帯一路の展望について講演、「中国との関係が深い沖縄が先駆けて一帯一路政策を取り込むことで、日本経済を引っ張れる」と可能性を示した。MCA は 2012 年から毎年、中国の各都市でフォーラムを開催している。琉経会の呼び掛けに応じ、初めて中国国外でフォーラムを開いたが、琉経会としては今後も MCA を通して、沖縄の魅力を中国に発信していく方針だという。

第3節 脆弱な地場産業

「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」（平成30年4月改訂）は「沖縄の県内企業は中小零細事業者がほとんどであることから、アジアへの展開を図るためには、その経営基盤の強化を図るとともに、新製品開発力の向上やブランド力・競争力の向上などの取り組みを強化する必要がある」と述べている。沖縄の地場産業がこのような状況であるため、中国との経済交流のイニシアチブは中国人企業家とその中国系企業がとっている。琉経会の活動がそれを示している。沖縄における一帯一路に呼応する動きは、地場企業から出たものではないという点は「沖縄の事情」を表わしている。これについて、次に述べる。

第4節 沖縄企業の中国との関係

資料としてはやや古くなるが、平成27年10月、沖縄総合事務局財政部が発表した「最近の沖縄の経済動向等について」は、中国等海外経済の動向が地域経済に与える影響についての「企業の中国との関係」の項で、次のような調査結果を掲載した。

【調査対象計38社。内訳は製造9社、非製造29社。規模別では大企業7社、中堅企業14社、中小企業17社】

| ●「①市場として見ている」 (国内インバウンド需要等含む) | | ●「②生産基地・ 輸出基地として見ている」 | | ●「③中国と取引がない」 | |
|----------------------------------|-----------------|--------------------------|----------------|--------------|-----------------|
| 規模別 | | 規模別 | | 規模別 | |
| 大企業 | (4社/7社) 57.1% | 大企業 | (0社/7社) 0.0% | 大企業 | (3社/7社) 42.9% |
| 中堅企業 | (5社/14社) 35.7% | 中堅企業 | (0社/14社) 0.0% | 中堅企業 | (9社/14社) 64.3% |
| 中小企業 | (9社/17社) 52.9% | 中小企業 | (2社/17社) 11.8% | 中小企業 | (6社/17社) 35.3% |
| 業種別 | | 業種別 | | 業種別 | |
| 製造業 | (2社/9社) 22.2% | 製造業 | (1社/9社) 11.1% | 製造業 | (6社/9社) 66.7% |
| 非製造業 | (16社/29社) 55.2% | 非製造業 | (1社/29社) 3.4% | 非製造業 | (12社/29社) 41.4% |

①市場として見ている（国内インバウンド需要等含む）47.4%（18社）②生産基地・輸出基地として見ている5.3%（2社）③中国と取引がない47.4%（18社）。回答数：38社、未回答数：0社。

「中国に行ったこともない中小企業経営者が沖縄には少なくない」と今でもよく言われる。生産基地・輸出基地として見ている社が調査対象となった38社中、わずか2社で、調査対象の製造業9社のうち、6社が中国と取引がないと回答した事実がそれを裏付けている。「一帯一路のことや、中国が経済発展していることをあまりよく知らない経営者が多い」と言う琉経会の方理事長は、沖縄の経済界の人々に中国の実情を知ってもらうため、中国の中でも沖縄と地理的に最も近い経済先進都市の上海、福建視察ツアーを企画、中国企業とのマッチングも視察先で行っている。

第5節 沖縄県アジア経済戦略構想推進計画

「沖縄を日本とアジアの懸け橋に」をスローガンに掲げた同計画は、日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市を目指している。故翁長雄志知事の遺産とも言うべきこの計画は策定の趣旨の中で「アジア諸国の経済成長は、日本の中では端に位置する沖縄の地理的不利性を、東アジア及び東南アジアと日本本土の中心に位置する優位性として認識させる現実的な動きとなっている」と述べた。同計画はアジア開発銀行の予測を、数字を挙げて紹介、富裕層や中間層の拡大により、2050年には「アジアの世紀が到来する」と指摘。中国の「一带一路」構想には触れていない。これについて、沖縄県関係者は「一国の経済に頼らず、できる限り多様化を図る」と述べ、中国との微妙な距離のとり方をうかがわせた。とは言え、同計画は「世界の工場」だけでなく、「世界の市場」としても存在感を増すなど変化を遂げつつあるアジアが中国の経済発展を抜きにして語れないことも随所に示唆する事実をちりばめた。

1. 構想の概観

構想は、沖縄の優位性を生かしたアジア諸国の経済成長の取り込むための5つの重点戦略、4つの産業成長戦略、5つの推進機能からなる。

▽5つの重点戦略

①アジアをつなぐ、国際競争力のある物流拠点の形成②世界水準の観光リゾート地の実現③航空関連産業クラスターの形成④アジア有数の国際情報通信拠点“スマートハブ”の形成⑤沖縄からアジアへとつながる新たなものづくり産業の推進。

▽4つの産業成長戦略

①農林水畜産業②先端医療・健康・バイオ産業③環境・エネルギー産業④地場産業・地域基盤産業。

▽5つの推進機能

①アジアにおけるビジネス・ネットワーク拠点「プラットフォーム沖縄」の構築②ビジネス・コンシェルジュ沖縄の構築③アジアを見据えたグローバル人材育成の推進④アジアのダイナミズムを取り込むための規制緩和、制度改革⑤アジアのシームレスな海、空、陸の交通体系への連携。

沖縄から4時間圏内に日本、中国、東南アジア諸国連合（ASEAN）の主要都市があり、しかも、この地域全体が人口20億人の巨大マーケットとなっている。これらの戦略と機能でこれらアジア諸国の成長を取り込み、国際ビジネス都市を目指そうというわけである。

2. 現状と課題の例

i) 外国人観光客の受入環境

これまでの外国人観光客の誘致実績は、台湾、韓国、中国本土、香港などのアジア地域が95%以上を占める。アジアのクルーズ市場が拡大傾向にあるため、バースやターミナル施設の整備が課題となっている。中国では富裕層の増加でプライベートジェット機を含むビジネスジェット機が急増、移動ニーズ、駐機ニーズに対応する受入環境の整備で海外富裕層の観光需要を取り込む。中小零細規模の小売店や商店街などへの外国人観光客への販売体制強化の支援。観光人材の育成。

ii) ビジネス・ネットワーク拠点の構築

県内企業の海外展開の事例が少なく、これらのノウハウ、人材が蓄積されていない。情報・人脈のネットワーク基盤が必要であり、北京、上海、香港、台北、シンガポールの県海外事務所の機能を強化する。ジェットロ、クレアなどの関係機関、民間企業などと連携する。

iii) 国際情報通信拠点の形成

2015年8月、初の大型外資系情報通信関連企業の誘致事例として、大連の大手ソフトウェア企業が進出。引き続き中国企業の誘致を推進する。台湾の資訊工業策進会と沖縄県産業振興公社の間で、沖縄と台湾双方のITベンチャー企業の相互発展のため、協力支援体制の構築を目的とした了解覚書が締結されている。また、2016年7月には、台湾の中華民国情報サービス産業協会(CISA)と沖縄県情報産業協会(IIA)との間で、沖縄と台湾の情報通信産業の関係強化を図るため相互連携に向けた了解覚書が締結されており、今後、ビジネスマッチングや人材交流などを促進しながら、企業誘致に取り組む。

iv) 先端医療・健康・バイオ産業

医療負担が高まるシンガポール、マレーシア、タイ、ベトナムなどでの予防医療・介護などに対するニーズの取り込みを行う。アジアへの沖縄発先端医療技術の展開を目指した取組を実施。アジアに向けた先端医療・健康・バイオ産業の振興に取り組んでいる。

第6節 日中関係の影（おわりにかえて）

沖縄県アジア経済戦略構想推進計画と琉経会が進める「一带一路」を追い風とする沖縄と中国の経済交流は補完関係にあると言ってよい。沖縄県は中国系企業家ならではの人脈、情報、ネットワークをビジネス・ネットワーク拠点の構築に生かすことができる。

一方、中国系企業家は県の大きな戦略的枠組みの中で、支援を受けつつ安定した形でビジネスができる。にもかかわらず、筆者が取材した範囲では、県の関係者には中国への傾斜を

警戒する姿勢が感じられた。こうした県の姿勢を薄々察してか、中国系企業家は物足りなさを感じているようだった。

中国との経済交流は日中関係に左右されてきた。尖閣諸島（沖縄県）で問題が起きるたびに、日中関係は悪化した。最近の華為技術（ファーウェイ）の事件も改善しかけたばかりの日中関係に影落とした。沖縄は琉球王国時代に中国の明、清と良好な関係を維持してきたとはいえ、1950年代から70年代前半は東西冷戦の最前線にあった。そのころの記憶が時としてよみがえる。伝えられる昨年（2017年）の知事選での対立候補への中国を題材にしたネガティブキャンペーンはその一例と言えるかもしれない。

沖縄のアジア経済戦略構想推進計画や「一带一路」を契機とした沖縄と中国の経済交流の拡大も日本と中国の政治的安定の上に成り立っていると見えそうだ。

【参考文献】

1. 『最近の沖縄の経済動向等について』 沖縄総合事務局財務部、2015年10月。
2. 『一带一路沖縄展開を模索』 沖縄タイムス 2017年12月10日付朝刊。
3. 『沖縄と中国企業連携』 琉球新報 2017年12月10日付朝刊。
4. 『沖縄県アジア経済戦略構想推進計画』 沖縄県、2018年4月改訂。

第5章 2018年中に公表されなかった経済改革プラン ～未公表の背景と内容展望～

株式会社 日本総合研究所 調査部
主任研究員 佐野 淳也

はじめに

慣例通りであれば、中国・習近平政権は2018年春に指導部人事を完了させた後、同年秋に2期目の経済改革プランを提示し、このプランに基づく取り組みが始動していたと推測される。しかし実際は、改革プランを採択するための共産党の会議（四中全会）は2018年中に開催されず、プランが明らかになることもないまま越年した。権力基盤は盤石といえるほど強化されたにもかかわらず、習政権が経済改革プランを2018年中に示せなかった背景について検討することは、中国経済の持続的な発展および構造転換を展望するうえで不可欠と考えられる。

こうした問題意識に基づき、本稿では、2018年の中国政治を回顧し、改革プランの提示が2019年に持ち越された流れを確認する。そのうえで、プランの公表を遅らせた三つの主要因を挙げ、その背景や経緯を明らかにする。最後に、習政権がどのような改革プランを示すのか予測するとともに、習近平総書記の強力なリーダーシップが経済改革推進の原動力となるのか否かといった点についても考察する。

第1節 2018年の中国政治は異例の展開続き

1. 一強体制は盤石なものに

まず、2018年の中国政治を振り返ると、二つの想定外の出来事が生じ、それに伴う異例の展開が続いたといえる。

一つ目の想定外の出来事は、習近平総書記個人への権力集中（一強体制）の加速である。3月の全国人民代表大会で承認された①憲法改正、②人事、③中央省庁再編、の三本柱から成る権力基盤強化策には、事前の予測を上回る内容が多く含まれていた（表1）。

憲法改正における最大の注目ポイントは、国家主席の任期制限の撤廃であった。毛沢東時代の過度な権力集中を教訓に、1980年代以降同一人物が長期に亘って同一ポストに就くことのないよう制度面での見直しが進められてきた。国家主席や首相などの任期を2期（10

年)までに制限する憲法の規定は、そうした目的で設けられていた。ところが、習近平総書記は、兼務する国家主席の任期撤廃を今般の憲法改正案に盛り込んだ¹。個人崇拜への逆戻り懸念よりも、権力集中によって政策や改革が進めやすくなるメリットを重視したためといえる。そして、習近平総書記は2023年以降も、中国の最高指導者として采配を振るうことが制度上可能になった。

また、憲法改正により、「習近平思想」(習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想)が中国を導く理念の一つとして、毛沢東思想と同列扱いで追加された。

前年秋の第19回共産党大会の際、「習近平思想」が党規約に明記されており、全くの想定外ではなかったにせよ、一期目を終えたばかりの時点で自らの名を冠した「思想」を憲法に入れる辣腕ぶりは事前の予測を超えるものであった。

人事ではとりわけ、王岐山氏の国家副主席、劉鶴政治局委員の副首相への就任が権力基盤の強化策として注目される。王氏の場合、2018年入り後の対米貿易摩擦の激化を受け、米中戦略経済対話の中国側担当としての経歴や米政財界との人脈を念頭に置いた起用と考えられる。盟友とはいえ、「68歳定年制」の内部ルールに基づき、2017年に共産党政治局常務委員を退任した人物の起用は、1980年代以降積み上げられてきた慣例を無視した人事といえる。劉鶴政治局委員は、習政権が経済改革の中心と位置付ける「供給サイドの構造改革」の推進で重要な役割を果たしたことに加え、習近平総書記の個人的な信頼が厚いことが副首相登用の決め手となった。劉副首相が経済政策全般で手腕を振るう機会を増やし、習氏の意向に沿った改革を政府部内から推進させる狙いもあったとみられる。

中央省庁の再編に絡んだ権力基盤強化策として、今般の憲法改正を受け、中央政府(国務院)から独立した部門として国家監察委員会が設置された。同委員会は、国務院の一部門であった監察部の機能を継承しているが、国務院から独立した地位を付与されたことで、中央・地方の政府機関、非共産党員の高官に対する監視機能が大幅に強化された。習政権の対外経済戦略の中核をなす一帯一路構想の推進を設置目的とした国家国際発展協力署の新設も、権力基盤強化策の一環と位置付けられる²。中国証券監督管理委員会が合流せず、全面的な統合には至らなかったものの、銀行と保険会社の監督官庁を統合した中国銀行保険監督管理委員会の発足も権力基盤強化策の一つといえる。一義的には金融システムのリスク回避能力を高めるものであるが、懸案とされてきた統合に踏み切ったことで改革推進に向けた強い実行力を内外に示したからである。

表1. 2018年の全国人民代表大会

| 承認事項 | 主なポイント |
|---------|---|
| 憲法改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・国家主席の「連続就任は2期を越えてはならない」とする文言を削除 ・「習近平思想」を中国を導く理念の一つとして追加され、毛沢東思想と同列扱い ・共産党の指導が中国の特色ある社会主義の基本的特徴と明記 |
| 人事 | <ul style="list-style-type: none"> ・国家副主席に王岐山氏を選出 ・劉鶴政治局委員を副首相に選出 |
| 中央省庁の再編 | <ul style="list-style-type: none"> ・国家監察委員会の設置 ・銀行と保険会社の監督官庁を統合し、中国銀行保険監督管理委員会に ・国家国際発展協力署の新設 |

出所：『中国共産党新聞網』、『中国政府網』

2. 四中全会を開けないまま越年

このように、習政権は権力基盤の強化に概ね成功し、一強体制は盤石なものになった。ところが、秋に公表されると見込まれた 2 期目の改革プランは概要すら示されることなく越年した。これが 2018 年の中国政治における二つ目の想定外の出来事である。

1980 年代以降慣例化した政治スケジュールに従えば、政権 2 年目の秋に行われる共産党中央委員会の第 3 回目の全体会議（三中全会）に、経済を中心とする包括的な改革プラン、もしくは農業など分野を絞ったプラン（1998 年）が提出され、採択を経て、政権による具体的な取り組みが本格的に動き出す。時の政権が三中全会で自らの志向する改革プランを採択する背景には、一中全会および二中全会が党や国家の指導部人事に充てられるためである。1978 年の第 11 期中央委員会第 3 回全体会議において、党活動の重点を革命から改革・開放路線へと舵を切ったという歴史的経緯も影響している。第 1 次習政権は 2013 年に慣例通りに三中全会を開き、資源配分における市場の主導的な役割を明記した改革プランを採択させた（表 2）。

表 2. 習近平政権下での中央委員会全体会議の開催状況

| ①第 1 次習近平政権 | | | ②第 2 次習近平政権 | | |
|-------------|---------------------|---|-------------|--------------------|--------------------------------------|
| 第 18 期 | 開催期間 | 主な決定事項 | 第 19 期 | 開催期間 | 主な決定事項/議題見込み |
| 一中全会 | 2012 年 11 月 15 日 | 総書記など、共産党の最高指導部を選出 | 一中全会 | 2017 年 10 月 25 日 | 習近平総書記の再選など、党の最高指導部を選出 |
| 二中全会 | 2013 年 2 月 26～28 日 | 国家指導者の内定、「國務院機構改革・機能転換プラン」を国会（全国人民代表大会）に提出することを承認 | 二中全会 | 2018 年 1 月 18～19 日 | 憲法改正案を承認 |
| 三中全会 | 2013 年 11 月 9～12 日 | 「改革の全面的な深化における若干の重要問題に関する党中央の決定」を採択 | 三中全会 | 2018 年 2 月 26～28 日 | 国家指導者の内定、「党と国家の機構改革プラン」を国会に提出することを承認 |
| 四中全会 | 2014 年 10 月 20～23 日 | 法による国家統治（法治）の推進を党の方針として決定 | 四中全会 | 2019 年春以降 | 経済改革プランを採択 |
| 五中全会 | 2015 年 10 月 26～29 日 | 第 13 次 5 年計画の原案を承認 | 五中全会 | 2020 年秋？ | 第 14 次 5 年計画の原案を承認 |
| 六中全会 | 2016 年 10 月 24～27 日 | 党組織および幹部の規律・監督強化に関する規則を承認 | 六中全会 | 2021 年秋？ | 党組織など、重要課題についての討論と方針決定 |
| 七中全会 | 2017 年 10 月 11～14 日 | 第 19 回党大会の召集日や議題等を決定 | 七中全会 | 2022 年秋 | 第 20 回党大会の召集日や議題等を決定 |

注 1：○中全会は、中央委員会第○回全体会議の略。

注 2：第 2 次習近平政権の四中全会以降の開催スケジュールは、第 1 次習政権期までの慣例に準拠して予測。

出所：『中国共産党新聞網』、高橋博「G20 での日・中・韓三国の接触と三中全会のあれこれ」『東亜』（2013 年 10 月号）

第 2 次習政権は、三中全会を 2018 年 2 月に前倒し開催した。とはいえ、一強体制の盤石化に向けて決定すべき事項が多かったため、そこで改革プランが採択されることはなかった。同年内に中央委員会全体会議（四中全会）を再度招集しても規定上の問題はなく、プランの採択は時間の問題とみられていた。しかし実際には、春の全国人民代表大会以降、年末までに計 10 回開催された中央政治局会議において、四中全会をいつ開催するのかなど、改

革関連プランについて何の決定も下されなかった。議題となったかどうかさえ不明で、習政権は四中全会の日程をはじめ、経済改革プランに関する決定事項の公表をあえて避けるようにさえみえる。プランの概要などを示唆する高官の発言が一切なく、内外の期待を喚起するような宣伝も行われていないことはその証左といえよう。

第2節 経済改革プランの公表を遅らせた三つの要因

2018年中に四中全会が開催されず、プランの公表にも至らなかった主な要因として、①米中対立の激化、②景気対策と構造改革のバランス調整、③民営企業関連政策の再調整、三つが挙げられる。以下では、個々の要因がどのように影響したのか、その背景や経緯について明らかにする。

1. 米中対立の激化

最初に、米中対立の激化がなぜ経済改革プランの公表の遅れにつながったのか概説する。

習政権からすれば、2018年半ば以降、対米交渉の適切な妥結点、いわゆる「落としどころ」の設定が困難となり、妥結に向けた政策の実施等にも苦慮するようになった。トランプ米大統領の交渉手法は、困難をもたらした理由の一つに指摘できる。例えば、2018年5月中旬の二国間協議の結果、中国が米国製品購入増による米中貿易の不均衡是正を約束したため、米国による対中制裁関税の実施は「保留」(ムニューシン財務長官)扱いとなった(表3)³。ところが、この協議から10日あまりしか経っていないにもかかわらず、トランプ大統領は、「保留」状態にあった制裁関税の実施準備を進めるよう指示した。中国からさらに多くの譲歩を引き出すためとみられるものの、協議による合意を無視したかのよ

表3. 米中貿易摩擦(2018年～)をめぐる主な動き

| 時期 | 内容 |
|------------|--|
| 2018年5月19日 | ・米中共同声明を発表し、対中貿易赤字の削減などで一定の合意。米国による対中制裁関税は一時保留扱いに |
| 5月29日 | ・トランプ大統領、追加関税の対象となる輸入品リストを6月15日までに公表するよう指示 |
| 7月6日 | ・米国が対中輸入340億ドル分の品目(主に乗用車)に25%の追加関税を発動 ・中国が対米輸入340億ドル分の品目(主に大豆、豚・牛肉)に報復関税を発動 |
| 8月23日 | ・米国が対中輸入160億ドル分の品目(主に半導体、化学製品)に25%の追加関税を発動 ・中国が対米輸入160億ドル分の品目(主に石炭、医療機器、乗用車)に報復関税を発動 |
| 9月24日 | ・米国が対中輸入2,000億ドル分の品目(主に食料品、帽子、家具、自動車部品、繊維)に10%の追加関税を発動するとともに、2019年1月には同関税率を25%に引き上げると表明。中国側が譲歩しなければ、残りの対中輸入額2,670億ドルにも追加関税を課すことも発表 ・中国が対米輸入600億ドル分の品目(主に液化天然ガス、光学式機器、レーザー機器)に報復関税を発動するとともに、米国が追加関税を課した場合には対抗措置を講じると表明 |
| 12月1日 | ・米中首脳会談を受け、米国は2019年1月1日から発動予定であった追加引き上げを一時凍結し、中国と90日間の協議を開始 |
| 2019年3月2日 | ・協議が決裂した場合、米国は一時凍結した制裁関税引き上げを実施予定。中国も対抗措置を講じる予定 |

出所：各種報道

うな手法（「ちゃぶ台返し」）を使ったことで協議はその後進展せず、米中による制裁関税と報復関税の応酬へと至った。習政権としては、「ちゃぶ台返し」を躊躇なく行うトランプ大統領との通商交渉は先行きが見通せず、「落としどころ」も見出しかねているというのが実情である。

さらに、米国の厳しい対中姿勢は、貿易面にとどまらず、選挙が終われば軟化する一時的なものでもないことが明らかとなっている。ペンス副大統領の対中政策演説（2018年10月）は、そうした姿勢を端的に示すものと位置付けることができる（表4）⁴。同演説における中国批判は多岐に及ぶが、経済面に限っても、中国は関税や為替の操作、技術移転の強要、知的財産権の侵害を行っているとして、選別的な補助金など不公正な手法を多用した産業振興策の是正等を

表4. ペンス米副大統領の対中政策演説（2018年10月）

| 指摘事項 | 主な言及内容 |
|------------|---|
| 中国の経済・貿易政策 | <ul style="list-style-type: none"> 中国は関税や為替などの面で自由で公正な貿易とは相容れない政策を推進 中国に貿易障壁の撤廃、義務の履行、経済の開放を要求 |
| 技術移転等の強要 | <ul style="list-style-type: none"> 中国で事業を行う対価として、技術等の企業秘密の提供を米国企業に要求 中国が技術移転等の強要をやめない限り、断固たる措置を継続 |
| 借金漬け外交 | <ul style="list-style-type: none"> アジアやアフリカなどでインフラ建設向け融資を通じて、中国は影響力を拡大 商業的価値のない港を借り入れて作らせ、支払いが滞ると港の引き渡しを要求 |
| 対中姿勢全般 | <ul style="list-style-type: none"> 歴代政権のように、中国の行動を放置、あるいは助けるようなことはしない 公正、互惠、主権の尊重を基礎とする米中関係が構築されるまで、対中強硬姿勢を変えない |

出所：ホワイトハウス、各種報道を基に日本総研作成

中国に要求している。そして、公正や互惠を基礎とする米中関係が構築されるまで、トランプ政権は対中強硬姿勢を変えないと締めくくった。この演説が米国の対中政策の基本である限り、中国が経済面を中心に相当の譲歩策を示さなければ、米中対立の緩和は見込めない。

2018年12月1日の米中首脳会談を受け、90日間の米中協議が開始された。米国製品の輸入増については、消費者のニーズを満たすための輸入拡大策をとっているため、その一環として実現できる見込みである。中国政府は罰則強化など、知的財産権の保護強化にも取り組むようになっており、妥結に向けた歩み寄りも可能と考えられる。半面、サイバー攻撃など、安全保障に絡む問題は譲歩が困難であり、90日間の協議で合意できるような性質の問題でもない。これらを総合すると、米国の対中貿易赤字の縮小+αが中国側にとっての「落としどころ」となる。

一方、習政権は「中国製造2025」を発表し、国内製造業の中長期的な育成、戦略製品の内製化と市場支配力を目指す方針である。現時点で未公表の経済改革プランにおいても、この方針を盛り込んでいる公算が大きい。故に、米中対立の緩和を優先させ、米国からの産業政策是正要求を受け入れるのであれば、習政権は経済改革プランの内容を修正し、矛盾点を解消しなければならない。産業政策の根幹部分で譲歩しない場合は、協議決裂に伴う米中対立の長期化を前提として、プラン全体を見直す必要がある。

いずれにせよ、米中対立が激化して先行きが見通せない状況の下、経済改革プランに関して何らかの修正は避けられそうにない。それならば、対米協議を見極め、その結果を織り込んだ経済改革プランを策定、公表した方が適切と判断し、習政権は2018年中に経済改革プランを提示しなかったと推測される。

2. 景気対策と構造改革推進のバランス

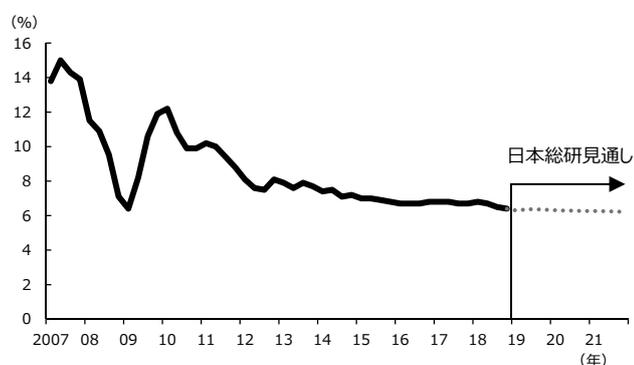
続いて、景気の減速と経済改革プランの公表遅延との因果関係を確認したい。

中国経済は、過剰債務・設備を抑制する目的で引き締め策を強化した結果、米中貿易摩擦が本格化する前から景気は減速に転じていた（図1）。今後はさらに、米中貿易摩擦の激化に伴う景気の押し下げ圧力にも対応していかなければならない。こうした状況を受け、習政権は財政・金融の両面からテコ入れ策を強化している。一連の景気テコ入れ策が奏功し、成長率の大幅な低下は回避される見込みである。

問題は、景気対策が優先されるあまり、構造改革が棚上げされかねないことである。リーマン・ショック後の景気の落ち込みに対し、中国政府は大規模な景気刺激策を実施し、経済の大幅な落ち込みを回避することができた。半面、過剰な投資を抑え、消費を成長のけん引役とするための構造転換、金融システムの改革などが進まず、後を引き継いだ習政権の経済運営を制約する一因にもなった。また、景気対策に呼応して、企業が多額の資金を借り入れて投資を増やせば、拡大に歯止めがかかっていた企業債務残高は再び急増しかねない（図2）。企業経営の悪化や不良債権問題の深刻化といったかたちで、中国経済の将来に禍根を残す恐れもある。

そうした副作用やリスクを回避するには、短期の景気対策を講じつつ、構造改革を着実に進める必要がある。推進に当たり、個別の改革を後押しする制度的な保証、すなわち経済改革プランが重要になる。同プランは、中国経済の中長期的な発展像を示すことになり、痛みを伴う改革に積極的に取り組むインセンティブとなる。習政権は景気対策と構造改革のバランスをとるべく、プランの文言や内容を再検討しており、公表が遅れていると考えられる。

図1. 中国の実質 GDP 成長率（四半期別）



出所：国家統計局

図2. 中国の企業債務残高（対 GDP 比、四半期別）



出所：BIS「Credit to the non-financial sector」

3. 民営企業の懸念への対応

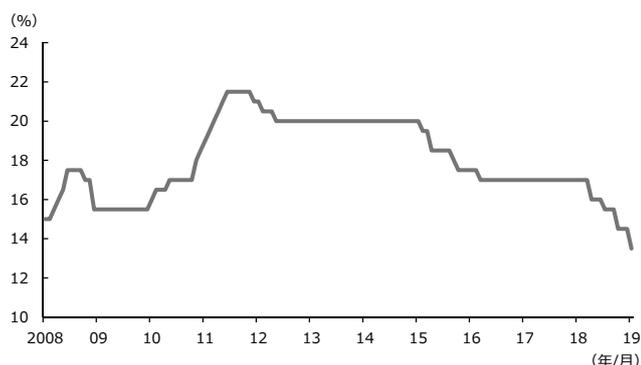
このほか、民営企業の懸念を惹起するような事態に陥り、習政権がその懸念払しょくに注力したため、2018 年内に公表できなかつた可能性も指摘できる。

懸念の発端は、ネット上で「民営企業退場論」が突如出現（2018 年半ば以降）したことである⁵。国有企業など公有制経済の発展に協力したという面で一定の役割を果たし終えた民営企業は「徐々に退場すべきだ」。「民営企業退場論」では概ね、このような主張が展開されている。「民営企業退場論」が習政権の考えを反映したものと受けとられれば、民営企業経営者の事業継続意欲は低下し、中国の産業・経済にも悪影響を及ぼしかねない。

習政権は、公有制経済を強化・発展させつつ、民営企業など、非国有企業の発展も奨励すること（「二つの揺るがず」）を基本方針に掲げている⁶。「民営企業退場論」は、この方針と明らかに矛盾する。「民営企業退場論」に対する批判が活発化したものの、民営企業の懸念を払しょくするには至っていない。経営効率の低い国有企業が民営企業を買収している事例が少なくないことが改めて明らかになっているためである⁷。

こうした事態を受け、習政権は民営企業の懸念払しょくに力を入れるようになる。預金準備率引き下げの際、金融機関に民営企業への融資を拡大するよう注文を付けたことは、その具体策として挙げられる（図3）。11月1日には、民営企業の経営者を招いた座談会を開催した。その席上、習近平総書記は、雇用や納税、経済成長などへの民営企業の貢献を高く評価すると

図3. 預金準備率（大手金融機関、月末値）



出所：中国人民銀行、CEIC

ともに、「民営企業退場論」は間違った主張であり、政権の方針ではないと明言した⁸。事業展開を妨げている障壁の解消に取り組み、民営企業の発展を支援するとも約束した。

したがって、「民営企業退場論」は、経済改革プランの2018年内の公表を結果的に妨げた一因と判断できる。「民営企業退場論」が注目されるようになった時期と、これまで経済改革プランが採択・公表された時期が近いこと、同論に近い内容がプランに盛り込まれた可能性がある。習政権は、「民営企業退場論」に対する反発が強いことを確認したうえで、その内容を修正した公算が大きい。

第3節 習近平政権はどのような経済改革プランを示すのか

慣例と照らしながら今後の政治日程を推測すると、第2次習政権は、2019年中に四中全会を開催し、1期目と同様の包括的な改革プランを提出すると見込まれる。その場合、プランの言及分野は政治・安全保障、文化、社会など、多岐に及び、どのような内容になるのかすべて予測するのは困難である。ただし、経済面に絞れば、改革の方向性や主要項目等について見通すことは可能であろう。以下では、2018年12月に行われた二つの演説・会議を用いて、習政権がどのような改革プランを示すのか予測する。そのうえで、改革プランを実施するうえでの課題について考察する。

1. 二つの演説・会議から想起される内容

まず、①改革開放40周年記念演説、②中央経済工作会議から、習政権が今後公表する改革プランの内容を推測したい。

改革開放40周年記念演説とは、改革開放40周年祝賀大会で習総書記が行った演説を指す⁹。演説は、40年前に改革開放路線への転換を決定してから今日まで歴代政権の取り組みおよび成果のアピールが大半を占める一方、2049年までの経済改革についても言及している。特に注目されるのは、次の三分野である(表5)。

第1に、企業改革である。習総書記は、国有企業を強化・発展させつつ、民営企業など、非国有企業の発展も奨励するという習政権の方針を改めて示した。演説

の別の箇所では「公有制が主体」と述べており完全に対等とはいえないものの、民営企業などを国有企業とできるだけ同等に扱い、関連の改革を進めたいという意向が読み取れる。

第2に、経済発展に関連する改革である。内需主導への転換、質の高い発展、供給サイドの構造改革(過剰設備・債務の解消、企業コストの軽減など)の推進、リスクの防止・解消等々、政権発足以降の方針が列挙された。これを踏まえると、2期目の改革プランにも、その流れを確固たるものにするための措置が多く盛り込まれると想定できよう。

第3に、対外経済戦略の改革である。改革開放40周年記念演説のなかで、習総書記は、一带一路を国際協力の新しい枠組みと位置付け、各国とともに推進していくと強調した。一带一路は、1期目の改革プラン(2013年)に初めて掲載されたため、政権2期目の改革プランに一带一路が盛り込まれることは間違いなく、内容も大幅に増える見込みである。演説

表5. 改革開放40周年記念演説(経済改革関連)

| 改革対象 | 主な指摘事項 |
|--------|--|
| 企業 | ・国有企業を強化・発展させつつ、非国有企業の発展も奨励 (「二つの揺るがず」) |
| 経済発展 | ・質の高い発展、持続的な発展を追求 |
| | ・内需主導の経済発展への転換 |
| | ・供給サイドの構造改革の推進、リスクの防止・解消 |
| 対外経済戦略 | ・基幹・コア技術におけるイノベーション(自主創新)の加速 |
| | ・一带一路を国際協力の新しい枠組みとして推進 ・貿易および投資の自由化推進、対外開放の継続 |

出所:『中国共産党新聞網』

では、発展途上国の経済発展等を中国が支援することも明言した。そのため、改革プランの中の一帯一路関連の項目には、発展途上国が一段と大きな経済的恩恵を享受できるような改善策を多く盛り込むとみられる。

対外経済戦略関連では、一帯一路の他に、貿易および投資の自由化の推進、対外開放の継続を指摘しており、これらの実現に向けた取り組みも、改革プランに採り入れられるであろう。

中央経済工作会議は、翌年の経済運営方針を確定する目的で12月に開催される。そのため、経済面の改革については年明け後の1年間で行うものに限定されがちである。しかし、2018年の中央経済工作会議では、改革プランの公表が遅れたこともあって、5年程度の中期を視野に入れた改革が例年に比べて多く言及された¹⁰。改革開放40周年記念演説では触れられなかった改革、あるいは踏み込んだ内容も含まれている（表6）。

中央経済工作会議では指摘されているが、改革開放40周年記念演説にはなかった経済改革として、財政と消費が挙げられる。財政では、地方政府によるインフォーマルな資金調達が続いている点を踏まえ、起債による適正な資金調達が掲げられた。具体的な言及はないものの、地方税改革に取り組む方針も示されている。消費では、教育、医療・介護、観光といったサービス業の発展加速による消費者ニーズの充足、政策措置による消費マインドの喚起、に取り組むとしている。こうした方針に基づく具体策が改革プランの一角を占めると想定される。

踏み込んだ内容を含む改革として、企業と産業政策が挙げられる。国有企業改革では、政府の役割を企業の経営管理から資本の管理（主要株主の立場で資本が毀損しないようチェック）に転換するよう求めた。足踏み状態にあった分野の改革に着手するものといえよう。民営企業に関しては、経営者の人身・財産の保護が明記された。資産没収などのリスクを軽減し、民営企業が安心して事業を拡大できる環境整備の一環といえる。産業政策では、「製造強国」というスローガンを掲げ、製造業を世界トップレベルに育てる既定方針に変わりがないことを強調した。その一方で知的財産権の保護強化の方針も示している。また、「ゾンビ企業」（経営破たんにも陥っているものの、政府や金融機関の支援でかろうじて存続している企業）の退出を制度的に促すことも改革の重点と位置付けている。民営企業向けのビジネス環境の整備は、改革プランに盛り込まれる可能性が高いものの、産業政策や国有企業改革に関しては、米国を刺激しないような表現に改める可能性がある。

表6. 2018年中央経済工作会議（改革関連）

| 改革対象 | 主な指摘事項 |
|------|----------------------------|
| 企業 | ・政府は国有企業の経営管理から資本の管理へ |
| | ・民営企業経営者の人身・財産の保護 |
| 産業政策 | ・製造業の質の高い発展を追求し、「製造強国」を目指す |
| | ・知的財産権の保護と運用の強化 |
| | ・「ゾンビ企業」の退出を制度的に促進 |
| 消費 | ・消費者のニーズを満たすため、サービス業の発展を加速 |
| | ・財政等の政策措置を講じて、消費マインドを喚起 |
| 財政 | ・起債による資金調達の適正化、地方税改革の推進 |

出所：『中国共産党新聞網』

2. 今後の展開と課題

本節の冒頭で指摘したように、習政権は2019年中に、包括的な経済改革プランを出す見込まれる。2021年からの第14次5カ年計画の策定スケジュール（前年の中央委員会全体会議で原案を採択）を勘案すると、同計画の指針となる改革プランの公表が2020年以降にずれ込む事態は避けたいところである。また、長期の構想（2017年の共産党大会など）と年間計画が示されているにもかかわらず、両者をつなぐ中期プランが公表されない状況が長く続くと、政権の政策運営能力に疑問符が付きかねないことも、2019年中に出されるという有力な根拠である。

そして、プランは、90日間の対米交渉を受けた修正が反映されるとともに、景気安定と構造改革のバランスがとれたものになっているであろう。

経済改革プランがこれまで推測した通りの内容であった場合、課題の設定や改革の方向性は総じて妥当と評価できる。むしろ、改革を進める手法が課題となる。

一強体制は、経済改革プランを前進させる原動力としてはたらく可能性がある。その期待が現実化した例として、地方政府による統計水増しの修正が挙げられる¹¹。長年にわたり経済成長が業績評価で重視されたことを背景に、地方では成長至上主義が蔓延し、なりふり構わぬ投資の拡大、インフォーマルな資金調達などの悪弊が続いた。地方統計の域内総生産（GRP）の水増しは、こうした悪弊の一環と位置付けられる。胡錦濤前政権も、悪弊の打破に取り組んできたものの、地方政府による統計水増し修正などの具体的な成果が現れるようになったのは、第1次習政権の後半以降であった。一強体制の下、厳罰の適用や査察の強化などの取り組みが奏功したためと考えられる。

このように、強力なリーダーシップを適切に行使した場合、これまで困難とされてきた改革・政策の進展が期待される。不動産税（日本の固定資産税に相当）の全面導入は、その試金石といえる。不動産税は都市開発の重要な財源となり、投機抑制や資産格差の是正の観点からも導入が望ましいとされながら、不利益の被る層からの反対で限定的な実施にとどまり、全面実施に至っていない。地方税改革の一環として、習政権が全力を取り組めば、不動産税は全面導入に向けて動き出すであろう。

半面、一強体制が改革の執行および軌道修正を遅らせるリスク要因にもなり得ることに注意を払う必要がある。

例えば、習総書記の肝いりで、観光地や農村部のトイレを衛生的で利用しやすいものに変える「トイレ革命」が目下進められている。「トイレ革命」自体は成果を挙げており、意義のある取り組みではあるものの、そもそも公衆衛生部門が主体的に推進すべきレベルの問題である。一事が万事、最高指導者が指示しなければ進まない、すなわち官僚が常に指示待ちの状況にあるというのであれば、改革の進展は望めない。

また、2018年後半以降、習総書記は「自力更生」というワードを頻繁に使うようになった¹²。貿易や産業政策などで米国の要求には応じないという政権の強硬姿勢を内外に示すた

めとみられるものの、これが国際協調路線からの逸脱につながることを懸念される。一強体制の下、トップが打ち出した政策の間違いを修正することは難しくなっている。こうしたなか、「自力更生」がさらに多用されるようになれば、米中対立は深刻化・長期化する危険性がある。

おわりに

本稿では、経済面を中心とする包括的な改革プランが2018年中に公表されなかった理由について考察した。考察の結果、習政権の権力基盤は盤石なものとなっており、米中対立の激化などに伴い、改革プランの内容を再調整しなければならなくなり、公表遅延につながったのではないかと指摘した。そのうえで、2018年12月の改革開放40周年記念演説および中央経済工作会議の経済改革部分を抽出し、今後公表される改革プランがどのようなものが盛り込まれるのか、内容を推測するとともに、どのような課題がプランの実施過程で想定されるのかを検討した。

習政権は、2019年中にプランを出すと思込まれる。本稿脱稿時点では未公表のため、公表された段階で、問題設定および取り組みの方向性が是非など、盛り込まれた内容を改めて検討しなければならない。さらに、本稿で両面を指摘した一強体制が経済改革の原動力となっているのか、あるいは推進を阻害する要因となっているのかについても、実際の展開を踏まえて判断しなければならないであろう。

日本経済にとって、中国は最も重要な国の一つとなっている。そして中国経済は、政策運営の舵取りいかんで、将来像が大きく変わる。こうした問題意識を持ちながら、第2次習政権の経済プランの進捗状況について追跡し続ける必要がある。

【参考文献】

- ・佐野淳也「三中全会から読み解く中国構造改革の方向性― 権限見直しによる「小さな政府」への転換」『JRI レビュー』Vol.3 No.13、2014年3月（日本総合研究所）
- ・佐野淳也「第2次習近平政権の基本方針と指導部人事― 一強体制が中国経済に与える影響」『環太平洋ビジネス情報 RIM』Vol.18 No.69、2018年5月（日本総合研究所）
- ・関辰一『中国 経済成長の罫― 金融危機とバランスシート不況』日本経済新聞出版社、2018年
- ・高橋博「G20での日・中・韓三国の接触と三中全会のあれこれ」『東亜』No.556、2013年10月号（霞山会）
- ・田中修「民営企業の発展支援」科学技術振興機構 HP 内コラム『田中修の中国経済分析』（https://www.spc.jst.go.jp/experiences/tanaka/tanaka_1901.html）2019年1月4日（科学技術振興機構）

-
- 1 新華網 HP 「王晨作關於《中華人民共和國憲法修正案（草案）的說明（摘要）》」
(http://www.xinhuanet.com/politics/2018lh/2018-03/06/c_1122496003.htm)。
 - 2 中国政府 HP 「關於國務院機構改革方案的說明」
(http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-03/14/content_5273856.htm)。
 - 3 「米政權、対中制裁関税の最終リストを来月発表 再び強硬姿勢に」(『AFPBB News』2018年5月30日付)。
 - 4 ホワイトハウス HP “Remarks by Vice President Pence on the Administration’s Policy Toward China”
(ペンス副大統領の対中政策演説、<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-vice-president-pence-administrations-policy-toward-china/>)。
 - 5 呉小平「私営経済已完成協助公有経済発展 应逐渐离场」(鳳凰網 HP、2018年9月12日付、http://wemedia.ifeng.com/77918883/wemedia.shtml?_cpb_remenwz0)。
 - 6 中国共産党新聞網 HP 「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主义偉大勝利」(第19回党大会における習近平総書記の「政治報告」、<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>)。
 - 7 「中国、地方政府が企業買収」(『日本経済新聞』2018年11月1日付)。
 - 8 中国共産党新聞網 HP 「習近平：在民営企業座談会上的講話」(2018年11月1日の民営企業座談会における習近平総書記の演説)、<http://cpc.people.com.cn/n1/2018/1101/c64094-30377092.html>)。
 - 9 中国共産党新聞網 HP 「習近平：在慶祝改革開放40周年大会上的講話」(改革開放40周年記念演説、<http://cpc.people.com.cn/n1/2018/1218/c64094-30474794.html>)
 - 10 中国共産党新聞網 HP 「中央經濟工作會議在北京举行 習近平李克強作重要講話」
<http://cpc.people.com.cn/n1/2018/1221/c64094-30481648.html>。
 - 11 「中国の地方統計「水増し」是正か」(『日本経済新聞』2018年12月19日付)。
 - 12 「一国主義で中国は自力更生の道へ 習氏「悪くない」」(『日刊中国通信』2018年9月28日付)。

第6章 金融システムの安定と対外市場開放のバランス

一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所
研究主幹 岡寄 久実子

はじめに

中国では、経済制度改革全体が漸進的に進められる中、金融制度改革も相応の時間をかけて遂行されてきた。ただし、振り返ってみると、経済が危機的な状況に陥ったり、危機的な状況の到来が強く懸念されたりしたときには、短期間のうちに集中的な改革が行われ、経済発展を支える金融システムの再構築が図られた。例えば、同国の WTO 加盟（2001 年 12 月）は、銀行業の対外開放について、発展途上国としてはかなり高いレベルの約束を伴っていた。このため、外国銀行との競争激化に対する危機感が国内で広く共有され、従来の枠を大きく超えた改革が進められた。具体的には、大型国有銀行 5 行を主な対象として、株式制への移行を軸とする抜本的な改革が進められた。また同時並行的に、農村部の中小・零細金融機関の建て直しを目指す改革も行われた。一連の改革を経て、不良債権の重荷を下ろした主要銀行は経営基盤を整備し、経済成長に必要な資金を潤沢に提供できるようになっていた。

しかしながら、資本市場の整備や国有企業の経営効率改善の遅れ、開発至上主義に傾きがちな地方政府の存在などのため、2010 年以降、金融制度改革のペースは鈍化している。そうした中で、非金融部門の債務が急増し、金融リスクが銀行に過度に集中する状況が続いている。また最近では、過剰債務の解消を図る過程で、民間中小・零細企業の資金調達難が深刻な問題になりかけている。他方、2018 年には先進国の利上げが国際金融市場に及ぼす影響が懸念される中、米中貿易摩擦の激化もあって、中国の国際収支や為替レートの動きへの注目が集まった。歴代政権が社会の安定をとくに重視し、金融分野の市場化推進を抑え気味に対応してきたことの弊害が、ここにきて目立ち始めているようにも窺われる。

本稿では、中国の金融制度改革のこれまでの流れを簡単に振り返った後、2010 年代入り後に顕現化した過剰債務問題とその解消に向けた動きを確認し、更に金融部門における対外市場開放の新たな政策を整理し、その先行きを展望する。また、以上の作業を通じて、望ましい金融市場化の進め方についても考察を加える。

第1節 中国金融制度改革の概要

1. 漸進的経済制度改革が直面する課題

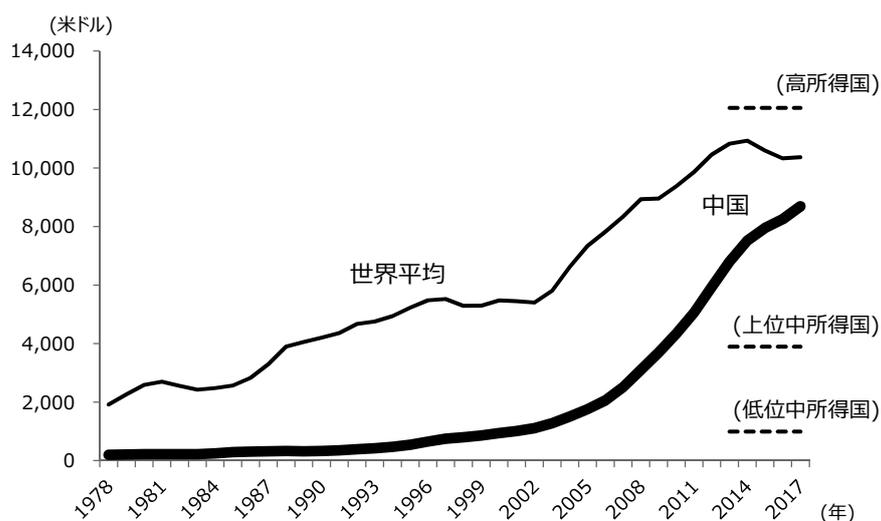
中国が改革開放政策の推進に舵を切ることを決めた 1978 年 12 月の中国共産党第 11 期中央委員会第 3 回全体会議（11 期三中全会）から 40 年を経て、同国経済は高度経済成長期を終え、安定成長への移行を模索する難しい段階に入っている。関（2013）は、中国の改革開放の動きを「経済発展と体制移行の同時進行」と捉え、同国が目標とする現代的市場経済を確立するためには、「中所得の罅」と「体制移行の罅」という二つの大きな課題を乗り越えなければならないと指摘している。

「中所得の罅」とは、世界銀行が 2007 年に公表した報告書“An East Asian Renaissance: Ideas for Economic Growth”で提示した概念で、「多くの途上国が経済発展により一人当たり GDP が中程度の水準（中所得）に達した後、発展パターンや戦略を転換できず、成長率が低下、あるいは長期にわたって低迷することを指す」と理解されている（内閣府、2013）。

「体制移行の罅」とは、清華大学研究グループが提起した概念で、「計画経済から市場経済への移行過程で作り出された国有企業などの既得権益集団が、より一層の変革を阻止し、移行期の“混合型体制”をそのまま定着させようとする結果、経済社会の発展が歪められ、格差の拡大や環境破壊といった問題が深刻化していること」を指す（関、2013）。

世界銀行の統計によると、中国の一人当たり国民所得（GNI）は、1978 年にはわずか 200 ドルと、世界で 100 番台のレベルにあった。改革開放政策の推進につれて、同所得は 1990 年代半ば頃から急伸び始め、2010 年頃に上位中所得国の水準に達し、2017 年には 8,690 ドルと、世界順位は 68 位へと上昇している（図 1）。ただし、2012 年以降、同国の経済成長速度は鈍化傾向にある。中国が今後、着実かつ効率的に経済成長を続け、中所得国から脱け出せるかどうかは、今後の改革の進展にかかっている。

図 1. 中国の一人当たり GNI（アトラス方式）の推移



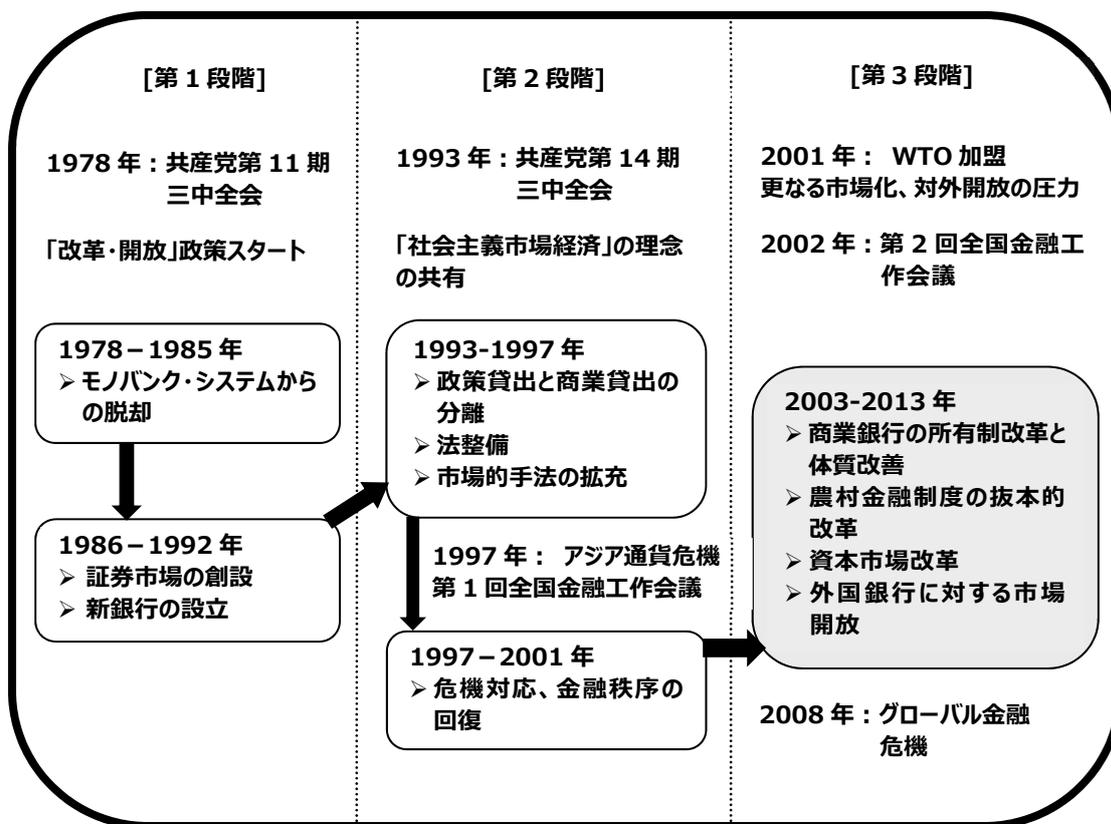
注：点線は、所得分類の境界線（2017 年時点の低所得国：995 ドル以下、低位中所得国：996～3,895 ドル、上位中所得国：3,896～12,055 ドル、高所得国：12,056 ドル以上）。

出所：世界銀行

2. 「商業性融資」と「政策性融資」の切り分け

中国の金融制度改革は、銀行中心に進められてきた。最初の取組みは、それまで旧ソ連の方式を参考にしてきたモノバンク制度¹を、中央銀行と複数の商業銀行が併存する形に改めるところから始まった（図2）。

図2. 習近平政権以前の中国の銀行制度改革の流れ



出所：Okazaki（2007）をリバイス

1984年10月、中国共産党は、農村から着手した経済制度改革を都市部にまで拡げ、計画経済に商品経済の要素を取り込んでゆくことを決定した。これを受けて、国務院（内閣）は金融制度改革研究小組（委員会）を立ち上げ、若手の研究者も交えて、金融改革の方向性を検討させた。同国内外の研究者や専門家等との議論を経て、当該委員会は金融改革の大目標として、①中央銀行が金融市場調節を自在に行える体制を確立する、②中央銀行を中心に、

¹ 中国人民銀行のみが銀行として存在。海外業務遂行のために中国銀行も存在していたが、その独立性は乏しく、同行は人民銀行の国際部門的な位置づけとされていた。

多種類の金融機関が併存する金融システムを徐々に構築する、③多様な信用供与手段や融資ルートを発展させる、④金融機関に経営自主権を与え、自らの判断で責任をもって融資を実行し、リスク管理を行うようにさせることなどを提案し、それらは党中央の方針として大筋で認められた（劉等、2009）。

1993年に「社会主義市場経済」の建設が国家目標として定められると、金融分野への市場メカニズムの導入が本格的に意識されるようになり、日本の例などを参考に政策性銀行が設立され、4大国有銀行から政策的役割を切り離す試みが始まった。但し、1995年に制定された「商業銀行法」は、「商業銀行は、国民経済・社会の発展のニーズに基づき、国家の産業政策の指導の下で、貸出業務を展開する（第34条）」と、政府による指導の重要性を強調するとともに、「國務院の批准を得た特定貸出プロジェクトについては、国有独資商業銀行は貸出を実行しなければならない。貸出が損失を生じた場合は、國務院が相応の救済措置を採用する（第41条2項）」と規定し、銀行経営に対する政府介入の余地を大きく残していた（後者は2003年の法改正で削除）。

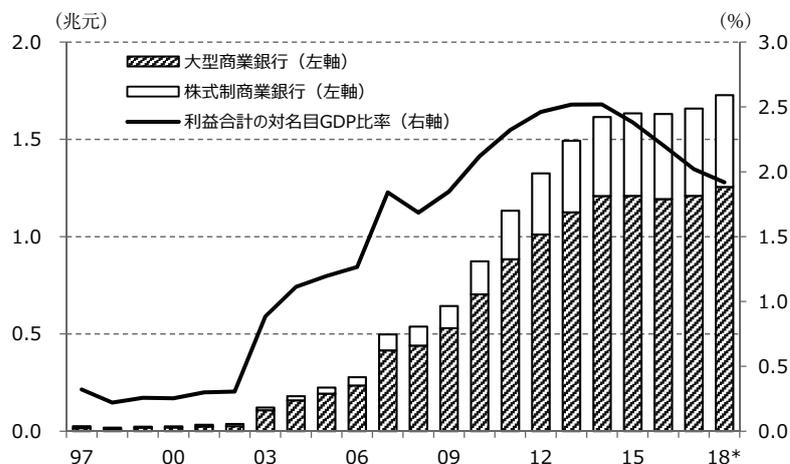
3. WTO加盟後の抜本的改革

中国の4大国有商業銀行（工商、建設、農業、中国銀行）は、1990年代半ばに経済過熱とルーズな会計制度、更には国有企業改革支援などのために、深刻な不良債権問題に直面した。1999年から翌年にかけて、政府支援の下、4行は多額の不良債権をバランスシートから切り離すことができた。しかし、コーポレートガバナンスやリスク管理に対する意識が全般に希薄だったため、4行は依然として不採算融資を止めることができず、わずか数年の間に、再び資本不足と不良債権の累積に手足を縛られるような状況に陥ってしまった。

中国のWTO加盟は、中国経済全体を大きく飛躍させるきっかけとなったが、金融分野においてはそれが特に顕著であった。中国政府はWTO加盟に関する協議において、銀行業については、発展途上国としてはかなり高い水準の市場開放を約束していた。このため、5年間の移行猶予期間中に主要銀行の経営体質を真に改善できなければ、中国の金融市場は外資銀行に席捲されてしまうとの危機意識が国内で広く共有された。

その危機感を背景に、大手5行（前述の4行に交通銀行を追加）を対象に、抜本的な制度改革が進められた。政府による資本注入や不良債権の移管を実施するだけでなく、外資金融機関に経営参画を求め、最終的には各行の株式を国際スタンダードが定着している香港市場に上場させることが目標とされた。また、国有商業銀行に次ぐ規模を有し、全国規模で業務を行うことが認められていた「株式制商業銀行」に対しても、自行株式の上場を促し、外資銀行との競争に備えさせた。一連の改革を経て、株式を上場した主要商業銀行14行（2007年時点では11行が株式を上場）は、収益力をしっかりと回復することができた（図3）。

図 3. 中国主要上場銀行 14 行の税引き前利益の推移



注：2003 年以前は、浙商銀行を除く 13 行ベース。

2018 年の計数は、同年第 1～3 四半期累計利益の前年比伸び率を

2017 年の実績値に乗じて算出。

出所：各行財務報告及び CEIC China Premium Database。

第 2 節 デレバレッジの推進と実体経済への影響

1. グローバル金融危機への対応と過剰融資問題

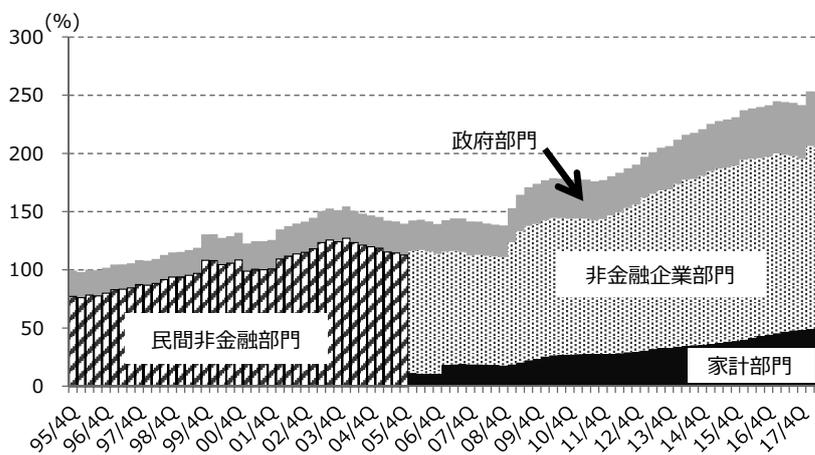
2008 年にグローバル金融危機が蔓延すると、中国政府はいわゆる「4 兆元の景気刺激策」を打ち出し、危機の影響を振り払おうとした。この政策の推進に当り、中国政府は銀行貸出の貢献を強く期待し、全国各地の銀行はそれに積極的に応えた。中国における銀行貸出の年間増加額は、2008 年は 5.1 兆元程度（同年名目 GDP の 16%）であったが、2009 年には 10.5 兆元（同 30%）、2010 年には 8.4 兆元（同 21%）と、大幅増加となった。

この景気刺激策を受け、中国の実質 GDP は 2010 年に 10.6%、2011 年に 9.6% の高い成長率を実現した。しかし、その数年後には、短期間のうちに大量の融資を実行したことの負の影響が、表面化し始めた。融資実行に際し、借手の返済能力やプロジェクトの採算性についての審査が十分でないケースが少なくなかった模様であり、また、設備投資について全国的な視野に立った適切な調整が行われず、生産過剰となった製品が値崩れするといった事象もみられるようになった。やがて借入金の返済に苦慮する企業や地方政府関連の事業者が増え始め、2012 年秋に誕生した新政権（習近平共産党総書記・国家主席、李克強総理による政権）が重点的に対処しなければならない問題となってしまった。

2. デレバレッジに向けた本格的取組み

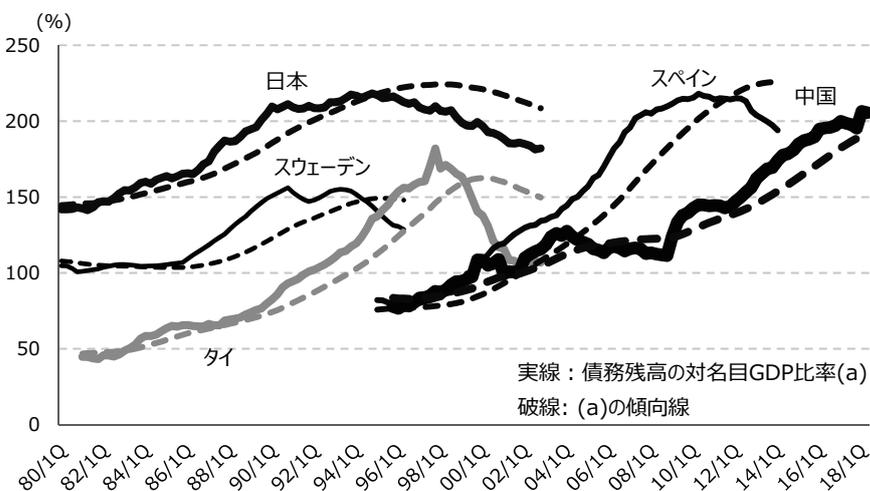
国際決済銀行（BIS）は、加盟 44 中央銀行等の協力を得て、各国・地域の債務状況をとりまとめ、四半期に一度、統計を公表している。当該統計で中国の制度部門別債務の動きを名目 GDP との対比（以下、債務比率）で見ると、2008 年末以降、非金融企業部門を中心に債務比率が急上昇しているのが分かる（図 4）。また、2016 年には BIS や国際通貨基金(IMF) などが、債務比率がその傾向線から大きく乖離する状況を、バブル発生と崩壊の可能性を示すサインと捉え、警鐘を鳴らしている（図 5）。

図 4. 中国の非金融部門債務残高の対 GDP 比率の推移



出所：BIS total credit statistics

図 5. 金融危機経験国の債務比率の傾向線からのギャップ



出所：BIS credit-to-GDP gap statistics

2015 年末の中国共産党中央経済工作会議は、翌年の重点政策課題として「三去、一降、一補」を掲げた。「三去」とは、過剰生産能力、過剰住宅在庫、過剰レバレッジの解消を、「一降」とは生産コストの引下げを、「一補」とは弱点分野の補強を目指すことであった。いずれも銀行を中心とした金融機関の対応が重要で、中央銀行と金融監督当局は金融機関への働きかけを強めることとなった。

例えば、2016 年 4 月、鉄鋼・石炭産業の過剰生産能力削減に関する金融面からの支援方針が、人民銀行と銀行、証券、保険の 3 監督委員会（当時）連名の通達として発せられた。通達は、金融機関に対し、①設備投資関連融資は、対象によって条件に差をつけて実行すること、②企業の過剰債務削減につながる直接金融市場を育成すること、③再建可能な企業については債務リストラに協力する一方、企業の吸収合併向けの資金需要にも適切に応じること、④リストラ人員や関連企業が新たな有望ビジネスを起こそうとする動きに対し、創業融資の道を開くこと、⑤輸出や海外進出をサポートすること、などを奨励した。また同通達は、銀行に対し、不良債権の償却を先延ばししないことや、不良債権証券化の実現に向けた努力をすることなども求めている。

地方政府関連債務については、まず地方政府自らが責任を負うべき債務とそうでないものの区別を厳格に行い、前者については地方政府債券の発行によって資金調達を行う方針を固めた一方、後者（主として「地方融資平台」と総称される事業体の債務）については地方政府が実質的に保証を提供するようなことを禁じるなど、地方政府の資金調達手法²を透明化し、財政と金融の機能の区別を明確にし始めた。また、2014 年以降、地方政府の債務負担軽減につながるスキームとして、官民連携による PPP（Public Private Partnership）や産業誘導基金の利用が奨励されている。

このほか、中国の金融当局は債務急増の背後には、いわゆる「シャドバンキング（中国の場合は、委託貸出、信託貸出、銀行引受手形が中心）」やその原資集めに利用されがちな「理財商品（個人・企業向けの財テク商品）」の急成長があったとみなし、2017 年以降、関連業務についてリスク管理を強化するよう指導を続けている。

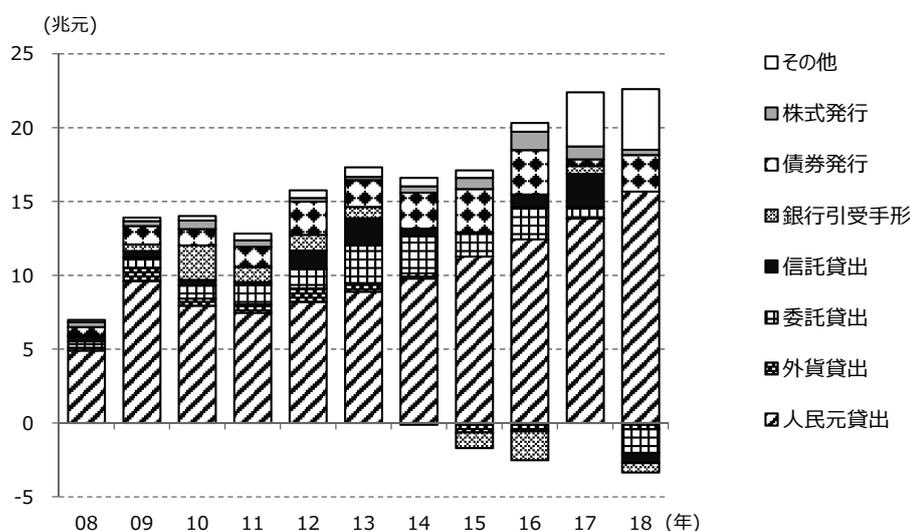
3. 政策の効果と負の影響

中国では 2016 年と 2017 年においては、「三去、一降、一補」が政策の最優先課題とされ、一部ながら過剰生産の調整が進捗したほか、企業や地方政府の債務構造改善の面でも一定の成果があった。ただし、前掲図 4 にみられるように、債務比率の上昇ペースに歯止めがか

² 2014 年改正以前の予算法は、地方政府が独自に資金調達を行うことを禁止していた。地方政府の財源不足分は中央政府によって補填される仕組みになっていたが、その補填だけでは不十分と考えた地方政府は、政府会計から切り離す形で事業体を設立し、その事業体に地方プロジェクトに必要な資金調達を行わせた。2014 年の予算法改正で、地方政府が独自に債券を発行し、資金を調達することが認められた。なお、地方政府が第三者に保証を提供することは依然として認められていない。

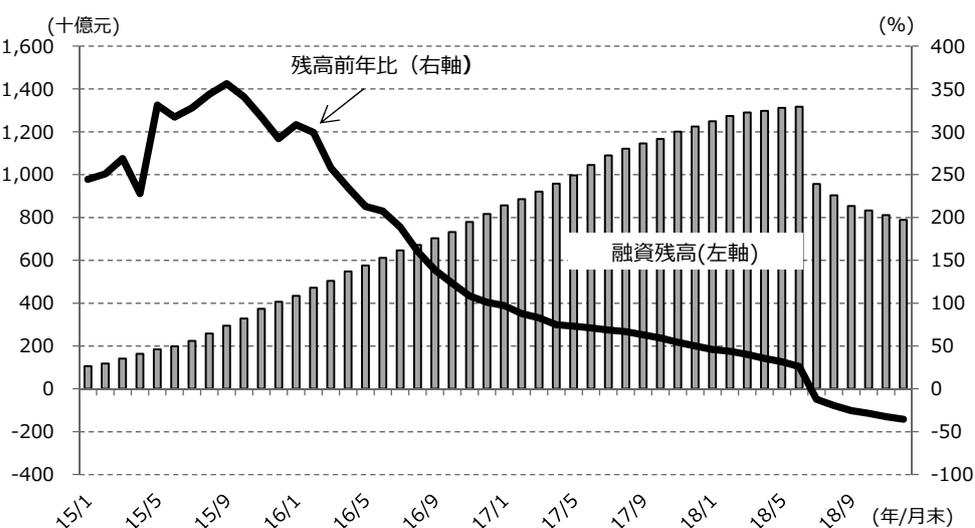
かったと判断するには、なおしばらく時間が必要であるように思われる。一方で、2018 年入り後はシャドバンキングや P2P（資金調達ニーズと運用ニーズをマッチングさせるインターネット金融）の動きが縮小し（図 6、図 7）、これらを通じた資金調達に頼っていた民間中小・零細企業の資金繰りが苦しくなっているとの報道が頻発するようになった。金融が実体経済に貢献するよう政策を運営することを期待されている中央銀行と金融監督当局は、行政指導的な働きかけも交えて中小企業への融資誘導に注力しているが、その効果は今のところ限定的であるように窺われる。

図 6. 中国企業・家計部門等の資金調達手段の動向



出所：CEIC China Premium Database

図 7. 中国における P2P 融資の動向



出所：CEIC China Premium Database

因みに、委託貸出、信託貸出、銀行引受手形による融資実行額（ネット増加額）は、2013年には5.2兆元であったが、2018年には2.9兆元の返済超となっている。また、P2P融資残高は、2016年半ばまでは前年比3~4倍という高い伸びを示していたが、2018年7月以降は前年割れの状況が続いている。

中国の金融当局は、商業銀行が「実体経済への貢献」を意識し、民間中小・零細企業への貸出を増やすよう誘導している（窓口指導の強化のほか、対象を絞った預金準備率引下げなどの措置を採択）。しかし、一方で不良債権を増やさないよう求められている商業銀行は、手間がかかる割に信用リスクの大きい中小・零細企業への融資には慎重なスタンスをとっている模様である。

中国インターネット金融協会の公式サイトをみると、監督当局と業者が協力してP2Pプラットフォーム提供者や参加者の質を高める努力をしていることや、中小企業金融や農村金融においてインターネット金融に対する期待が依然として大きいことが窺われる。2018年末のP2P融資残高は7,890億元と、預金取扱い金融機関（銀行、農村信用社等）の企業向け融資残高87兆元の1%にも満たないが、P2Pプラットフォームは市場メカニズムを活かしたフレキシブルな資金調達・運用の場として有効と考えられるだけに、違法行為を排除する仕組みの改善が期待される。

第3節 金融部門における対外市場開放の新たな展開

1. 国際金融市場における中国の金融機関

2002年11月の第16回共産党大会で、中国企業の「走出去（対外進出）」方針が打ち出されると、銀行もその支援に乗り出した。とくに「一带一路」構想が実施に移されてからは、沿線地域での拠点開設が増えている。2017年末時点では、中国の23銀行が世界65か国・地域に238の拠点を設けている。そのうち「一带一路」沿線国家においては、68拠点が開設されている。

WTO加盟後の銀行制度改革を経て、中国の大銀行は国際ランキングを大きく上昇させ、2017年末のデータでは、資本金、総資産残高、利益3項目とも4行がトップ5に入るなど、国際的な存在感を示すようになってきている（表1）。

表 1. The Banker 誌による国際銀行ランキング

| | Tier1 資本 | | | 総資産残高 | | | 税引き前利益 | | |
|-----------------|----------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|
| | 金額 | 17年 順位 | 06年 順位 | 金額 | 17年 順位 | 06年 順位 | 金額 | 17年 順位 | 06年 順位 |
| 中国工商銀行 | 324 | 1 | 7 | 4,007 | 1 | 20 | 56 | 1 | 20 |
| 中国建設銀行 | 272 | 2 | 14 | 3,399 | 2 | 28 | 46 | 2 | 22 |
| 中国銀行 | 224 | 3 | 9 | 2,990 | 4 | 30 | 34 | 5 | 21 |
| 中国農業銀行 | 218 | 4 | 65 | 3,234 | 3 | 29 | 37 | 3 | 101 |
| JPMorgan Chase | 209 | 5 | 4 | 2,534 | 6 | 11 | 36 | 4 | 4 |
| Bank of America | 191 | 6 | 1 | 2,281 | 9 | 10 | 29 | 6 | 1 |
| Wells Fargo | 178 | 7 | 18 | 1,952 | 11 | 39 | 27 | 7 | 10 |
| Citigroup | 165 | 8 | 2 | 1,842 | 14 | 4 | 23 | 8 | 2 |
| 三菱 UFJ ファイナンス G | 153 | 9 | 6 | 2,890 | 5 | 8 | 13 | 14 | 9 |
| HSBC Holdings | 151 | 10 | 3 | 2,522 | 7 | 5 | 17 | 9 | 3 |

注：金額の単位は十億ドル

出所：The Banker 2007年7月号、2018年7月号

しかし、中国の預金取扱い金融機関の総資産残高全体に占める海外資産の割合は2%程度に止まっている。中国サイドの資本取引規制が厳しいこともあり、同国銀行の国際金融業務の発展にはなおしばらくの時間がかかるように思われる。

2. 自由貿易試験区の開設

2013年9月末、中国（上海）自由貿易試験区が開設され、その後、天津市、福建省、広東省など、2018年10月までに全国12か所に自由貿易試験区が開設されている。自由貿易試験区では、投資、貿易、政府職能の転換などについて、「先行先試（全国に先駆けてできそうな政策を試行する）」の原則の下で、新たな実験が行われている。対内直接投資に関するネガティブ・リスト方式の導入は、自由貿易試験区の目玉作業として始まり、すでに全国版の公布も行われている。

当初、上海の自由貿易区では金融分野の対外開放が大きく進み、いずれ香港と並ぶオフショア市場が育つことを期待する声も強かった。しかし、自由貿易試験区での試行はいずれ全国にコピーされ展開されるとの原則のため、監督当局の間では、経済発展が遅れた地域でも実行可能なアイデアでなければ導入をみとめるべきではないなどといった考えもあった模様であり、これまでのところ総じて慎重な運営がなされているように見受けられる。

中国人民銀行は、2012年に調査統計部門特別チームによる提案として、資本取引の自由化のタイムスケジュールを公表した。それは表2に掲げたような方針であったが、これま

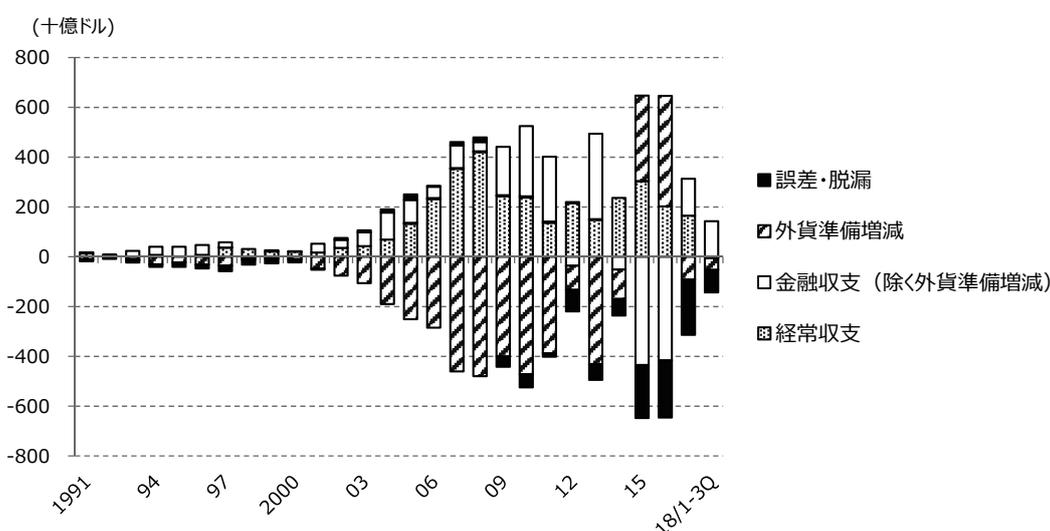
でのところ、緩和が大きく進展するような兆候はみられない。これは、2015年から16年にかけて、資本取引規制の存在にも関わらず、大幅な資本流出が生じたこと、しかも当局が把握できていない資本流出（国際収支統計上の誤差脱漏に表れた動き）がかなりあったことが影響しているのかもしれない。同国政府としては、クロスボーダーの資本の動きをきちんと把握できるだけのモニタリング体制の強化と歩調を合わせた規制緩和を目指しているとみられている。

表 2. 中国人民銀行が提案した資本取引規制緩和のタイムスケジュール

| 時期 | 規制緩和の方針 |
|-----------|--|
| 短期（1～3年） | 実体経済の裏付けがある直接投資への規制を緩和し、企業の“走出去”を奨励。 |
| 中期（3～5年） | 貿易取引の裏付けのある商業与信に関する規制を緩和し、人民元の国際化を後押し。 |
| 長期（5～10年） | 金融市場の構築は、まず流入を開放した後で流出を開放、漸進的かつ慎重に不動産、株式、債券取引を開放、そして段階的に量的コントロールから価格によるコントロールへと移行。 |

出所：中国債券信息网 <http://www.chinabond.com.cn/Info/13414643>

図 8. 中国の国際収支の変化



出所：China Premium Database

3. 号令が下された新たな対外市場開放

米中貿易摩擦の深刻化が注目されていた 2018 年 4 月、習近平国家主席はボアオ・アジア・フォーラムにおいて、①金融業の外資出資規制の緩和と金融機関の業務拡大、②吸引力のある投資環境作り（対内投資のネガティブ・リストの改訂）、③知的財産権の保護強化、

④輸入拡大等を核とした対外市場開放方針を表明した。その演説を受ける形で、中国人民銀行・易綱行長は金融業の更なる開放措置を発表した。そこには、銀行及び金融資産管理会社に対する外資出資比率の制限撤廃や、信託、金融リース、自動車金融、その他消費者金融等の領域で外資導入を奨励することなどが含まれていた（神宮、2018）

その後、主要国の証券会社や生命保険会社などが出資比率の引上げや新たな合弁会社の設立の申請を行うなど、具体的な進展がみられている。ただし、人民銀行・易行長は対外開放の原則として、①参入前の内国民待遇とネガティブ・リストの導入、②金融の対内外開放、為替レート形成メカニズム、資本勘定の自由兌換を相互に組み合わせ、共に推進、③金融業の開放度合いは金融監督能力に応じて決定、という3項目を掲げている。②と③には相応の時間がかかると予想されることから、外資金融機関の中国市場における自由度がどの程度になるかは、今のところ見通し難い。

4. 対外市場開放の意義と留意点

2018年に提示された中国の対外市場開放方針は、同国の市場開放実績に対する先進諸国からの批判を回避する意図から出てきたようであるが、同国国内からの声の影響があったことも無視し得ない。2013年の共産党第18期三中全会で新たな経済制度改革の推進が宣言されたにもかかわらず、その後の展開は改革推進派の期待を大きく裏切るものであったように窺われる。ここにきて、持続的な経済成長を確保するためには、更なる外資導入によって、金融の革新を促すべきであるとの提言が党中央内の支持を集め始めていたのではないかと見られる。

中国の金融当局は、WTO加盟直後の銀行制度改革において、「外国戦略投資家」と称される出資者を導入した。戦略投資家は各銀行の株式上場前に出資を行い、その後、上場株式の値上がりを待って、しかも中国サイドにとって必ずしも好ましくないタイミングで、所有株式を売却し、大きな利益を上げたため、中国内では当該投資家に対する批判的な見方も小さくない。ただし、外国戦略投資家の全てが最初から数年間で出資先の株式を売り抜けると考えていたとは見なし難く、もしグローバル金融危機の発生による打撃がなければ、中国の銀行との連携を更に強める意向であった投資家も存在していたように窺われる。実際、いくつかの戦略投資家は現在も出資先との連携を続けている。

中国の金融当局筋は国内の批判に対して、そもそも国際的に実力を認知された外国戦略投資家による出資があったからこそ、香港市場でのIPOが成功したと指摘したうえで、更に重要であったのは、彼らのおかげで、中国商業銀行のリスク管理体制やコーポレートガバナンスの改善が促されたことで、そうした面を重視すべきである、と述べている。

対外市場開放が国内金融市場を混乱させるような事態になることは避けなければならないが、外資金融機関が持つ高いレベルの金融技術を中国に導入させることは、経済のグローバル化が進む中国にとってプラスの要素の方が大きいのではないかと見られる。そして、外資導入を中国金融分野の技能と効率向上に活かすためには、進出してきた外国金融機関がある程度自由に活動できる環境を整備すべきである。国内金融機関に対する「過保護」は、長い目でみた中国金融部門の発展を阻害するだけだろう。

まとめにかえて

ここ数年、中国では経済制度改革の進展が十分でないとの見方が広がりつつあり、金融分野においても、金利の自由化、資本取引規制の緩和、業務規制の緩和などの展開が見通せないことについて、閉塞感を抱く市場関係者も少なくない状況となっていた。企業や地方政府の過剰債務の背後には過剰融資を実行し、不良債権の累積に直面している金融機関があるわけで、そうした脆弱な金融機関の破たんによるシステムリスクが起らないよう、金融当局が制度改革に慎重な姿勢で臨んでいることは十分理解できる。因みに、中国人民銀行は、2018年第1四半期に銀行業金融機関4,327行/社に対するリスク・アセスメントを実施した。10段階のリスク評価のうち、下位3ランクに分類された銀行・信用社等は420行/社（銀行全体の10.6%）あり、その大部分は農村の中小金融機関であった。

中国人民銀行首脳陣が「金融の対外開放は、金融の対内外開放、為替レート形成メカニズム、資本勘定の自由兌換を相互に組み合わせ、共に推進する」と表明していることも、市場の混乱を回避するうえで重要なポイントであると、賛同できる。

一方で、改革の遅れが金融機関や金融市場の潜在力を抑え込んでいる可能性についても、先入観に捉われない検討が必要であろう。金融機関が真に国際競争力を身につけるためには、市場競争が欠かせない。仮に、国内優良銀行が政府による保護が手厚い国内市場で安心しているような状況があるならば、それは改善されるべきである。2018年に新たな動きが始まった金融の対外開放は、中国の金融機関に危機感を与え、自らを改革する機動力となる可能性が高い。中国の金融当局は公正かつ透明な競争環境の整備に注力すべきであろう。

外国金融機関が中国市場に参入しても、中国の地場金融機関のように広範な拠点網を築くことは難しいし、そうした行動を取ろうとすることは合理的な選択ではないだろう。外国金融機関の強みは、国際的なネットワークを活用し、中国の顧客に役立つ高度なサービスを提供することであろう。それは中国の実体経済にも、大きな利益をもたらすことになろう。そのように考えると、対外開放を実りあるものにするためには、金融の自由化（とくに資本取引規制の緩和と金利自由化の徹底）を着実に進展させることが肝要である。

なお、金融の自由化を推進する過程では、市場との対話が極めて重要であり、それは先進国の金融当局も悩んできたことであり、今も悩んでいることでもある。この点では、中国の中央銀行と監督機関が、海外の当局との実務的交流を深め、お互いの経験や直面している課題について意見交換を重ねてゆくことが重要であると考えられる。海外の当局との相互理解が深まることは、不測の事態が生じた際に必要となる国際協調に対しても良い作用をもたらすだろう。

金融部門に限らず、中国の経済部門は全般に、ある程度まで規模を拡大した後の市場メカニズムの更なる導入に苦勞しているように見える。金融技術の発展が、当局の予想を超えたレベルとスケールで進み、ルール作りが間に合わない場合に、一時的に新たなサービスや商品の展開を止めることはやむを得ないと思われる。しかし、それはあくまでも一時的な抑制

にとどめられるべきである。技術の発展による金融サービスのイノベーションは、中国経済の新たな発展を大きくサポートすることになる。

1984年に金融制度改革研究小組が提言した金融制度改革の大目標（①中央銀行が金融市場調節を自在に行える体制を確立する、②中央銀行を中心に、多種類の金融機関が併存する金融システムを徐々に構築する、③多様な信用供与手段や融資ルートを発展させる、④金融機関に経営自主権を与え、自らの判断で責任をもって融資を実行し、リスク管理を行うようにさせる）は、今もなお追求されている。この目標を真に達成するために、新たな対外開放がプラスに作用することを期待したい。

【参考文献】

（日本語）

関志雄『中国 二つの罫：待ち受ける歴史的転換』日本経済新聞出版社、2013年
神宮健「進む中国の金融対外開放」『金融ITフォーカス2018年8月号』野村総合研究所、2018年
内閣府「世界経済の潮流 2013年II：中国の安定成長に向けた課題」内閣府、2013年

（中国語）

中国人民銀行「中国金融穩定報告2018」、2018年
劉鴻儒等『変革——中国金融体制發展六十年』中国金融出版社、2009年

（英語）

K. Okazaki, “Banking System Reform in China: The Challenges of Moving Toward a Market-Oriented Economy,” RAND Corporation Occasional Paper No. 194, 2007

第7章 雁行型経済発展は続くのか？

中国の「一帯一路」構想と「インド太平洋」戦略のインパクトのモデル推計

公益財団法人日本国際問題研究所
研究員 柳田 健介

はじめに

2013年に習近平国家主席が提唱をした中国の「一帯一路」構想は、2017年の「一帯一路国際協力サミットフォーラム」を経て、構想から実施段階に入ったとされる。「一帯一路」構想を、建設的にみれば、中国が積極的に「一帯一路」沿線の新興経済のインフラ整備と連結性強化を支援し、貿易・投資の活性化を通じて域内経済の一体化を進めていくもので、地域の繁栄という観点からは歓迎すべきものである。また、日本政府は「自由で開かれたインド太平洋」戦略を掲げて、「アジア」と「アフリカ」、「太平洋」と「インド洋」を結ぶ構想を打ち出し、地域の平和、安定、繁栄の促進を目指すとしている。しかしながら、「一帯一路」構想や「インド太平洋」戦略が対象とする地域のスケールは大きく、さらに十分に経済発展を遂げていない国・地域を多く含むため、将来のポテンシャルを含めてその経済的実態はあまりよく知られていないと言える。1980年代～90年代の東アジア新興国の発展は、「雁行型経済発展（詳しくは第4節参照）」と呼ばれ、日本のODAや直接投資が大きな役割を果たし、今日の経済的な発展を遂げた。今後、「一帯一路」構想や「インド太平洋」戦略の新興経済は東アジアで実現したような雁行型経済発展モデルを実現できるのだろうか。本稿は、応用一般均衡モデル（Computable General Equilibrium (CGE)）を用いて、インフラ投資、貿易・投資の拡大が「一帯一路」構想および「インド太平洋」戦略の新興経済にもたらす経済インパクトを推計する。モデル推計を通じて、将来的に中国の「一帯一路」構想や「インド太平洋」戦略が経済的な実態を持ち得るのか検証を行う。

第1節 中国の「一帯一路」構想と新興経済

2013年に習近平国家主席が提唱をした中国の「一帯一路」構想とは、中国と中央アジア、南アジア、西アジア、東南アジア、中東、欧州とを陸路と海路のシルクロードでつなげて一大経済圏を構築しようとする壮大なプロジェクトである。陸路のシルクロードは「シルクロード経済帯」、海路のシルクロードは「21世紀海上シルクロード」と呼ばれている。ちなみに混乱しやすいが、陸路が「帯」で、海路が「路」である。2017年5月に北京で開催された「一帯一路国際協力サミットフォーラム」を契機に、「一帯一路」は構想から実施段階に入ったとされる¹。「一帯一路」の協力メカニズムは多岐にわたり様々な分野が横断的に含まれているが、重点分野の一つは、沿線国における各種のインフラ整備による経済振興である。

¹ 大西康雄「『一帯一路』構想の展開と日本の対応」、アジア経済研究所・上海社会科学院共編「『一帯一路』構想の展開と日本」、『『一帯一路』構想とその中国経済への影響評価』研究会報告書 アジア経済研究所、2018年

鉄道等の陸路の輸送、港湾の整備、工業団地の建設等が挙げられる。国内的には、「新常态」と呼ぶ高成長から中低成長へと経済成長の減速が明らかになり、生産労働人口の減少に伴い賃金の上昇が顕著となる中、国内産業の競争力強化のための再編成を計る対外経済政策の一環と理解されている。そのため、「一带一路」構想には、海外市場の開拓、中国企業の海外展開支援の要素が含まれている。

「一带一路」構想のメンバーは「オープン」であるとされており、中国政府が公式に認めたものは存在しないが、例えば、世界銀行のHPでは約65か国と言及されている²。その他に、太平洋諸島やアフリカ諸国を含めるリストも存在し、65か国を超える地域が含まれていると考えることもできる。「一路」地域と日本政府による「自由で開かれたインド太平洋」戦略の沿岸諸国は多くが重なる³。表1には中国を含む65か国をリストアップしている。65か国の経済規模を2016年の名目GDPで見ると、中国の11.2兆米ドルに対し、64か国で12.1兆ドルとなる。人口では、中国の13億8,300万人に対し、64か国で31億8,400万人と中国の2.3倍となる。経済発展のレベルは地域によって異なる。中国の名目一人あたりGDPの8,113米ドルで世界銀行の区分⁴では上位中所得国となるが、東南アジア、南アジア、中央アジア、西アジアの東部諸国は、名目一人あたりGDPが3,895米ドルを下回る低位中所得国が半数以上を占め、いわゆる発展途上国が多い地域となっている。西アジアの西部諸国（主に産油国）、中東欧諸国は、名目一人あたりGDPが12,056米ドルを超える高所得国も多く、比較的経済基盤が整った地域となっている。

表1. 「一带一路」構想の沿線国

| | |
|------------------|---|
| 北東アジア (2) | 中国、モンゴル |
| 東南アジア (10) | インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、シンガポール、フィリピン、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ブルネイ |
| 南アジア (7) | インド、パキスタン、バングラデッシュ、スリランカ、ネパール、モルディブ、ブータン |
| 中央アジア (5) | カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、キルギス、タジキスタン |
| 西アジア (20) | アフガニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、サウジアラビア、イラン、イラク、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、トルコ、クウェート、バーレーン、イスラエル、エジプト、キプロス、ヨルダン、レバノン、シリア、パレスチナ、イエメン共和国 |
| 東ヨーロッパ (5) | ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、グルジア、モルドバ |
| 中東欧 (CEECs) (16) | ポーランド、ルーマニア、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、スロベニア、エストニア、クロアチア、アルバニア、セルビア、マケドニア、ボスニア、ヘルツェゴビナ、モンテネグロ（うち EU 加盟国はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モンテネグロ、セルビアの5か国） |

出所：河合（近刊予定）より筆者作成⁵。

² World Bank, “Belt and Road Initiative,” <https://www.worldbank.org/en/topic/regional-integration/brief/belt-and-road-initiative>

³ 外務省「自由で開かれたインド太平洋 (Free and Open Indo-Pacific)」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>

⁴ 世界銀行の区分は、「一人当たり GNI」が、\$996 ~ \$3,895 が低位所得国、\$3,895 ~ \$12,055 が上位中所得国、\$12,056 以上が高所得国 (2019年)。正確には「一人あたり GNI」だが、ここでは便宜上、一人あたり GDP とする。

⁵ 河合正弘「中国の「一带一路」構想と日米印豪の「インド太平洋戦略」(案)」、『反グローバリズム再考：国際経済秩序を揺るがす危機要因の研究』世界経済研究会報告書 日本国際問題研究所、近刊予定

第2節 国際産業連関表による分析

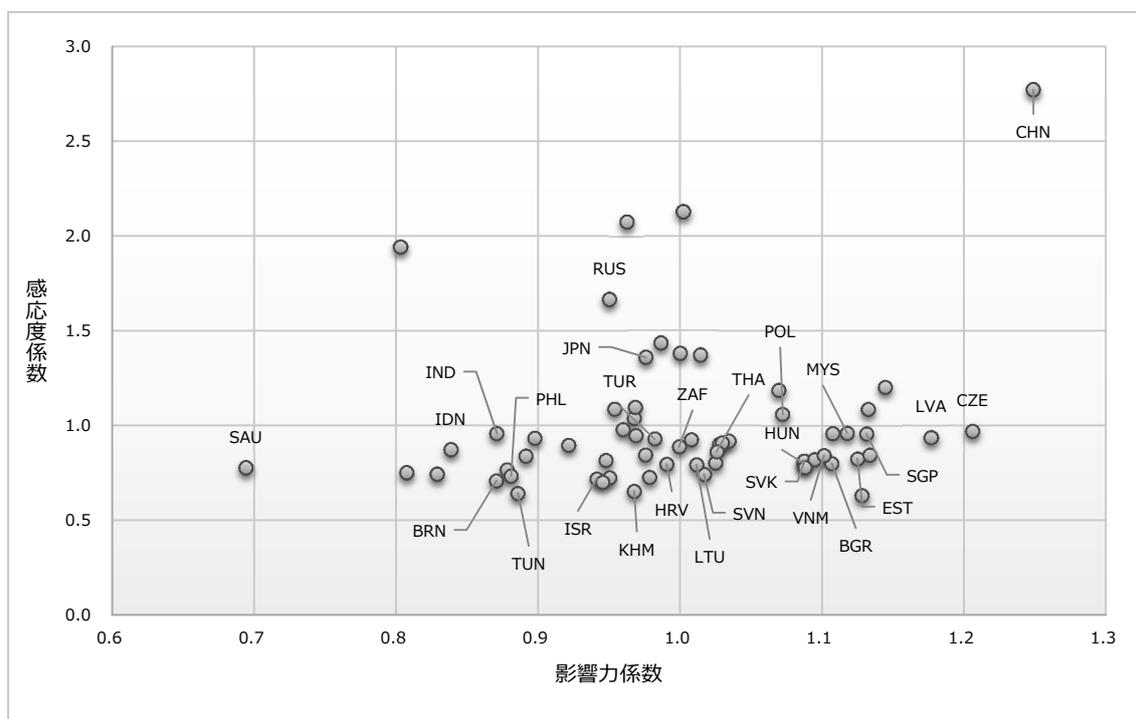
本節では、OECDの「国際産業連関表 (Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables)」を用いて「産業連関分析」を行い、「一带一路」構想や「インド太平洋」戦略に含まれる国・地域間でのサプライチェーン等を通じた実体経済の繋がりを見ていく。国際産業連関表は、各国間・各産業部門間の生産と需要のリンケージを記述している包括的な統計データである。OECDのICIO表(2015年版)は、61か国・地域、34産業を網羅している。「産業連関分析」の基礎となるのは、「レオンチェフ逆行列」であり、最終財の生産に必要な中間投入財の取引を通じた、生産波及のメカニズムを分析する手法である。

1. 国際分業体制への参加度合い

各国が、国際分業体制にどの程度参加をしているか、どのようなポジションにいるかを見ていく。図1の、感応度係数はある国が他地域・他産業から受ける生産波及効果の大きさ(逆行列係数列和)、影響力係数はある国が他地域・他産業に与える生産波及効果の大きさ(逆行列係数行和)を表している。世界平均で標準化しているので、1以上だと平均以上となる。図1から、各国が国際分業にどの程度関わっているかを確認することができる。中国については、感応度係数・影響力係数ともに平均を大きく上回っており、生産活動を通じて海外との結びつきが非常に強いことがわかる。特に感応度係数が大きい値(2.8)であり、これは中国が海外の生産に対して原材料や部品等の中間財を多く供給していることを意味している。中東欧諸国(チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、ラトビア等)やいくつかの東南アジア諸国(マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム)については、感応度指数が平均付近である一方、影響力係数が平均以上となっており、これらの国が海外から中間財を輸入して、組立・加工の工程に従事する傾向が強いことを示している。インド、その他の東南アジア諸国(ブルネイ、インドネシア、カンボジア、フィリピン)、西アジア諸国(イスラエル、サウジアラビア)は感応度係数・影響力係数ともに平均以下であり、これらの国のサプライチェーンへの参加は限定的であることを表している。日本については、感応度係数は平均以上であり、影響力係数は平均以下である。日本は、サプライチェーンにおいて、高付加価値の中間財の供給でより大きな役割を果たしている。なお、貿易を「付加価値」ベースで見ると、各国の国際分業におけるポジションは、また違った形で見えてくる。「スマイルカーブ」と呼ばれる曲線で表されるように、国際分業の上流過程(商品企画、R&D等)と下流工程(流通、サービス、保守)の付加価値が高く、中間工程(組立、製造工程)の付加価値は低いという構造が存在する。輸出に占める付加価値の割合を「産業連関分析」から求めることが可能である。製造業分野の平均で、最終財輸出、中間財輸出において、日本は24.9パーセント、55.3パーセント、中国は23.9パーセント、39.9パーセント、インドは26.4パーセント、42.7パーセント、ベトナムは17.1パーセント、29.5パ

一セントとなっている。総じて、日本は付加価値の高い工程に従事していること、中国とインドは中間のポジションにあり、ベトナムは付加価値の低い工程に従事していることがわかる。但し、付加価値率の数字は単純に国際比較することができないことに注意が必要である。上述のとおり、中国は国際分業体制にフルに参加しているため国内付加価値率は低くなる傾向があり、反対にインドの国際分業体制への参加は限定的であるため国内付加価値率は高くなる傾向がある。

図 1. 感応度係数・影響力係数 (2011 年)



出所：OECD, Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables, 2015より筆者作成。

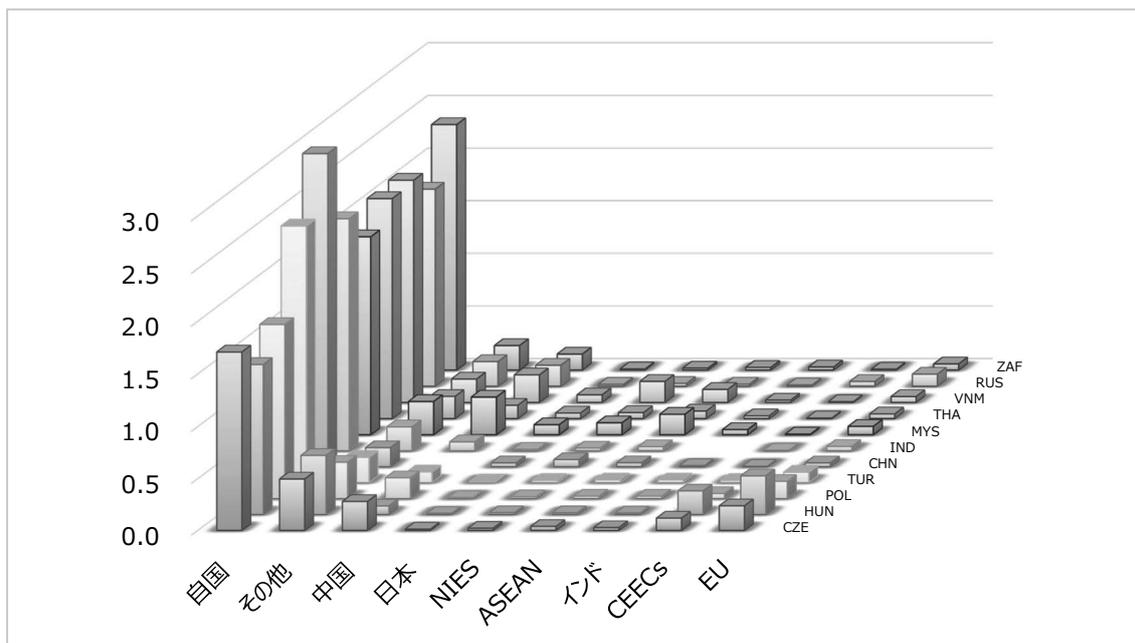
2. 中間財取引を通じたサプライチェーン

続いて、製造業を中心とした産業別に、中間財取引を通じたサプライチェーンについて分析をしていく。図2は、チェコ、ハンガリー、ポーランド、トルコ、中国、インド、マレーシア、タイ、ベトナム、ロシア、南アフリカ（縦軸手前から）において、各製品を生産するときに必要な中間投入の量を、自国、その他、中国、日本、NIES、ASEAN、インド、CEECs、EU（横軸左から）の仕入れ先別にグラフ化したものである。①の「織物、衣服、皮革、履物」では、中東欧諸国は、繊維・布等の中間財をCEECs、EU、そして中国から仕入れている。域内のサプライチェーンに加えて、中国との繋がりが形成されているがわかる。東南ア

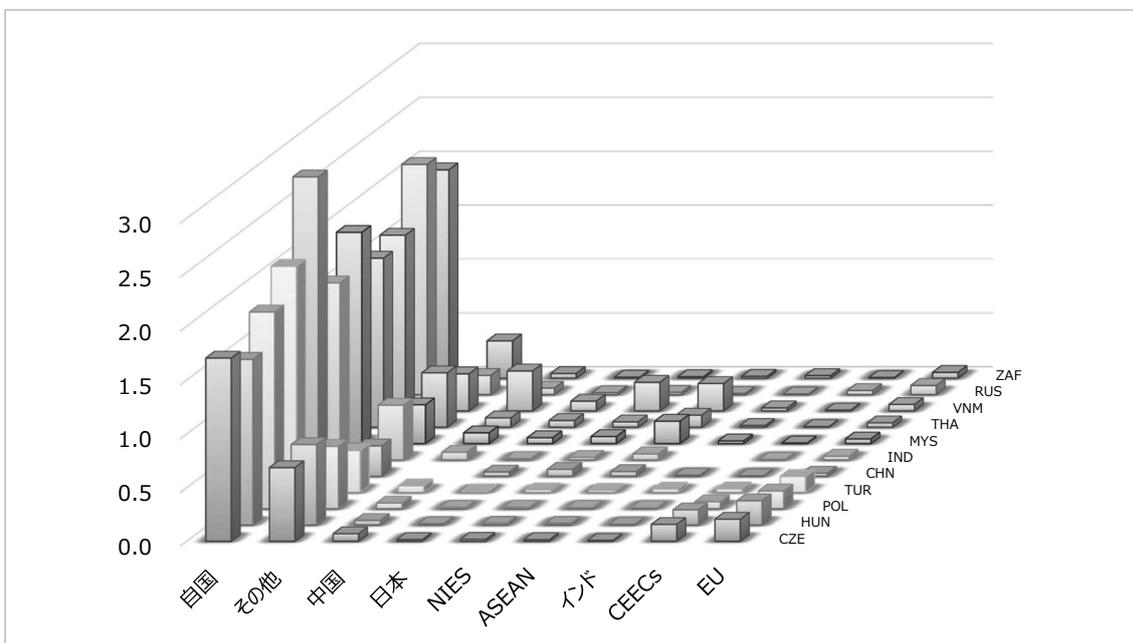
ジア諸国は、中国、日本、NIES、ASEAN、インドから中間財の仕入れが多く、東アジア・東南アジアでの域内サプライチェーンが形成されている。ロシア、南アフリカは、中国からの中間財の仕入れが最も多く、また CEECs、EU との繋がりも形成されている。②の「化学及び非金属製品」では、中東欧諸国は、CEECs、EU から中間財を仕入れている。東南アジア諸国は、中国、ASEAN が主な仕入れ先である。全体的な傾向として、その他地域からの中間財の投入が大きくなっているが、ここには資源国からの原材料の調達等が含まれている。それを除いては、②のサプライチェーンは比較的域内で閉じていることがわかる。③の「第一次金属および金属製品」は、「化学及び非金属製品」と似ているパターンであるが、東アジア・東南アジアでの域内サプライチェーンがより広く形成されている様子がわかる。④の「電気および光学機械器具」は、中東欧諸国は CEECs、EU、中国に加えて、日本、NIES、ASEAN から広く中間財を仕入れており、地域間を超えてのサプライチェーンが形成されていることが観察される。また、東アジア・東南アジアでの域内サプライチェーンの裾野が広く築かれていることもわかる。④では製品製造に多くの部品を必要とすることや、半導体等の比較的重量の軽い部品が扱われていることが、サプライチェーンを広域にさせている要因と考えられる。⑤の「輸送用機械器具」は、中東欧諸国は CEECs、EU が主な仕入れ先で、東南アジア諸国は中国、日本、NIES、ASEAN が主な仕入れ先となっている。⑤のサプライチェーンは比較的域内で閉じている。また仔細に見ると、タイは日本との繋がりが強いことや、ベトナムは中国、NIES との繋がりが強いことなど、直接投資等を通じた特定の国とのサプライチェーンの繋がりが強いことが観察できる。

図 2. 中間財取引を通じたサプライチェーン（産業別、2011 年）

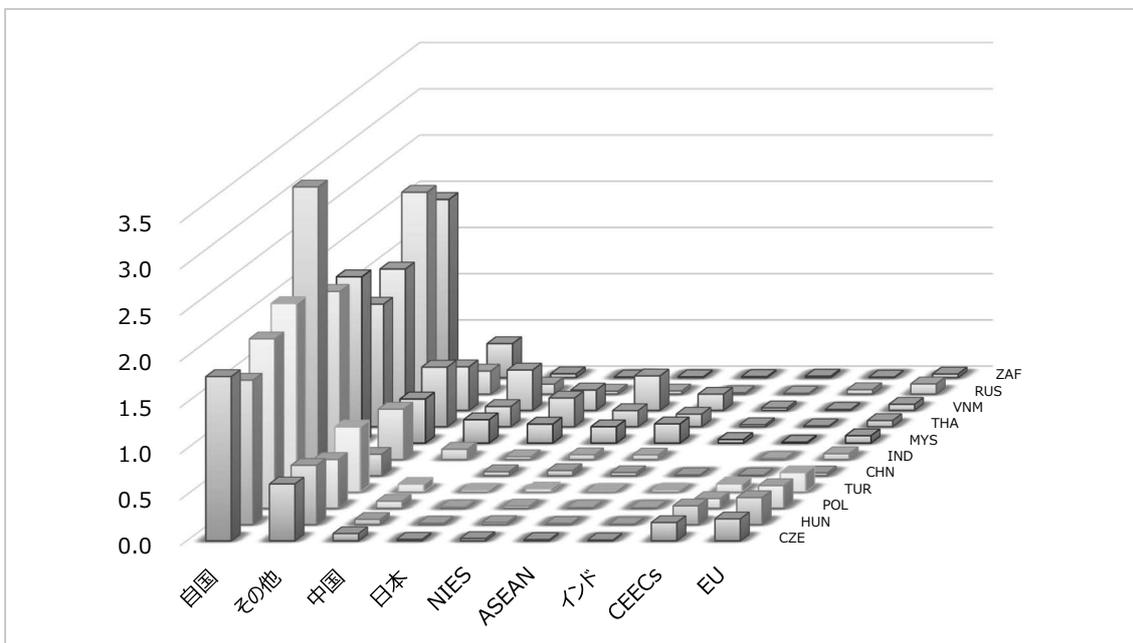
(1) 織物、衣服、皮革、履物



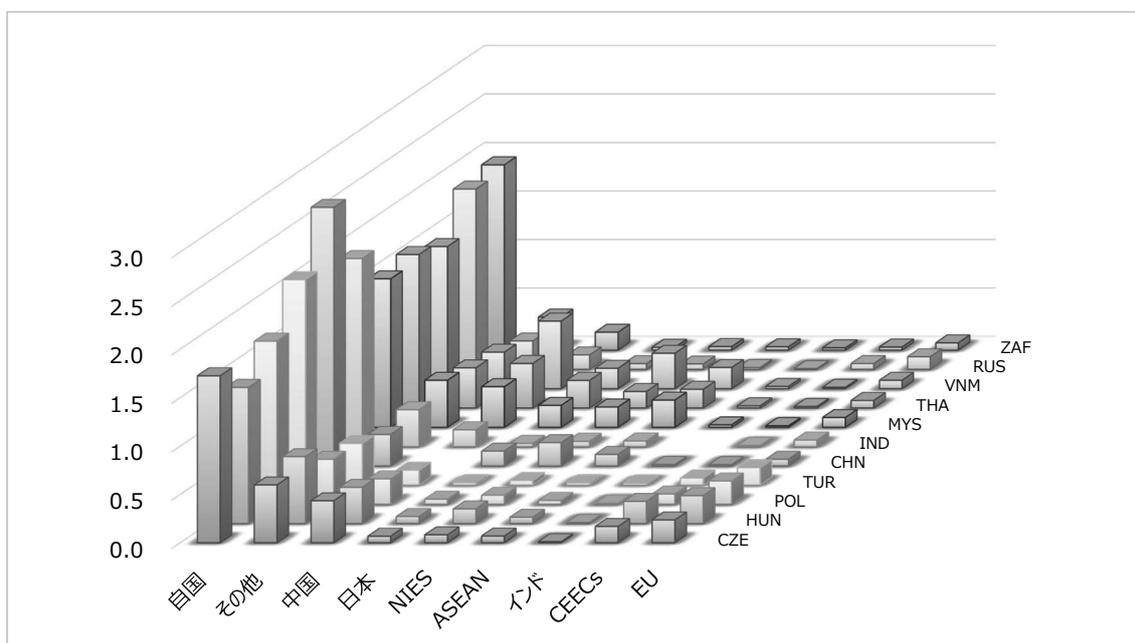
(2) 化学及び非金属製品



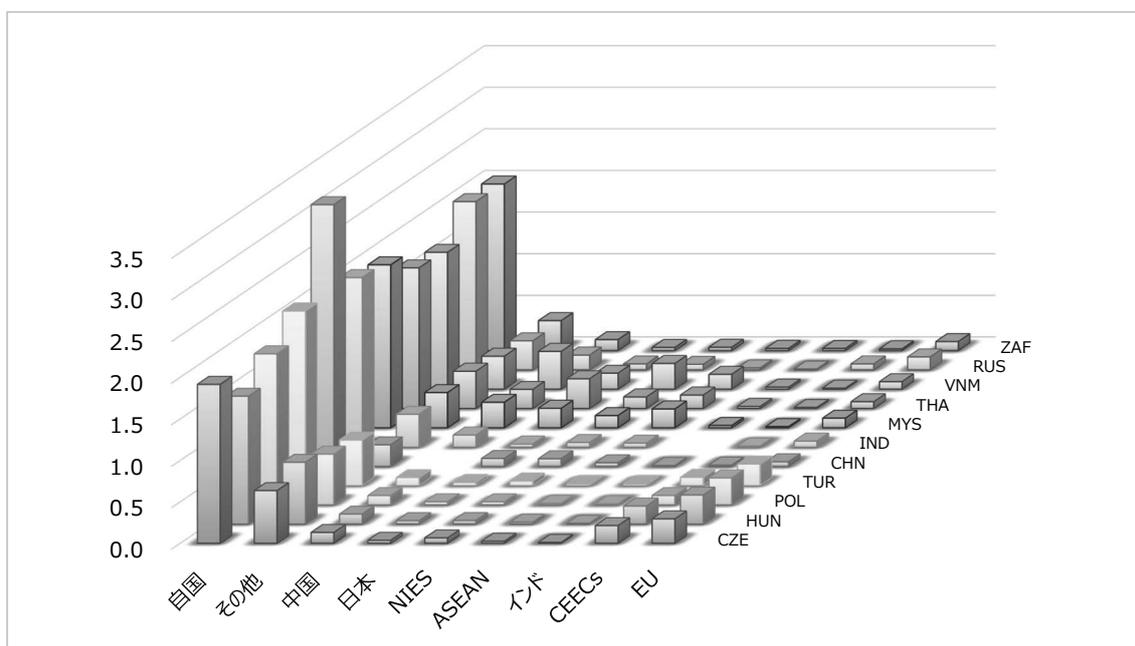
(3) 第一次金属および金属製品



(4) 電気および光学機械器具



(5) 輸送用機械器具



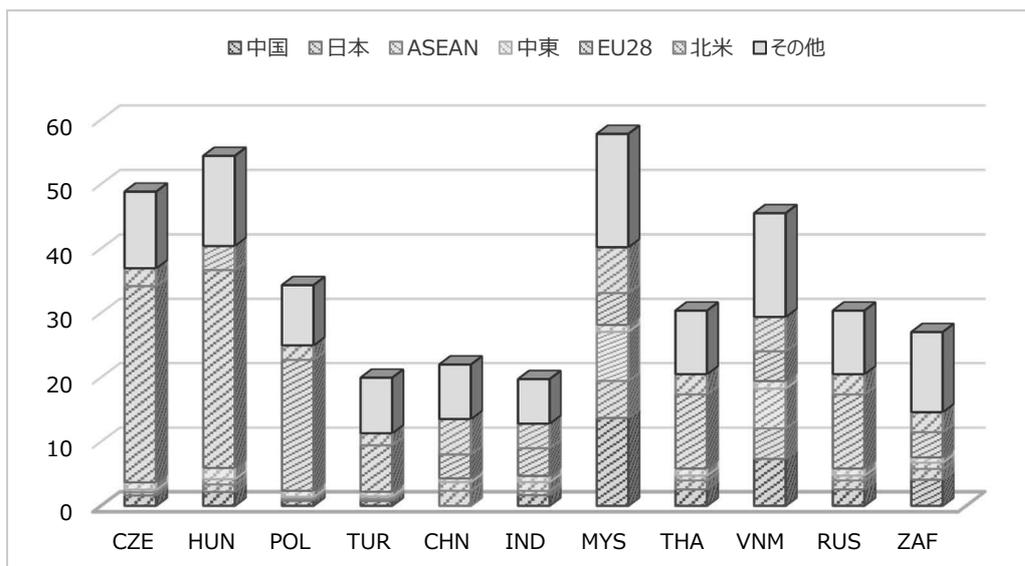
出所：OECD, Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables, 2015 より筆者作成。

注：CZE：チェコ、HUN：ハンガリー、POL：ポーランド、TUR：トルコ、CHN：中国、IND：インド、MYS：マレーシア、THA：タイ、VNM：ベトナム、RUS：ロシア、ZAF：南アフリカ。

3. 最終需要を通じた相互依存関係

次に、前段で確認した生産波及メカニズムに基づき、実際に国内外にて需要が発生したときに、各国に生み出される国内付加価値（所得）が、どの国の最終需要に、どの程度依存しているかを把握していく（図 3）。左から見ていくと、チェコ、ハンガリー、ポーランドについては、海外依存度が 50 パーセントを超える国もあり高い傾向にある。その内訳を見ると、EU 域内依存が大きな割合を占めている。域外では、北米、中国、中東のシェアが比較的大きい。トルコは、海外依存度は約 20 パーセントである。内訳は、EU が大きいシェアを占めている。中国は、海外依存度は約 20 パーセントであるが、その経済規模を考慮すると、外需依存はかなり高いと言える。内訳は、北米、EU、日本の先進国マーケットへの依存が大きいことがわかる。インドは、海外依存度は約 20 パーセントである。内訳は、北米、EU の先進国マーケットへの依存が大きい。加えて、中国、中東、ASEAN の新興マーケットへの依存も確認できる。マレーシア、タイ、ベトナムは、中東欧諸国と同じように海外依存度が高い傾向にある一方で、依存先が各国によって多様化しているのが特徴的である。マレーシアの内訳は、中国への依存が最も大きいのが目立つ。次いで、北米、EU、日本、ASEAN 域内のシェアが大きい。タイは、EU への依存が最も大きく、次いで北米、中国のシェアが大きい。ベトナムは、中国への依存が比較的大きいが、北米、EU、日本、ASEAN 域内のシェアとうまくバランスがとれている。ロシアは、海外依存度が約 30 パーセントである。内訳は、EU への依存が最も大きく、次いで北米、中国のシェアが大きい。南アフリカは、中国のシェアが比較的大きく、最終需要を通じた中国とアフリカの繋がりが確認できる。図 3 は 2011 年のデータであるが、過去のデータと比較をすると、中国、ASEAN、中東欧諸国等の新興国マーケットへの依存が高まっていることがわかる。今後も新興国の経済成長に伴いそのトレンドが続くことが予測される。

図 3. 各国の海外需要依存度（パーセント、2011 年）



出所：OECD, Inter-Country Input-Output (ICIO) Tables, 2015 より筆者作成

注：CZE：チェコ、HUN：ハンガリー、POL：ポーランド、TUR：トルコ、CHN：中国、IND：インド、MYS：マレーシア、THA：タイ、VNM：ベトナム、RUS：ロシア、ZAF：南アフリカ。

第3節 CGE モデルによるシミュレーション

本節では、応用一般均衡モデル（CGE）を用いて、「一帯一路」構想で想定される国・地域（「インド太平洋」戦略は便宜上「一路」地域として分析する）への投資が行われ、インフラ改善が実現した場合の経済的なインパクトをシナリオ別にシミュレーション分析を行う。

1. 分析フレームとシナリオ

CGE モデルの分析には、Global Trade Analysis Project（GTAP）の静学 GTAP モデルと第9版データベース（基準年 2011 年）を使用する。本分析では、GTAP データベース（140 地域、57 産業）を 20 地域、13 産業に集計している（内訳は付録参照）。モデルに関しては、静学 GTAP モデルの標準の仕様に加えて、内閣官房（2015 年）『TPP 協定の経済効果分析』を参考にして、資本蓄積、労働供給、生産性向上を内生的なメカニズムとして扱っている⁶。これにより、インフラ改善の効果により GDP が拡大したときに、①貯蓄投資を通じて資本が増加し生産力が拡大する、②実質賃金の上昇により労働供給が増える、③貿易投資の拡大により生産性が向上する、の 3 つの成長経路を通じた相乗効果を織り込んでいる。直観的に言えば、新興国でインフラが改善し、産業が発展して、貿易投資が拡大することで、経済成長がスパイラル的に押し上げてられていく様子を捉える仕様にしている。

今回の分析では、時間軸として 2030 年を想定し、以下の順序でシミュレーションを行う。第一に、ベースラインを、基準年（2011 年）のデータから、2030 年の予測値へアップデートする。将来予測は、『2050 EconMap Database』（CEPII、2014 年）の推計を引用し、実質 GDP、人口、熟練労働者、非熟練労働者、資本蓄積の変数を 2030 年へのアップデートを行った。従って、今回のシミュレーションでは、2030 年までに、投資によるインフラ改善が起こった場合（政策介入あり）と起こらなかった場合（ベースライン）との変化（経済効果）の比較を行っている。第二に、本分析で想定する政策介入（投資によるインフラ改善）のシナリオを仮定する。インフラ改善の効果について 2 つ考慮する。①インフラ改善による生産性の向上、②エネルギーインフラ改善によるエネルギー効率の向上、とする。①は、世界銀行が公表している世界各国の物流インフラに関するデータベースである『物流パフォーマンス指標（Logistic Performance Index（LPI））』（世界銀行、2018 年）を用いて、各地域の LPI 指標が、最もスコアが高い日本にキャッチアップすることを想定する（表 2）。具体的には、日本とのスコアの差が 50 パーセント改善する（ケース 1）と 25 パーセント改善する（ケース 2）の 2 つのケースを考える。新興国・途上国の LPI 指標は低いため、改善幅は大きくなる。次に、LPI 指標の改善を生産性の向上へと変換する。生産性とは全要素生産性（Total Factor Productivity（TFP））のことで、実際のシミュレーションの中では TFP に変

⁶ 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定の経済効果分析」内閣官房、2015 年

化を与えている。表 2 に、LPI 指標の改善率に基づき、係数を 0.6 と仮定して、TFP 向上（パーセンテージポイント）の数値を算出している。②は、国際エネルギー機関（International Energy Agency (IEA)）の『The IEA Efficiency World Scenario』（IEA、2018 年）に基づき電気・ガス・水道の中間投入の効率が 20 パーセント向上すると仮定した⁷。第三に、投資によるインフラ改善が実現する対象地域を、単純的ではあるが、一帯一路の「全域」、「一路（インド太平洋）地域のみ」、「一帯地域のみ」の 3 つのシナリオ別に分析を行った（表 3）。

表 2. 投資によるインフラ改善の仮定

| | LPI | 日本との差 | 対称変化率 (%) | | 生産性向上 | |
|--------------|------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | | | ケース 1 | ケース 2 | ケース 1 | ケース 2 |
| JPN | 4.03 | | | | | |
| CHE | 3.90 | 0.13 | 1.7 | 0.8 | 1.0 | 0.5 |
| Oceania | 3.82 | 0.22 | 2.8 | 1.4 | 1.7 | 0.8 |
| EU | 3.72 | 0.31 | 4.1 | 2.1 | 2.5 | 1.2 |
| NIES | 3.71 | 0.32 | 4.2 | 2.1 | 2.5 | 1.3 |
| CHN | 3.61 | 0.42 | 5.7 | 2.9 | 3.4 | 1.7 |
| NorthAmerica | 3.56 | 0.47 | 6.4 | 3.3 | 3.9 | 2.0 |
| ASEAN6 | 3.23 | 0.80 | 11.6 | 6.0 | 7.0 | 3.6 |
| IND | 3.18 | 0.85 | 12.5 | 6.5 | 7.5 | 3.9 |
| CEECs | 3.16 | 0.87 | 12.9 | 6.7 | 7.8 | 4.0 |
| WesternAsia | 3.04 | 0.99 | 15.1 | 7.8 | 9.0 | 4.7 |
| CLMV | 2.94 | 1.09 | 16.9 | 8.8 | 10.1 | 5.3 |
| RUS | 2.76 | 1.27 | 20.6 | 10.9 | 12.4 | 6.5 |
| CSAmerica | 2.72 | 1.31 | 21.4 | 11.3 | 12.8 | 6.8 |
| NorthAfrica | 2.64 | 1.39 | 23.2 | 12.3 | 13.9 | 7.4 |
| SubSaAfrica | 2.64 | 1.39 | 23.3 | 12.4 | 14.0 | 7.4 |
| CentralAsia | 2.54 | 1.49 | 25.6 | 13.7 | 15.4 | 8.2 |
| SouthAsia | 2.53 | 1.50 | 25.9 | 13.8 | 15.5 | 8.3 |
| MNG | 2.37 | 1.66 | 29.8 | 16.1 | 17.9 | 9.7 |

注：①ケース 1 は 50%改善。ケース 2 は 25%改善。②生産性向上は係数を 0.6 と仮定した⁸。

出所：World Bank, Logistic Performance Index, 2018 により筆者作成。

表 3. 「全域」、「一路地域（インド太平洋地域）」、「一帯地域」の 3 つのシナリオ

| | |
|--------------------|---|
| 全域 | CHN, ASEAN6, CLMV, MNG, IND, RUS, Central Asia, South Asia, Western Asia, North Africa, SubSa Africa, CEECs |
| 一路地域 (インド太平洋地域) | CHN, ASEAN6, CLMV, IND, South Asia, Western Asia, North Africa, SubSa Africa |
| 一帯地域 | CHN, MNG, RUS, Central Asia, Western Asia, CEECs |

注：地域内訳の詳細は章末の付録参照。

⁷ IEA, “Energy Efficiency 2018: Analysis and Outlook to 2040,” Paris: International Energy Agency, 2018.

⁸ インフラ改善が TFP を押し上げるという実証分析は多くある。信頼できるパラメーターの推計が望ましいが、ここでは便宜上、筆者による簡易な重回帰分析で求めた係数 0.6 を使用する。

2. シミュレーション結果のまとめ

ここからは、シミュレーション結果について報告をする。表4は、「全域」シナリオにおける「ケース1」と「ケース2」の実質GDPの変化をまとめている。「ケース1」の結果を見ると、政策介入が行われた新興経済地域では大幅に実質GDPが押し上げられている。中国は、30.6パーセントの増加で、約15兆ドルの経済規模となる。一国の経済では、米国のすぐ後ろに並んで最大規模となる。ASEAN6、インド、南アジア、西アジア、北アフリカ、サブサハラアフリカの新興経済は大幅な実質GDPの押し上げ効果を得られる。経済発展のボトルネックと考えられるインフラの未発展が解消されれば、「一帯一路」沿線の新興経済は大きく経済成長をするポテンシャルを有していることが示されている。日本は、直接的な政策介入の効果はないのにもかかわらず、新興経済の発展による波及効果を通じて、9.3パーセントの実質GDPの押し上げ効果が得られる。これは、新興経済で所得が増加し、地域での貿易投資の拡大効果が、サプライチェーンを通じて日本にも波及することによって起こる。一方で、NIESに目を転じると、4.8パーセントの減少で、負の経済効果を被っている。これは、NIESに直接的な政策介入が起こらない一方、新興経済の生産性が向上しキャッチアップすることで、新興経済からの輸出品の価格競争力が高まり、「貿易転換効果」により負の影響を受けるためである。従って、自国の生産性を上げることや、高付加価値への製品へのアップグレードを行わないと、いわゆる「中所得国の罠」に陥ってしまうことを示唆している。中国についても同じことが言え、政策介入の効果がない場合は、新興経済にキャッチアップをされて、中国は負の経済効果を受けることになる。「ケース2」は、インフラ改善度が25パーセントの場合のシナリオで、政策介入の度合いの違いによる、結果の違いを示している。上述の「新興国・途上国のLPI指標は低いため、改善幅は大きくなる」という前提から、新興国・途上国への政策介入の効果はいわばビルトインされた状態であり、従って、新興国・途上国への効果はより低減する結果となっている。

表4. 推計結果1 実質GDPの変化（「全域」シナリオ）

| 全域 | ケース1 | | | ケース2 | | |
|----------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 変化率 (%) | 事前 (兆USD) | 事後 (兆USD) | 変化率 (%) | 事前 (兆USD) | 事後 (兆USD) |
| 1 NorthAmerica | 2.1 | 22.810 | 23.288 | 1.5 | 22.810 | 23.145 |
| 2 CSAmerica | 1.5 | 5.772 | 5.857 | 0.9 | 5.772 | 5.825 |
| 3 Oceania | 11.2 | 2.346 | 2.608 | 7.0 | 2.346 | 2.510 |
| 4 JPN | 9.3 | 7.231 | 7.901 | 6.1 | 7.231 | 7.670 |
| 5 CHN | 30.6 | 11.515 | 15.035 | 21.0 | 11.515 | 13.929 |
| 6 NIES | -4.8 | 2.523 | 2.403 | -2.4 | 2.523 | 2.461 |
| 7 ASEAN6 | 68.4 | 2.633 | 4.433 | 41.8 | 2.633 | 3.732 |
| 8 CLMV | 58.8 | 0.319 | 0.506 | 33.8 | 0.319 | 0.427 |
| 9 MNG | 91.3 | 0.018 | 0.035 | 53.0 | 0.018 | 0.028 |
| 10 IND | 53.1 | 2.669 | 4.087 | 32.3 | 2.669 | 3.532 |
| 11 RUS | 72.9 | 3.237 | 5.597 | 44.0 | 3.237 | 4.662 |
| 12 CentralAsia | 61.4 | 0.374 | 0.604 | 35.8 | 0.374 | 0.508 |
| 13 SouthAsia | 164.8 | 0.599 | 1.587 | 89.4 | 0.599 | 1.135 |
| 14 WesternAsia | 59.7 | 4.760 | 7.603 | 37.2 | 4.760 | 6.529 |
| 15 NorthAfrica | 76.7 | 0.875 | 1.546 | 44.6 | 0.875 | 1.265 |
| 16 SubSaAfrica | 90.0 | 2.268 | 4.310 | 50.2 | 2.268 | 3.407 |
| 17 CEECs | 95.2 | 1.943 | 3.792 | 57.5 | 1.943 | 3.060 |
| 18 EU | 4.7 | 18.451 | 19.321 | 3.1 | 18.451 | 19.024 |
| 19 CHE | 11.4 | 0.810 | 0.903 | 7.0 | 0.810 | 0.867 |
| 20 ROW | 6.3 | 1.319 | 1.403 | 3.9 | 1.319 | 1.371 |

出所：GTAPに基づき筆者推計。

続いて、「一路（インド太平洋）地域」と「一帯地域」の2つのシナリオに結果を比較する（「ケース1」）（表5）。「一路（インド太平洋）地域」シナリオでは、政策介入が発動されるのは、中国、ASEAN6、CLMV、インド、南アジア、西アジア、北アフリカ、サブサハラアフリカの地域である。このシナリオは、日本政府による「インド太平洋」戦略に含まれる沿岸諸国と多く重なっている。政策介入が発動する新興経済においては実質 GDP の大きな押し上げ効果が得られる。「一路（インド太平洋）地域」以外の地域では、貿易投資の拡大による波及効果や、資源需要の高まりにより、プラスの経済効果が得られる結果となっている。「一帯地域」シナリオでは、政策介入が発動されるのは、中国、モンゴル、ロシア、中央アジア、西アジア、中東欧諸国の地域である。内陸国が多いのが特徴である。政策介入が発動する新興経済では実質 GDP の大きな押し上げ効果が得られるものの、その波及効果は乏しく、「一帯地域」以外の地域では、比較的小さい経済効果か負の経済効果を受けることになる。地域別のシナリオ分析から、「一路（インド太平洋）地域」の発展の方が、地域へのより大きな波及効果が期待できることが示されている。

表 5. 推計結果 2 実質 GDP の変化（「一路（インド太平洋）地域」、「一帯地域」シナリオ）

| ケース1 | 一路（インド太平洋）地域 | | | 一帯地域 | | |
|----------------|--------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 変化率 (%) | 事前 (兆USD) | 事後 (兆USD) | 変化率 (%) | 事前 (兆USD) | 事後 (兆USD) |
| 1 NorthAmerica | 2.4 | 22.810 | 23.364 | 1.4 | 22.810 | 23.139 |
| 2 CSAmerica | 1.7 | 5.772 | 5.871 | 1.3 | 5.772 | 5.845 |
| 3 Oceania | 10.7 | 2.346 | 2.597 | 6.0 | 2.346 | 2.487 |
| 4 JPN | 9.3 | 7.231 | 7.906 | 5.3 | 7.231 | 7.617 |
| 5 CHN | 31.5 | 11.515 | 15.143 | 34.2 | 11.515 | 15.447 |
| 6 NIES | -3.6 | 2.523 | 2.433 | -1.1 | 2.523 | 2.495 |
| 7 ASEAN6 | 70.4 | 2.633 | 4.485 | -4.5 | 2.633 | 2.514 |
| 8 CLMV | 60.2 | 0.319 | 0.511 | -5.1 | 0.319 | 0.303 |
| 9 MNG | 21.5 | 0.018 | 0.022 | 83.7 | 0.018 | 0.034 |
| 10 IND | 55.2 | 2.669 | 4.143 | -4.0 | 2.669 | 2.562 |
| 11 RUS | 16.1 | 3.237 | 3.759 | 66.6 | 3.237 | 5.392 |
| 12 CentralAsia | 3.6 | 0.374 | 0.388 | 61.6 | 0.374 | 0.605 |
| 13 SouthAsia | 165.3 | 0.599 | 1.590 | 2.6 | 0.599 | 0.615 |
| 14 WesternAsia | 59.7 | 4.760 | 7.602 | 59.7 | 4.760 | 7.602 |
| 15 NorthAfrica | 77.5 | 0.875 | 1.553 | 0.6 | 0.875 | 0.880 |
| 16 SubSaAfrica | 89.8 | 2.268 | 4.306 | 6.2 | 2.268 | 2.409 |
| 17 CEECs | 3.0 | 1.943 | 2.002 | 96.1 | 1.943 | 3.811 |
| 18 EU | 3.5 | 18.451 | 19.089 | 4.0 | 18.451 | 19.182 |
| 19 CHE | 10.5 | 0.810 | 0.896 | 5.4 | 0.810 | 0.854 |
| 20 ROW | 5.2 | 1.319 | 1.388 | 4.5 | 1.319 | 1.379 |

出所：GTAP に基づき筆者推計。

次に、表 6 にまとめている産業別の輸出の変化を見ていきたい（「ケース1」、「全域シナリオ」）。中国は、重工業、自動車、電子機器、その他製造業での輸出の伸びが大きい。他方、繊維・アパレル等の軽工業の輸出はほとんど伸びないか、マイナスとなっている。これは中国が労働集約的な産業での競争力をもはや有していないことを示唆している。これに対応するのが、CLMV、南アジア、北アフリカにおける繊維・アパレルの輸出であり、低賃金による比較優位を生かして、大きく輸出を伸ばしている。今日において、すでに繊維・アパレ

ルの製造拠点は、ベトナムやバングラデシュ等に移りつつあり、今後10年の単位でこの動きは加速していくことがシミュレーション結果で表されている。ASEAN6は、電子機器の輸出の伸びが非常に大きいことが注目される。タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンが電子機器の製造拠点として大きく伸びる可能性を示している。反対に、NIESの電子機器の輸出は「貿易転換効果」で大きくマイナスとなり、基幹産業の輸出の減退が、マクロ経済に影響を与える要因となっている。しかし、韓国、台湾等の企業はASEANへの直接投資によりサプライチェーンを築いている実態があり、シミュレーション結果が示すような一方的なプラスとマイナスの効果ではないことに注意が必要である。CLMVは、繊維・アパレル、軽工業の輸出だけではなく、資本集約的な製造業の輸出も伸びている。ベトナム、ミャンマー等は、中国の次の製造拠点として注目をされており、CLMVの地域が今後、製造業を発展させていくポテンシャルが示されている。インドは、労働集約的な製造業よりも、資本集約的な製造業の輸出の伸びが大きい。またサービス産業の輸出の伸びが大きく、高度人材を生かしたITサービスやBPO産業（Business Process Outsourcing）の強みがあることが表れている。南アジアは、上述のように、繊維・アパレル産業の伸びが大きい。インドと南アジアで、労働集約的な産業と、資本集約的な産業の棲み分けがされているのが興味深い。モンゴル、中央アジア、ロシアは、資源の輸出の伸びが大きい。他地域において経済産業が発展することで、資源への需要が高まり、資源国からの輸出が伸びるという構図が表されている。西アジアは、重工業の輸出の伸びが大きい。西アジアには、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、イラン、イラク等の産油国が含まれているので、石油の輸出の伸びが多くを占めている。その他、運輸・通信のサービス産業の輸出も、石油輸出の関連ビジネスとして、大きく伸びている。北アフリカは、チュニジア、モロッコ、エジプト等のアフリカで比較的経済基盤が整っている地域であり、繊維・アパレル等の労働集約的な産業を中心とする製造業の輸出が伸びている。また、運輸・通信のサービス産業の輸出も大きく伸びている。中東欧諸国は、自動車、電子機器、その他製造業の資本集約的な産業の輸出の伸びが大きい。北アフリカと中東欧諸国は、EUのサプライチェーンに組み込まれているが、それぞれ労働集約的な産業と資本集約的な産業での比較優位の違いがあることが見てとれる。サブサハラアフリカは、重工業以外に輸出の伸びは低調であり、輸出を伸ばせる国内産業が十分育っていないことが示されている。

表6. 推計結果3 輸出の変化 (全域シナリオ)

| ケース1 | JPN | | NIES | | CHN | | ASEANG | | CLMV | | MNG | | IND | |
|----------------|-------|-------------|--------------|-------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------|-------------|
| | Δ (%) | million USD | Δ (%) | million USD | Δ (%) | million USD | Δ (%) | million USD | Δ (%) | million USD | Δ (%) | million USD | Δ (%) | million USD |
| 1 GrainsCrops | 97.0 | 1693 | 35.2 | 386 | 43.3 | 6585 | -20.5 | -3335 | -14.6 | -1675 | -73.7 | -3 | 20.7 | 3443 |
| 2 MeatLstk | 54.5 | 169 | 46.1 | 425 | -12.6 | -339 | -16.6 | -631 | -65.1 | -115 | -95.4 | 45 | -21.8 | -306 |
| 3 Extraction | 94.7 | 3416 | 95.9 | 3811 | 39.3 | 7052 | 3.1 | 5141 | -2.2 | -520 | 13.8 | 1268 | 27.4 | 7873 |
| 4 ProcFood | 13.0 | 578 | 2.8 | 279 | -0.5 | -177 | 12.0 | 12119 | -15.1 | -1334 | 22.2 | 1 | 8.4 | 1341 |
| 5 TextWapp | -0.4 | -31 | -6.8 | -400 | -0.9 | -2384 | 43.4 | 21327 | 31.8 | 12545 | 21.2 | 9 | 25.5 | 13773 |
| 6 LightMnfc | 19.9 | 1464 | 15.2 | 389 | 8.2 | 15242 | 26.6 | 14183 | 13.1 | 3069 | 56.8 | 7 | 32.8 | 3788 |
| 7 HeavyMnfc | 16.6 | 44035 | -5.8 | -22247 | 26.5 | 159794 | 25.5 | 95018 | 51.6 | 12215 | 140.2 | 551 | 24.9 | 43288 |
| 8 VehicleMnfc | 18.0 | 33681 | 8.0 | 13830 | 30.7 | 38828 | 64.5 | 40969 | 40.3 | 1177 | 180.6 | 11 | 61.7 | 15389 |
| 9 ElectMnfc | -4.5 | -2522 | -7.9 | -24385 | 11.4 | 63023 | 73.6 | 251346 | 44.8 | 7294 | 324.4 | 1 | 76.4 | 9049 |
| 10 OtherMnfc | 13.2 | 31604 | 3.5 | 9939 | 20.4 | 137212 | 69.9 | 161848 | 55.1 | 12145 | 221.1 | 10 | 54.7 | 59988 |
| 11 Util_Cons | 1.3 | 163 | -13.1 | -2165 | 4.8 | 551 | 23.9 | 2516 | 32.9 | 443 | 19.3 | 1 | 17.1 | 296 |
| 12 TransComm | 15.5 | 20546 | 11.5 | 28071 | 21.2 | 27393 | 28.9 | 51362 | 23.6 | 1618 | 37.9 | 256 | 33.5 | 16353 |
| 13 OthServices | 12.4 | 4552 | 12.4 | 12039 | 19.6 | 8998 | 38.6 | 42814 | 28.0 | 1756 | 32.8 | 23 | 34.2 | 36643 |
| ケース1 | RUS | | Central Asia | | South Asia | | Western Asia | | North Africa | | SubSa Africa | | CEECs | |
| 1 GrainsCrops | 32.2 | 1805 | 12.2 | 628 | -73.7 | -5585 | 30.2 | 7244 | 31.8 | 2888 | -22.6 | -7684 | -5.8 | -876 |
| 2 MeatLstk | 138.5 | 462 | 27.5 | 81 | -94.6 | -122 | 46.4 | 1923 | 51.8 | 410 | 24.3 | 960 | 36.5 | 4604 |
| 3 Extraction | 6.0 | 33459 | 8.2 | 9534 | -80.0 | -1771 | 3.3 | 41015 | 5.5 | 6340 | 5.2 | 20187 | -7.2 | -1052 |
| 4 ProcFood | 70.0 | 4648 | 53.3 | 1002 | 82.7 | 4296 | 43.7 | 11722 | 47.8 | 4810 | 37.7 | 7395 | 45.2 | 17434 |
| 5 TextWapp | 88.0 | 186 | 56.9 | 1252 | 97.1 | 61621 | 59.4 | 28376 | 70.6 | 16361 | 38.8 | 2331 | 7.1 | 1439 |
| 6 LightMnfc | 63.4 | 2672 | 74.2 | 238 | 60.3 | 1257 | 71.4 | 11211 | 84.4 | 5519 | 54.1 | 5096 | 47.5 | 25683 |
| 7 HeavyMnfc | 20.6 | 26033 | 4.6 | 1193 | 112.3 | 10406 | 27.1 | 100076 | 22.3 | 10834 | 85.6 | 108534 | 57.3 | 141173 |
| 8 VehicleMnfc | 79.4 | 3326 | 67.5 | 1198 | 242.8 | 1991 | 74.1 | 33829 | 70.6 | 2001 | 107.5 | 20622 | 58.9 | 84990 |
| 9 ElectMnfc | 82.8 | 179 | 82.3 | 53 | 367.6 | 1044 | 68.2 | 13472 | 63.9 | 2181 | 144.5 | 2936 | 61.2 | 49445 |
| 10 OtherMnfc | 64.5 | 314 | 74.6 | 770 | 293.1 | 16973 | 75.8 | 71945 | 68.5 | 9623 | 106.4 | 22349 | 52.6 | 74241 |
| 11 Util_Cons | 47.8 | 3219 | 33.2 | 1863 | 93.7 | 1169 | 28.0 | 6560 | 9.4 | 300 | 74.4 | 3922 | 55.8 | 11879 |
| 12 TransComm | 62.4 | 16146 | 34.9 | 3324 | 105.6 | 8107 | 41.3 | 62574 | 36.2 | 15719 | 28.6 | 9434 | 35.9 | 38874 |
| 13 OthServices | 37.5 | 2220 | 47.2 | 2946 | 94.5 | 10375 | 42.8 | 48609 | 21.6 | 4755 | 23.7 | 6250 | 44.0 | 22112 |

出所：GTAPIに基づき筆者推計。

第4節 中国による雁行型経済発展の可能性について

1. 雁行型経済発展論

1930年代に赤松要が提唱した「雁行型経済発展論」は、その後、様々な学者によって理論の拡充や精緻化がされ、1980年代～90年代の東アジアのキャッチアップ型の経済発展を説明する強力かつポピュラーな分析ツールとなった⁹。本稿の問題意識である「雁行型経済発展」は東アジアを超えて続くのか、を考えるにあたりいくつかのポイントを押さえたい。

「雁行型経済発展論」の分析フレームは、いわゆる後発国 (late industrializing economies) がキャッチアップ型の経済発展をする際に、①先進国からの輸入、②輸入に代わり国内での生産 (輸入代替)、③海外市場への輸出 (輸出主導型発展)、④競争優位を失った産業が海外へ移転する、の4つの段階を捉えている¹⁰。後発国によるキャッチアップの段階は、その国や産業の要素賦存や技術に基づく比較優位によって決まるとされる。また、このプロセスの中で、先進国と後発国の序列も固定化されたものではなくダイナミック (動的) に変化するものである。つまり、「雁行型経済発展」とは「要素賦存や技術の変化に基づく各国間の異質化 (heterogenization) と同質化 (homogenization)」のプロセスの変化を説明している。赤松の時代は、欧米諸国が先頭で、日本が後発国であった。1980年代～90年代の東アジアは、日本が先頭で、アジア新興国がキャッチアップしていた。従って、「雁行型経済発展は続くのか？」という問いへの答えは、一応理論的には「今後も続いていく」となる。但し、「雁行型経済発展」のパターンはひとつではない。1980年代～90年代の東アジアの特徴を挙げると、日本から東アジア新興国への国内産業の移転 (国内産業の再編成) は、欧米諸国の保護主義や1985年のプラザ合意が契機となった。東アジアの後発国の発展は、外国資本に依るところが大きく、日本の直接投資が資本と技術移転をもたらした。また海外進出にあたってはODAによるインフラ整備等の支援が産業移転の呼び水となった。このため、特徴として日本のリーダーシップによる「トップダウン式」であったことが指摘されている¹¹。1990年代以降、情報通信技術や輸送コストの低下により、国境を超えたサプライチェーンが飛躍的に発展したことも特筆される。中国は「世界の工場」として台頭した。国際分業が高度化されたことで、日本では高付加価値の製品・部品を生産し、東アジアの後発国では組

⁹ Shigehisa Kasahara, "The Flying Geese Paradigm: A Critical Study Of Its Application To East Asian Regional Development," Geneva: United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD), 2004.

¹⁰ 発展のサイクルのユニットとして、赤松は「国民国家」を念頭に置いている。「雁行型経済発展論」と補完関係にあるハーバード大学のレイモンド・バーノンによる「プロダクト・サイクル論」はよりミクロなアプローチで製品 (産業) をユニットとして見ている。分析の対象となるユニットをどこに置くかによって視点が多様化 (経済、国際関係、ビジネス等) できる点は非常に興味深い。

¹¹ S. Kasahara, "The Flying Geese Paradigm: A Critical Study Of Its Application To East Asian Regional Development," 2004: 10-13.

立・製造などの低付加価値の工程を行うといった国境を超えて繋がるサプライチェーンが確立された。また、新興国で製造した最終製品の輸出先は主に米国、EU、日本等の先進国マーケットであったことも特徴的である。2000年代は、中国のWTOの加盟、二国間貿易協定の広がりなど、地域における貿易自由化の取組みや制度面の統合も進んだ。摩擦の面では、外国投資への批判、新興国のキャッチアップによる経済摩擦、構造改革の失敗、アジア通貨危機など、「異質化と同質化」が進む中での国内および海外との軋轢も多く経験した。この様に、「雁行型経済発展」のパターンには時代によるバリエーションが存在する。次世代の「雁行型経済発展」のパターンを考える際に、国内産業の再編成や海外進出はどのように推進されるのか、製品開発の過程において新興国マーケット（需要サイドのニーズ）はどのような役割を果たすか、サプライチェーンはどのように進化していくか、国内および海外との軋轢をどう克服していくか、などの数多くの重要な論点を提示してくれている。

2. 中国による雁行型経済発展の可能性

2010年代に入り、中国经济および世界経済は新時代を迎えていると言える。中国は世界第二位の経済大国に発展し、他方、先進国では「反グローバル」のポピュリズム政治の拡がりにより保護主義が高まり、多国間主義の危機や米中貿易戦争を引き起こしている。今日において「雁行型経済発展論」は古くて新しい問題を提起しており、次世代の「雁行型経済発展」のパターンは何か、とりわけ中国の役割は何か、を考えることが重要であることは論を俟たない。近年、中国では「新常态」と呼ぶ高成長から中低成長への経済成長の減速が明らかになっている。高齢化で生産年齢人口が減少し、人口ボーナスから人口オナスへと成長の足かせになりつつある。第3節のCGE分析の結果で示されたとおり、中国は人口集約的な産業での競争力を失いつつある。さらに、中国自身の生産性を向上させないと、新興国のキャッチアップによりマイナスの経済効果を被る可能性も示されている。中国は、構造調整、国有企業の改革、産業の高度化等を政策的に進める必要性に迫られており、競争力を失いつつある国内産業の海外移転はすでに起こり始めている¹²。こうした中、中国は対外経済政策の柱として「一带一路」構想を打ち出し、構想を資金的に支える推進機関の一つとしてAIIBを新たに創設した。近年、中国の対外直接投資は急速に伸びており、そのうち「一带一路」沿線国への投資は2017年に全体の12パーセントを占めた¹³。産業別には、資源、エネルギー、輸送等の「一带一路」投資に関連する国有企業による投資が多い¹⁴。中国の対外直接投資が果たす役割も注目すべきである。国際環境としては、米国がトランプ政権下で、米中貿

¹² Irene Yuan Sun, "The World's Next Great Manufacturing Center," Harvard Business Review May-June 2017 Issue. (ネット配信記事)

¹³ Betty Huang and Le Xia, "China ODI from the Middle Kingdom: What's Next after the Big Turnaround?" 2018

¹⁴ Ibid.

易戦争をエスカレートさせており、中国に対して「不公平な貿易慣習」の是正を迫っている。米国の圧力が中国の「国内産業の再編成」の原動力になる可能性も指摘されている¹⁵。「一带一路」構想を巡っては、沿線国の政治体制・法制度・経済システム・価値観の違い、地政学的・軍事的な警戒感、中国企業の環境面・安全面・雇用面等での振る舞い、債務の罣問題等の課題も指摘されており、海外との軋轢をどう克服していくかは重要な課題である¹⁶。また、「一带一路」構想に対応する形で日本・米国・豪州・インドを中心に「インド太平洋」戦略が打ち出されており、「協力」と「競合」の両面を通じて相互に影響を与えていくと考えられる。日本との関係では、日本の「インフラ構想」と「一帯地路」構想の連結、ADB等の国際金融機関と AIIB 等の協調協力、第三国における日中民間経済協力が挙げられている¹⁷。中国による「雁行型経済発展」は当然ながら緊張を孕むものの、上手くいけば、沿線国のポテンシャルを実現する経済発展と新しいパターンの「雁行型経済発展」の可能性を提示することができるだろう。すでにその萌芽は出始めており、その仔細を的確に捉えて、計量的な分析に反映させていくことを今後の研究課題の一つとしたい。

おわりに

本稿では、まず「産業連関分析」を行い、「一带一路」構想や「インド太平洋」戦略に含まれる国・地域間でのサプライチェーン等を通じた実体経済の繋がりを確認した。「産業連関分析」からは、域内、さらに地域間を超えたサプライチェーンが拡がり始めていることが確認できた。コネクティビティが強化されれば、さらにサプライチェーンが発展することが期待される。次に、応用一般均衡モデル（Computable General Equilibrium (CGE)) を用いて、インフラ投資、貿易・投資の拡大が「一带一路」構想および「インド太平洋」戦略の新興経済にもたらす経済インパクトの推計を行った。推計結果から、①「一带一路」構想および「インド太平洋」の新興経済はインフラの未発展が解消されれば大きく経済成長をするポテンシャルを有している、②日本は、新興経済の発展による波及効果を通じて、9.3パーセントの実質 GDP の押し上げ効果が得られる、③「一路（インド太平洋）地域」の発展の方が、地域へのより大きな波及効果が期待できる、④中国自身の生産性が上がらないと新興国のキャッチアップによりマイナスの経済効果を被る可能性もある、ことなどがわかった。最後に、「雁行型経済発展論」は、次世代の「雁行型経済発展」のパターンは何か、とりわけ

¹⁵ 「改革開放 40 年の中国、米中貿易戦争で変革促す声高まる」（『ロイター』2018 年 12 月 17 日付け、ネット配信記事）

¹⁶ 河合正弘「中国の「一带一路」構想と日米印豪の「インド太平洋戦略」（案）」、『反グローバリズム再考：国際経済秩序を揺るがす危機要因の研究』世界経済研究会報告書 日本国際問題研究所、近刊予定

¹⁷ 大西康雄「「一带一路」構想の展開と日本の対応」、アジア経済研究所・上海社会科学院共編「「一带一路」構想の展開と日本」、『「一带一路」構想とその中国経済への影響評価』研究会報告書 アジア経済研究所、2018 年

中国の役割は何か、を考える上で数多くの重要な論点を提示してくれている。中国による「雁行型経済発展」は当然ながら緊張を孕むものの、上手くいけば、沿線国のポテンシャルを実現する経済発展と新しいパターンの「雁行型経済発展」の可能性を提示することができるだろう。

今後の研究課題として、今回の CGE 分析のシナリオは、「全域」、「一路（インド太平洋）地域」、「一帯地域」の単純なものに留まった。「全域」あるいは「一路（インド太平洋）地域」、「一帯地域」が同じようにインフラが改善し経済発展するというのは、国際関係、政治体制、リソース制約を全く無視した仮定であり非現実的である。中国による「雁行型経済発展」はどのように展開していくのか的確に捉えて、計量的な分析に反映させていくことを次の研究課題の一つとしたい。

【付録】

(1) GTAP データベース集計内訳：20 地域

| | | | |
|-----------------|-----------------------------------|----------------|---------------------------|
| 1. NorthAmerica | 米国、カナダ、メキシコ | 11.RUS | ロシア |
| 2. CSAmerica | 中央・南アメリカ諸国 | 12.CentralAsia | カザフスタン、キルギスタン等 |
| 3. Oceania | オーストラリア、ニュージーランド | 13.SouthAsia | バングラデッシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ |
| 4. JPN | 日本 | 14.WesternAsia | 西アジア諸国 |
| 5. CHN | 中国 | 15.NorthAfrica | エジプト、モロッコ、チュニジア |
| 6. NIES | 韓国、台湾、香港 | 16.SubSaAfrica | サブサハラアフリカ諸国 |
| 7. ASEAN6 | ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール | 17.CEECs | 中東欧諸国 |
| 8. CLMV | カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシア | 18.EU | EU18（CEECs に重なる国は除く） |
| 9. MNG | モンゴル | 19.CHE | スイス |
| 10.IND | インド | 20.ROW | その他 |

(2) GTAP データベース集計内訳 : 13 産業

| | |
|-----------------|-------------|
| 1. GrainsCrops | 穀物・果実・野菜等 |
| 2. MeatLstk | 畜産・酪農等 |
| 3. Extraction | 鉱業等 |
| 4. ProcFood | 食糧品製造業等 |
| 5. TextWapp | 繊維・衣類等 |
| 6. LightMnfc | 革・木材・パルプ・紙等 |
| 7. HeavyMnfc | 精製石油・化学製品等 |
| 8. VehicleMnfc | 輸送用機械器具等 |
| 9. ElectMnfc | 電気及び光学機械器具等 |
| 10. OtherMnfc | その他製造業 |
| 11. Util_Cons | 電気・ガス・水道等 |
| 12. TransComm | 輸送・通信等 |
| 13. OthServices | その他サービス |

【参考文献】

アジア経済研究所・上海社会科学院共編「『一帯一路』構想の展開と日本」、『『一帯一路』構想とその中国経済への影響評価』研究会報告書 アジア経済研究所、2018年

アジア経済研究所・上海社会科学院共編「『一帯一路』構想と中国経済」、『『一帯一路』構想とその中国経済への影響評価』研究会報告書 アジア経済研究所、2017年

日本国際問題研究所編『反グローバリズム再考：国際経済秩序を揺るがす危機要因の研究』世界経済研究会報告書 日本国際問題研究所、近刊予定

内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定の経済効果分析」内閣官房、2015年

Betty Huang and Le Xia. “China ODI from the Middle Kingdom: What’s Next after the Big Turnaround?” BBVA, 2018.

Shigehisa Kasahara. “The Flying Geese Paradigm: A Critical Study Of Its Application To East Asian Regional Development.” Geneva: United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD) , 2004.

第8章 改革開放の国際化としての一帯一路

～人類運命共同体の構築とグローバルガバナンスの形成との視点から～

一般財団法人 国際貿易投資研究所
研究主幹 江原 規由

第1節 一帯一路の歴史的意義～グローバルガバナンス改革と一帯一路～

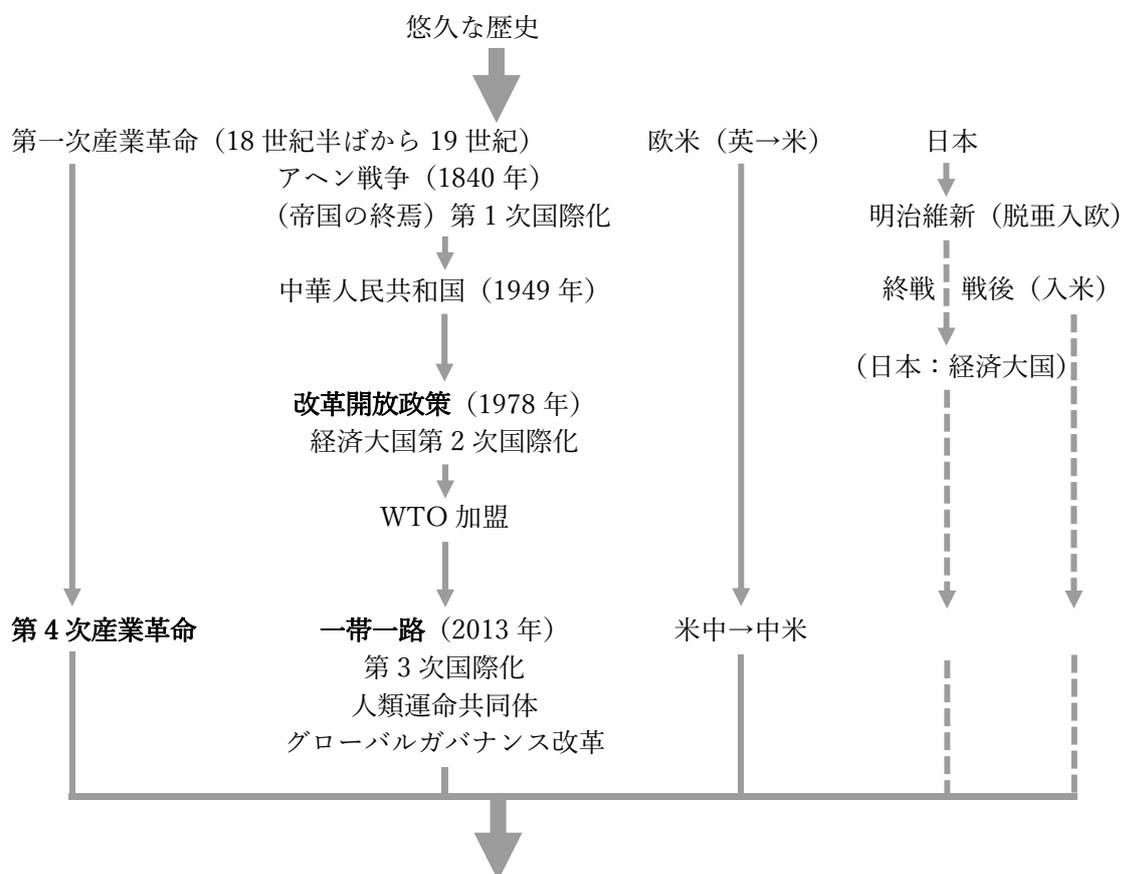
一帯一路の歴史的意義を論じるのは時期尚早の感はあるが、中国が提起しているグローバルガバナンスの改革に密接に関わりつつあるといえるのではないか。筆者は、一帯一路を改革開放の国際化との視点でとらえているが、その改革開放 40 周年にあたる 2018 年 12 月、習近平国家主席（以下、習主席）は、改革開放 40 周年大会での重要講話で、一帯一路やグローバルガバナンスに関し、こう言及している。

- ・現在、我が国は世界第二位の経済体、製造業と貨物貿易で世界最大の国家、商品消費・外資導入で世界第二位の国家であり、外貨準備では長期連続世界第一位である。中国人民は豊かで強くなる道のりへ大きく歩み出した。
- ・我々は、積極的に開放型世界経済の建設を推進し、人類運命共同体¹を構築し、グローバルガバナンス体系改革を促進し、覇権主義、強権主義に断固反対し、世界平和と発展のために、中国の知恵、中国のパワーで貢献する。
- ・我々は、一帯一路の共同建設を重点とし、各方面と国際協力の新たなプラットフォームを打ち立て世界の共同発展に新たなエネルギーを増やしてゆく。

改革開放は中国を経済大国に押し上げ、グローバルガバナンスの改革を推進する原動力となっている。改革開放なしに、今日中国がグローバルガバナンスの改革を主張することはできなかったといえよう。

一帯一路については、“各方面と国際協力のプラットフォームを打ち立て、世界の共同発展のため新たなエネルギーを増強する”となっているが、中国は一帯一路を人類運命共同体構築のためのプラットフォームとして対外発信してきている。これによれば、改革開放の国際化としての一帯一路の推進は、人類運命共同体の構築とグローバルガバナンスの改革に深く関わっているといえる（図 1、表 1）。

図 1. 近世以来の中国の歴史的推移の中の一帯一路



出所：筆者作成

1. 第 4 次産業革命と一带一路

一带一路は中国が目指す公正かつ客観的なグローバルガバナンスの改革のための有力な切札の一つといえるが、そのグローバルガバナンスの改革には、現在、世界が直面している第 4 次産業革命で中国がどうリーダーシップを発揮できるかが大きく関係しているとみられる。将来的には、一带一路と第 4 次産業革命がどうコラボレーションしてゆくのかに、そのカギがあるとみられる。この点を習講話に求めると、前述の“我们积极推动建设开放型世界经济、构建人类命运共同体、促进全球治理体系变革，旗帜鲜明反对霸权主义和强权政治，为世界和平与发展不断贡献中国智慧、中国方案、中国力量（我々は、積極的に開放型世界経済の建設を推進し、人類運命共同体を構築し、グローバルガバナンス体系改革を促進し、覇権主義、強権主義断固反対し、世界平和と発展のために、中国の知恵、中国のパワーで貢献することを旗印とする）”ということになる。

第 4 次産業革命（中国語：第 4 次工業革命）とは、一般的には、人工知能（AI）、モノインターネット（IOT）、クラウドコンピューター、ビッグデータ、ロボット技術、量子情報技術、バーチャルリアリティ技術、バイオ技術、3D プリンターなど新興技術が主役の新技

術革命（産業変革、社会構造変革など）を指すとされる。これまで、3度の産業革命を経ている。すなわち、第1次産業革命（18世紀後半から19世紀前半／イギリス中心／動力は蒸気機関／特徴は機械化）は18世紀後半から19世紀にかけて起こったが、第2次（19世紀後半／米国・ドイツ／電力／大量生産）および第3次産業革命（20世紀後半／米国など先進国／コンピュータ／自動化）を含め、中国は、こうした産業革命の波に乗り遅れたか、後塵を拝していた。

その過程をざっと概観すると、1840年のアヘン戦争で王朝時代の中華主義から国際化への長い道のりを経て、1978年に始まる改革開放の過程で第3次産業革命の波にさらされ、その延長ともいえる第4次産業革命（現在～／中国など／AI、IOTなど／自律化）で、ドイツの「インダストリー4.0」や米国の「インダストリアル・インターネット」と並び称せられている「中国製造2025」を中心とする中国製造業のイノベーションを推し進め、その高品質化、ハイテク化を図り、今や、世界をリードする「メイドインチャイナ」を世界発信しつつある、ということになる。「中国製造2025」と第4次産業革命には相関関係がある。「中国製造2025」には、中国が第4次産業でのガバナンスをリードしようとのねらいがあるといえるのではないだろうか。このことは、現在、多くの分野でガバナンスをリードしている米国との貿易摩擦の要因の一つとなっていることからもうかがえよう。

現在、中国経済は世界経済の成長率に対する貢献率（約30%）において世界で最も貢献している。改革開放の最大の成果の一つといってよい。第4次産業革命でスマート経済（製造・サービス）、スマート生活が実現しつつある現在、果して、中国が第4次産業革命をリードし、改革開放の国際化としての一带一路にこれをどう浸透させ、新時代の公正で客観的なグローバルガバナンスの構築にどう結びつけようとしているのか、今後、世界における中国のポジションをみる重要な視点である。

表 1. 建国以来の中国（経済）発展史の中の一帯一路

| 時代区分 | 1949年～ | 1978年～ | 2010年／2013年～ |
|-------|---------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 時代求是 | 政治重視／安定 建国 | 経済優先／発展 改革開放 | 民生（社会）向上 一带一路 |
| 時代主役 | 共産党 | 企業（外資を含む） | 人民（小康社会） |
| 時代求心力 | 地位・権限 | 資金 | 人材・イノベーション |
| 発展舞台 | 農村/国内 | 沿海→内陸/国内外 | 都市 / FTA（一带一路経済圏など） |
| 発展分野 | 第1次産業/農業 | 第2（2.5）・3次産業 | 数字経済／ 第4次産業革命 |
| 発展目的 | 温飽（衣食充足） | 先富 | 小康社会→共同富裕→ 人類運命共同体 |
| 発展成果 | 人民公社 | 世界の工場・市場 | 対外展開拠点（国際産能合作） |
| 社会関心 | 平等 | 格差・環境 | 反腐敗・社会保障 |
| 対外関係 | ソ連・途上国 | 世界 | 伙伴关系 ² ／ 新型国際関係 |
| 日中関係 | 国交（1972年） | 熱烈歓迎・冷静実務・政冷経熱 戦略互惠関係 | 伙伴关系（パートナーシップ） |

第2節 一帯一路は改革開放の国際化

一帯一路は、2013年9月（一帯、カザフスタンのナザルバエフ大学）と10月（一路、インドネシア国会）に、習主席によって提起されてから5年余りとなる。その間、中国経済における一帯一路経済のプレゼンスは高まってきており、世界経済との関係もより密接になりつつある（表4）。

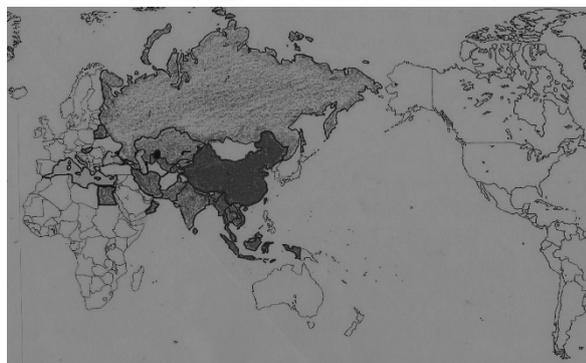
一帯一路とは何か。端的に言えば、その要点は「三共」理念（精神）と「五通」事業にあるといえる。その行方は、「三共」理念への国際的コンセンサスの確立と「五通」事業における国際協力の如何にかかっている（表2）。

表2. 改革開放の要点

- | |
|--|
| <p>○三共理念（精神）：共商・共建・共享（共にはなし・つくり・分かち）</p> <p>○五通事業：①政策協調、②インフラの整備・接続、③貿易・投資交流の円滑化、④金融・資金調達、⑤文化・人材交流（中文：①政策溝通、②設施聯通、③貿易暢通、④資金融通、⑤民心相通）</p> <p>①政策協調：一帯一路と同関係国の発展戦略との連携³など。</p> <p>②インフラ整備・接続：都市化の推進（交通・物流・電力網整備等）など。</p> <p>③貿易・投資交流）の円滑化：新たなビジネス経済圏の構築など。</p> <p>④金融・資金調達：AIIB等国内外金融機関との連携、人民元の国際化など。</p> <p>⑤文化・人材等交流：ソフトパワーの発揮、観光促進等を含む。</p> |
|--|

先に、一帯一路は改革開放の国際化としたが、何より、両者には類似点が少なくない。例えば、改革開放では外資導入拠点（経済特区、自由貿易試験区など）が全土的に次々設置されたが、一帯一路でも外資導入拠点として沿線20余か国（75カ所）に海外経貿協力区（沿線辺境経貿合作区）が設置されていること、②両者ともインフラ整備を優先させていること、③改革開放の理論的支柱である「先富論」（共同富裕が目標）と一帯一路の原則である「合作共赢」（ウインウイン）に共通点があることなどが指摘できる。

図2 海外経貿協力区設置国（色塗り部分）



一帯一路の参加・支持国は100余か国で、一帯一路沿線国（64~66か国とするのが一般的、注4参照）の経済規模（2017年、以下同じ）は世界経済全体のほぼ15%、対外貿易で中国全体の26.5%、対外投資で同12%、対外請負では同50%超を占めており、いずれも今後の拡大が期待されている。改革開放の反保護主義、グローバリズムは、一帯一路の理念の共有、沿線各国との連携強化を通じて世界で実践されてゆくことになるとする識者は少なくない。

表 3. 一帯一路と改革開放の共通点

| 類似点 | 一帯一路 | 改革開放 |
|-----------|---|---|
| 主要事業・発展方向 | <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ整備など ・五通：沿線国の発展戦略と対接など ・発展基盤の確保／都市化 | <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ整備など ・沿海→西部→東北→中部開発 ・都市化/農業近代化 |
| 外資導入拠点整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・境外経貿合作区の設置： ・一帯一路沿線 20 余か国・地区に 75 ヲ所 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済特区→自貿区 (FTZ) (5 経済特区→11 自貿区) |
| 目標／成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・合作共赢 (共同富裕) ・国際公共財・一帯一路経済圏・FTA ・人類運命共同体のプラットフォーム | <ul style="list-style-type: none"> ・先富論 (小康社会→共同富裕) ・貿易・投資・生産大国 ・一帯一路 |

筆者作成

さて、改革開放が中国経済の発展に大きく貢献してきたことは明らかであろう (表 4、表 5)。一帯一路は改革開放の国際化との視点に立てば、中国経済に限らず、世界経済にとって、その発展に大きく貢献する可能性が秘められているとみられるのではないだろうか。

表 4. 5 年来の経済交流実績 (2018 年 8 月時点)
(5 年内の主要出来事を含む)

| |
|--|
| <p>(5 年来)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 103 か国・国際組織と 118 の一帯一路協力協議に署名 ・ 海外経貿合作区：82 の一帯一路沿線国に設置済 (累計投資 289 億ドル、入居企業 3,995 社、現地納税額 20.1 億ドル、雇用：24.4 万人) ・ 100 余か国・国際組織が一帯一路共同建設協力文件に署名。 ・ 一帯一路とその理念が国連、G20、APEC、SCO 等の成果分件に明記 ・ 大型インフラ建設着手：中国-ラオス鉄道、中国-タイ鉄道、ジャカルタ-バンドン高速鉄道、ハンバントタ港、ピレウス港、中-路東線天然ガスパイプライン、中国-ミャンマー原油パイプライン等 ・ 2018 年 8 月 26 日、中国-欧州定期貨物列車運行数が 10,000 列に到達 欧州 14 か国 42 都市、中国国内 42 都市を結ぶ 路線の主要分布国：ドイツ、ロシア、カザフスタン、ポーランド、ベラルーシ等 ・ 2018 年 6 月時点：中国資本の銀行が一帯一路沿線国 24 か国に 102 支店を開設 (シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイが多い)。人民元クロスボーダー支払システムはロシア、マレーシア、韓国、タイ等 40 の一帯一路沿線国の 165 銀行に設置 ・ 中国-一帯一路間輸出入額：5.5 兆ドル超、非金融類直接投資：800 億ドル超 ・ AIIB：加盟国設立当初の 57 か国から 87 か国へ、批准済プロジェクト投資 53 億ドル超 (13 か国・28 プロジェクト) シルクロード基金：中国 400 億ドル出資、2017 年 5 月 1000 億元増資、契約済プロジェクト 19 件、認可投資 70 億ドル、支持プロジェクト波及総額 800 億ドル、その他、BRICS 新開発銀行、中国-中東欧“16+1”金融持株会社等が正式に設立 ・ 一帯一路と沿線国の発展戦略の接続：ロシア主導のユーラシア経済連盟、ASEA の総合発展計画、カザフスタンの光明の路、トルコの中間回廊、モンゴルの発展の路、ベトナムの両廊一圏、英国のイングランド北方経済センター、ポーランドの琥珀の路、ラオス・カンボジア・ミャンマー・ハンガリーの発展計画など |
|--|

(各年)

- ・2017年5月：一帯一路国際協力サミットフォーラム開催（140余か国・80余国際組織から1600人参加）
- ・2017年10月24日、党19大で採択された「中国共産党規約（修正案）に関する決議に一帯一路建設等が明記
- ・対一帯一路投資（2018年1月-7月）：前年同期比11.8%増の85.5億ドル、
2017年：前年比3.5%増の143.6億ドル（59か国）
中国の対外投資全体の12%（61か国）
- ・同対外工事請負額（契約ベース、2018年1月-7月）は同571.1億ドル、中国全体の45.6%
2017年：前年比14.5%増の1443.2億ドル（61か国）
中国の対外請負工事契約額全体の54.4%
同上営業額：前年比12.6%増（855.3亿美元）
中国の対外請負工事営業額全体の50.7%
- ・2018年11月5日、上海で第1回国際輸入博覧会が開幕

(参考)

- ・2020年までの双方観光客数は延べ8,500人、観光消費1,100億ドル
- ・2017年、中国と一帯一路沿線国との双方観光客は延べ6000万人、一帯一路は世界のホットな新観光地
- ・2018年4月時点、61一帯一路沿線国1023都市と友好都市関係を構築
- ・2017年、中国は“シルクロード”中国政府奨学金を設立、毎年1万人に支給（留学・研修）24沿線国・地区と大学教育学歴学位相互認証協議に署名、一帯一路沿線国は欧米先進国以外では新留学拠点

出所：商務部発表など各種資料から筆者が作成

表5. 「一帯一路貿易合作ビッグデータ報告2018」から見た一帯一路経済の実績
(下記表内の数字は、ことわりがない場合は2017年の状況)

一帯一路カバー国および省・自治区・直轄市：71か国⁴、31省・自治区・直轄市

内訳：アジア大洋州（14か国）、中央アジア（5か国）、西アジア（18か国）、南アジア（8か国）、東欧（20か国）、アフリカ・ラテンアメリカ（6か国）、韓国、パナマ、南アフリカ、ニュージーランド、マダガスカル、モロッコ、エチオピアの7か国が初めて統計対象となった。
(一帯一路がアフリカ、中南米、オセアニアへ延伸していることが認められる)
なお、日本および中国には香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾省は含まれていない。

① 中国と一帯一路カバー国との貿易

輸出入総額：前年比13.4%増（1兆4,403.2億ドル）／中国全体の36.2%

輸出：同8.5%増（7,742.6億ドル）／中国全体の34.1%

輸入：同19.8%増（6,660.5億ドル）／中国全体の39.0%

総額では中国全体を5.9ポイント上回る。輸入伸び率が初めて輸出のそれを上回った。

(国・地区別)

アジア大洋州地区が第一貿易パートナー：

輸出入総額：8,178億ドル（一帯一路全体の56.8%）

主要貿易相手国（中国と一帯一路関係国の貿易額の68.9%）

上位10傑：韓国、ベトナム、マレーシア、インド、ロシア、タイ、シンガポール、インドネシア、フィリピン、サウジアラビア

② 中国地域と一帯一路との貿易

- ・ 東部地区（主に沿海地区）と一帯一路の輸出入総額（1兆1,494億ドル）で、中国と一帯一路関係国の79.8%を占める。東北地区との伸び（前年比22%増）が最速となった。
- ・ 省・自治区・直轄区別では、上位5傑は広東、江蘇、浙江、山東、上海の順で、全体の67.8%を占めている。

③ 出入商品構造

中国の対一帯一路関係国輸出：機電類（ボイラー・機器・機械器具・部品等<HS84>電器>および電機・電気設備・同部品・録音機・スピーカー等<HS85>）が対一帯一路輸出のそれぞれ23.2%、15%を、対一帯一輸入では、電機電気設備と鉱物燃料に集中しており、全体のそれぞれ26.7%、23.6%を占めている。

④ 貿易主体

民営企業と一帯一路関係国の輸出入総額(6,199.8億ドル)が最大で、中国と一帯一路関係国全体の43.0%、以下、外商投資企業(36.6%)、国有企業(19.4%)、その他(1%)。伸び率では、それぞれ、10.2%、12.1%、1.2%。

⑤ 貿易方式

一般貿易輸出入が28.7%増(8,407.6億ドル)で、中国と一帯一路輸出入総額の58.4%。

参考：中国の対一帯一路関係国への投資実績（2017年／商務部：2017年度中国対外投資協力データ）

投資額：前年比3.5%増の143.6億ドル（59か国）

中国の対外投資全体の12%（61か国）

対外請負工事契約額：前年比14.5%増の1443.2億ドル（61か国）

中国の対外請負工事契約額全体の54.4%

同上営業額：前年比12.6%増（855.3億ドル）

中国の対外請負工事営業額全体の50.7%

出所：「“一帯一路”貿易合作ビッグデータ報告2018」（2018年5月発表）より筆者加工

第3節 2018年の一帯一路の進捗をみる視点

一帯一路は、提起5年で100余か国の参加・支持を得るなど世紀のプロジェクトとなり、今や、中国の代名詞といっても過言ではない。習近平国家主席（以下、習主席）の行くところ、常に、“一帯一路ありき”である。この点、2018年11月初旬から12月初旬の1ヵ月の間に、中国が一帯一路を世界にアピールする絶好のビッグ・イベントが国内外で開催された。すなわち、①上海で開催された国際輸入博覧会（以下、「輸入博」）②「APEC サミット」（パプアニューギニア）、③「G20 サミット」（アルゼンチン）である。1ヵ月間に世界が注目する大ビジネス・イベントを開催し、国際会議でその言動が大きく注目される国は、今、中国をおいてほかにはない。これら3大行事で一帯一路はどのようにプレイアップされたのだろうか。習主席の言動を中心に見てみたい。

1. 世界初の輸入に特化した国家級博覧会

「輸入博」は、昨年五月、習主席が第1回「一帯一路国際協力サミットフォーラム」（以下、「一帯一路フォーラム」）で発表したもので、2018年11月5日から10日まで上海で開催された。「輸入博」は、一帯一路に特化したものではないが、「一帯一路」のプレゼンスが

大いに目立っていた。そもそも、29 か国の元首・1500 名の各国・国際機関の要人が出席した 2017 年 5 月開催の「一带一路フォーラム」で「輸入博」の開催宣言が行われたこと自体、「輸入博」での一带一路の取り扱いには特別なものがあったとみるべきであろう。「一带一路フォーラム」の開催に前後して、“一带一路は構想から実務の段階に入った”との見方がひろまったが、正に「輸入博」は、満を持してのその第一弾であったといえるのではないか。

「輸入博」には、172 か国から約 3600 社の参展があった。そのうち、一带一路沿線国からは、沿線国のほぼ 90%にあたる 58 か国が、また、「輸入博」参展企業の三分之一にあたる 1000 余社が参展している。報道によれば、同沿線国からの参展商品は、アパレル類、日用品、食品・農産物などの伝統商品に加えて、工業用ロボット、デジタル化工場、無人運転車などの“特色ある商品”も少なくなかったという。

中国は、今後 15 年間に 30 兆ドルの商品輸入を予定している。一带一路沿線国企業の多くが、“この機会を捉え、ブランドを打ち立て、商機をつかみ、中国から世界を目指す”との期待を表明したとされる（経済参考報 2018 年 11 月 8 日）。

習主席は、5 日の「輸入博」の開幕式での基調講演（テーマ：インクルーシブな開放型世界経済を共に創設しよう）で、一带一路につきこう言及している。“中国は、引き続き「一带一路」の共同建設を推進し、「共商・共建・共享」（共に協議し・つくり・分かち）を堅持し、関係各国と重大プロジェクト建設を推進し、更なる貿易促進のプラットフォームを構築し、中国企業には、沿線国での投資協力～中略～を奨励し、世界に開放協力といったプラットフォームを提供してゆく”。この発言をやや深読みすれば、中米貿易摩擦が泥沼化しつつある中、多国間主義、多角的貿易体制の維持を象徴する大プロジェクトを中国が担っている実績を誇示しているともとれる。その意味で、今後 15 年間に 30 兆ドル相当の膨大な商品を輸入するとしたのは、世界に対する説得力ある決意表明であったといえよう。因みに、日本は今回の「輸入博」最大の参展国であった。

2. G20 首脳会議で大きくアピールされた一带一路

パプアニューギニアでの「APEC サミット」は、史上初めて慣例の首脳宣言の発表が見送られるといった異例の事態となった。多角的貿易体制と保護貿易主義の折り合いがつかなかったことが主因の一つされるが、習主席は、一带一路を一国主義や保護貿易主義の対極にある“世界との協力事業”として大いにアピールしていた。例えば、「APEC ビジネス指導者サミット」で行なった基調講演（テーマ：同舟共済で美しい未来を創造しよう）でこう強調している。“中国はすでに 140 余か国・国際組織と「一带一路」協力協定を締結している。私が強調したいのは、「一带一路」の共同建設は開放のための協力のプラットフォームである。中国は、世界とチャンスをつかち共同発展の大道を歩む。来年開催する第 2 回「一带一路サミット」に各位を招待する”。さらに、「輸入博」についても、“中国が貿易自由化を支持し、世界に市場を積極開放する決意にあることが証明された。各位の来年開催する第 2 回国際輸入博覧会への参加を歓迎する”など、閉幕後間もない「輸入博」の成果を誇示することを忘れていなかった。

3. 一帯一路への言及がなかった「G20 サミット」での習談話

今年で10周年となる「G20 サミット」ではどうであったか。10年前といえば、米国発リーマン・ショックの発生で世界経済は大きな打撃を受けようとしていた。10年後の2018年、中米貿易摩擦が深刻化し、リーマン・ショック時の再来を危惧する声が高まった。幸か不幸か、「G20 サミット」は、その2週間前に開催された「APEC サミット」で発表できなかった首脳宣言は出されたものの、G20 首脳宣言にこれまで一貫して盛り込まれてきた“保護主義と闘う”といった文言が、米国に配慮して（反対されて）盛り込まれなかった。

習主席は、11月30日、「高きに登り遠くを望み、世界経済の正しい方向をしっかりと把握する」と題した重要談話を行った。注目すべきは、1か月前に中国が主催した「輸入博」については、“成功裏に開催され国際社会から広範な支持を受けた”と紹介したが、一帯一路への言及はなかった。翌12月1日の中米首脳会談を睨んだ戦略的意図があったのではないだろうか。中国は一帯一路を自由で開放された世界との共同・協力プロジェクト、「世界の公共財」としている。直前の「APEC サミット」のように一帯一路の成果を喧伝し、「アメリカファースト」の「一国主義」を前面に押し出すトランプ政権を刺激したくなかったということであろう。いずれにしても、一帯一路の国際的影響力の大きさの“ほど”がわかる。

4. 世界展開を見せる一帯一路

習主席は、国際会議出席の往復路に複数の国家を訪問し首脳会談を行っているが、上記2サミットでは、開催国に加え、「APEC サミット」でブルネイ、フィリピンを、「G20 サミット」でスペイン、パナマ、ポルトガルを訪問している。その際、一帯一路が主要議題となるのは言うまでもない。例えば、パナマ訪問で習主席は、“パナマの2030 国家物流戦略と一帯一路の共同建設といった両国の発展戦略を連携させ、金融、観光、物流、インフラ建設等分野で協力強化し、鉄道、教育、医療名で重点プロジェクトをうまく実施し、コネクティビティを推進したい。中国はパナマ運河の世界第二位の利用国である”。これに対し、パナマのバレラ大統領は、“中国の一帯一路共同事業を支持する。パナマは中国との投資、港湾運輸、FTA 等分野での協力を期待する。中国企業の投資を歓迎し、中国との早期 FTA を締結し、両国の貿易水準を高めたい”と応じている。

今や、一帯一路は、中国の外交・ビジネス発展戦略の最前線にある。中国はその延伸に意欲を見せている。この点、「APEC サミット」ではアジア太平洋での展開に、また、「G20 サミット」では中南米および欧州とアフリカを繋ぐイベリア半島での展開に大きな布石を打ったといえよう。「輸入博」はその有効な「一手」であったと位置付けられる。

習主席は、2019年新年のあいさつの最後で、一帯一路にこう言及している。“目を世界に放てば、我々はこの100年の未曾有の変化と向き合っている。国際情勢がどう変わろうと、中国は国家主権と安全を擁護するとの信念と決心は決して変わらない。中国は一帯一路の共同建設を積極推進し、引き続き人類運命共同体を推進し、さらに繁栄した美しい世界をつくるため努力を惜しまない”。1835字に及ぶ新年賀詞の中で世界に対するメッセージがこの

部分に濃厚に集約されているとみられる。何より、中国が一带一路の推進にいかにより大きな期待をかけているか、2019年の賀詞で改め宣言されているとみられる。

2019年は、1949年の中華人民共和国建国70周年である。建国—改革開放—一带一路という中国と世界の関係を構築してきた歴史的大事業の中で、今後、一带一路は中国の歴史にさらにどんな足跡を残すのであろうか。

1 中国の指導者による人類運命共同体構築の理由に関わる言及については、習主席を筆頭に、“枚挙に暇なし”であるが、筆者は、楊潔篪国務委員（副首相級、前外務大臣）の下記（人民日報2017年11月19日の掲載文、テーマ：「人類運命共同体の構築を推進する」）が、中国の本音を語っているとみている。

“人類運命共同体の構築は当代の中国の世界に対する重要思想・理論・貢献である。～”

“世界は多極化し、経済はグローバル化し、社会は情報化し、文化は多様化しており、新興市場と広大な発展途上国のプレゼンスが増してきている。国際構図は西側が握り西側の価値観に基づく国際関係は、新たな時代の潮流に適応しきれていない。国際社会は新たなグローバルガバナンス理念を必要としている。新たな公正で合理的な国際体系・秩序を構築し、人類に素晴らしい発展ビジョンを切り開く”、“人類運命共同体の構築はグローバルガバナンスに貢献するための「中国智慧」であり「中国方案」である。”

2 平成29年度 中国型グローバリズムの発展可能性と世界経済体制への影響

～一带一路構想と法整備の視点からの分析～

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

平成29年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業報告書 第8章参照

3 ①カザフスタンの“**光明の道**”発展戦略

②モンゴルの“**草原の道**”発展戦略

③ロシア主導の“**ユーラシア経済連盟**”の発展戦略

④カンボジアの“**四角戦略**”

⑤サウジアラビアの“**2030ビジョン**”

⑥エジプトの“**振興計画**”

⑦チェコ、ウズベキスタン、ブルネイ等**発展戦略**

⑧欧州委員会委員長提起の**ユンケル投資計画** など

4 一带一路沿線国数は、公式には発表されていない。71か国となっているのは、「“一带一路”貿易合作ビッグデータ報告2018」で対象とされた国の合計。下記の66か国を一带一路沿線国とするところもある。

| 地区 | 国名 |
|----------------|---|
| 東アジア (2) | 中国、モンゴル |
| 東南アジア (10) | タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー |
| 南アジア (8) | インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、モルディブ、ブータン、パキスタン、アフガニスタン |
| 中央アジア (5) | カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン |
| 独立国家共同体 (7) | ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、モルドバ、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア |
| 西アジア・北アジア (18) | サウジアラビア、カタール、クウェート、レバノン、イエメン、ヨルダン、イスラエル、トルコ、イラン、シリア、イラク、バーレーン、オマーン、アラブ首長国連邦、パレスチナ、キプロス、ギリシャ、エジプト、 |
| 中東欧アジア (16) | ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア、アルバニア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、マケドニア、エストニア、ラトビア、モンテネグロ |

〔禁無断転載〕

中国の新時代の新矛盾に対処する国内外における経済・社会統治のあり方

平成 30 年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業

発行日 2019 年 2 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

TEL：(03) 5148-2601 FAX：(03) 5148-2677

Home Page：http://www.iti.or.jp

